

山形市みどりの基本計画

～人と「みどり」の環が広がるまち 山形～



山形市

平成29年12月



は じ め に



山形市長 佐 藤 孝 弘

山形市は、東と西に仰ぎ見る山々、馬見ヶ崎川をはじめとした河川の清らかな流れなど、豊かな自然に囲まれた市街地と田園が共存する美しいまちです。この豊かな自然環境や、都市と自然が調和した景観は、本市の魅力であり貴重な財産であります。

本市では、平成11年に、緑全般に関する総合的な指針として「山形市緑の基本計画」を策定し、都市公園の整備など様々な施策に取り組んでまいりました。

策定から20年近くが経過し、地球温暖化の進行や少子高齢化の進展、市民生活の多様化など、私たちを取り巻く環境が大きく変化する中、「みどり」が果たす役割はますます重要になっております。

こうした中、「みどり」をより幅広いイメージとしてとらえ、本市の「みどり」の将来像を社会情勢の変化に対応させて創り上げていくため、「山形しみどりの基本計画」を改訂いたしました。

本計画は、平成47年度を目標年次とし、『人と「みどり」の環が広がるまち 山形』をテーマとして掲げ、本市のみどり全般に関わる取り組みをまとめております。改訂にあたっては、「山形市発展計画」や「山形市都市計画マスタープラン」との整合性を図るとともに、前計画での緑地の整備・保全といったみどりの量の確保のほか、新たに民間活力の導入による魅力ある公園・緑地づくりや、園芸福祉や花育による心とからだの健康づくりなど、みどりの質の向上に関する取り組みを加え、本市が目指す「世界に誇る健康・安心のまち『健康医療先進都市』」の実現に努めてまいります。

本計画を実効性のあるものとするためには、市民・行政・事業者が連携し、目標を共有しながら取り組むことが不可欠でありますので、皆様には、より一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の改訂にあたり、市民アンケートなどで貴重なご意見をいただきました市民の皆様をはじめ、ご協力いただきました多くの皆様に心から感謝を申し上げます。

平成29年12月

目 次



I. 序 章

みどりの基本計画とは

1 見直しの背景	1
2 計画の意義及び効果	2
3 計画の位置づけ	3
4 みどりの基本計画の構成	4

「みどり」の役割とその必要性

1 緑地の分類	5
2 役割とその必要性	6



II. 「みどり」の現況と課題

「みどり」の特徴

1 「みどり」の構造	12
2 緑地の現況	13

施設緑地の「みどり」の現況

1 都市公園	16
2 都市公園以外	19

地域制緑地等の「みどり」の現況

1 法及び条例等による「みどり」	30
------------------	----

その他民有地の「みどり」の現況

1 農地	37
2 住宅地の「みどり」	38
3 商業地の「みどり」	41
4 事業所の「みどり」	44

「みどり」の課題

1 都市の環境を守り良くする役割（環境の保全及び改善） における課題	46
2 市民のレクリエーション需要に応える役割（レクリエーション） における課題	47
3 都市の特色ある景観を創り出す役割（景観形成） における課題	48
4 災害による被害を軽減する役割（減災）における課題	48

- 5 まちへの愛着や生活への活力をもたらす役割（コミュニティの形成）
における課題 49
- 6 人の心を育て心身に健康をもたらす役割（豊かな心の育成・心と
からだの健康）における課題 50



III. 基本方針及び計画の目標

計画のテーマ	51
------------------	----

計画の基本方針

- 1 まちの風景である「みどり」をまもる 52
- 2 「みどり」の基盤となる公園・緑地をつくる 52
- 3 まちの拠点や軸となる「みどり」をつくる 53
- 4 花と「みどり」につつまれたまちをつくる 53
- 5 市民とともに「みどり」をつくる 53

計画の目標年次と基本フレーム

- 1 計画の目標年次 54
- 2 計画対象区域 54
- 3 都市計画区域内人口の見通し 54

計画の目標水準

- 1 目標水準の考え方 55
- 2 「みどり」の目標 55



IV. 緑地の配置方針

みどりのネットワークにおける緑地の配置方針

- 1 生態系ネットワーク（生態系の連続性）における
緑地の配置方針 59
- 2 景観ネットワークにおける緑地の配置方針 60
- 3 コミュニティ・ネットワークにおける緑地の配置方針 61



V. 緑地の保全及び緑化の推進に関する施策

施策の体系	63
-----------------	----

基本方針1 まちの風景である「みどり」をまもる

- 1 森林の保全と活用 64
- 2 樹木樹林の保全 65
- 3 農地の保全と活用 66

基本方針2 「みどり」の基盤となる公園・緑地をつくる

- 1 安全安心な公園・緑地づくり（都市公園の管理の方針） . . . 67
- 2 中心市街地における特色のある公園・緑地づくり . . . 68
- 3 身近な公園・緑地づくり（都市公園の整備の方針） . . . 69
- 4 魅力ある公園・緑地づくり . . . 71
- 5 都市公園以外の公園づくり . . . 72

基本方針3 まちの拠点や軸となる「みどり」をつくる

- 1 河川の保全と活用 . . . 73
- 2 山形五堰の保全と活用 . . . 74
- 3 道路の緑化 . . . 75
- 4 公共公益施設の緑化 . . . 76

基本方針4 花と「みどり」につつまれたまちをつくる

- 1 住宅地の緑化 . . . 77
- 2 工業地の緑化 . . . 78
- 3 商業地の緑化 . . . 79
- 4 まちづくりの制度を活用した緑化 . . . 80

基本方針5 市民とともに「みどり」をつくる

- 1 市民参加による「みどり」づくり . . . 81
- 2 緑化を支える組織や人材の育成 . . . 83
- 3 「みどり」に親しむ環境づくり . . . 84
- 4 「みどり」の普及啓発の充実 . . . 85
- 5 グリーン・マネジメント・サイクル（みどりの循環）の構築 . . . 86

施策の役割分担 . . . 87



VI. 緑化重点地区の設定

緑化重点地区の設定

- 1 緑化重点地区とは . . . 88
- 2 緑化重点地区を設定するにあたっての条件 . . . 88
- 3 緑化重点地区の設定及び緑化推進計画 . . . 89



資料編



I. 序 章



◆みどりの基本計画とは

- 1 見直しの背景
- 2 計画の意義及び効果
- 3 計画の位置づけ
- 4 みどりの基本計画の構成

◆「みどり」の役割とその必要性

- 1 緑地の分類
- 2 役割とその必要性

みどりの基本計画とは

1 見直しの背景

山形市緑の基本計画は、平成27年を計画の目標年次として平成11年3月に策定しました。

この間、地球温暖化の進行や生物多様性の危機などの環境問題、少子高齢化の進展、市民生活や価値観の多様化など、我々を取り巻く社会情勢も変化してきました。

このような状況の中で、もう一度「みどり※」の役割・機能を見つめ直し、これまでの基本方針を受け継ぎながら、様々な課題の解消に向けて取り組むべき施策を明らかにし、目指すべき山形市のみどりの将来像を創り上げていくため、計画の見直しを行うものです。

※『緑の基本計画』から『みどりの基本計画』へ

「緑」という言葉からイメージされる、樹木や草花などの植物、河川や湖沼などの水辺地、公園・緑地などばかりではなく、レクリエーション、コミュニティ、心身の健康など幅広い価値観を含んだ総合的な計画であるため、「緑の基本計画」から「みどりの基本計画」へ変更し、計画書では「みどり」と表記します。

みどり



樹木や花



山並みなどの景観



河川



レクリエーション



公園



健康づくり



コミュニティ



花育



減災



園芸福祉

2 計画の意義及び効果

「みどりの基本計画」は、都市緑地法（平成16年都市緑地保全法から改正）に基づき、【施策の総合性の確保】【みどりの機能の戦略的配置】【みどりに関する市民ニーズ】【重点的・効率的な施策の推進】などの意義及び効果を踏まえたうえで策定されます。

独自性、創意工夫を発揮して、緑地の保全、公園緑地の整備、公共公益施設及び民有地の緑化推進まで、山形市の「みどり」全般について、幅広く将来のあるべき姿とそれを実現するための施策を明らかにし、市民と行政とが思いを共有し、一体となってみどり豊かなまちづくりを目指します。



3 計画の位置づけ

「山形市みどりの基本計画」は、まちづくり全体の指針や施策の基本的方向を定めた「山形市基本構想」、「山形市発展計画」及び「山形市都市計画マスタープラン」の考え方を踏まえるとともに、環境や景観に関する方針を定めた「山形市環境基本計画」「山形市都市景観ガイドプラン」などと整合を図っていきます。

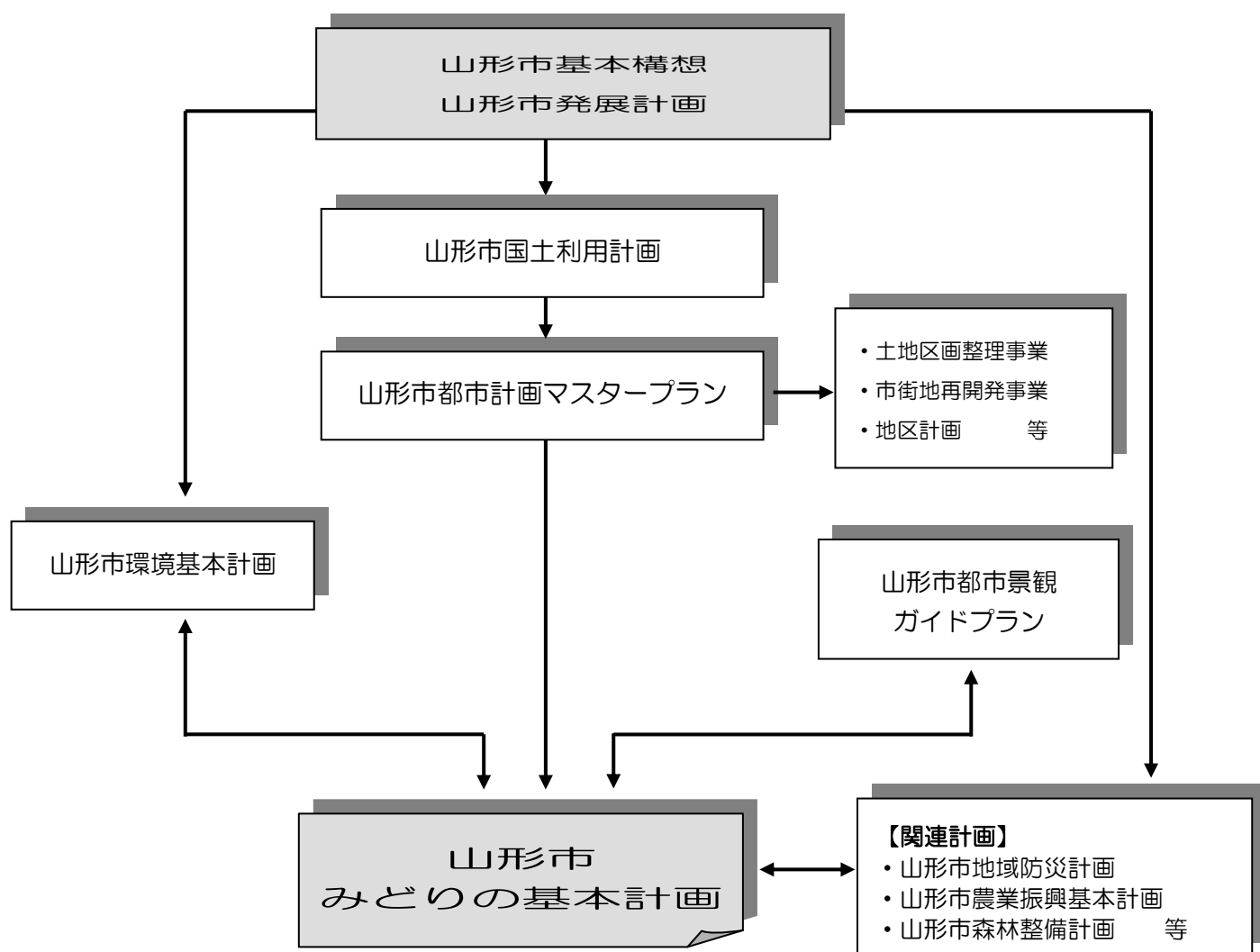


図1-1 みどりの基本計画の位置づけ

4 みどりの基本計画の構成

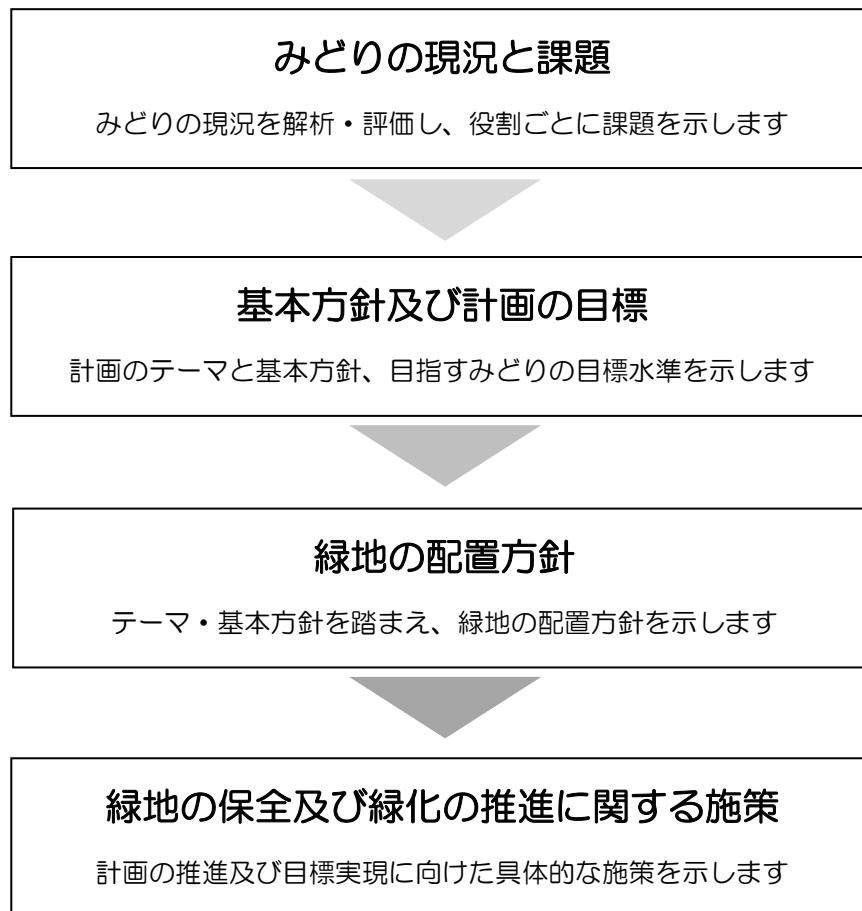


図1－2 計画の構成

「みどり」の役割とその必要性

1 緑地の分類

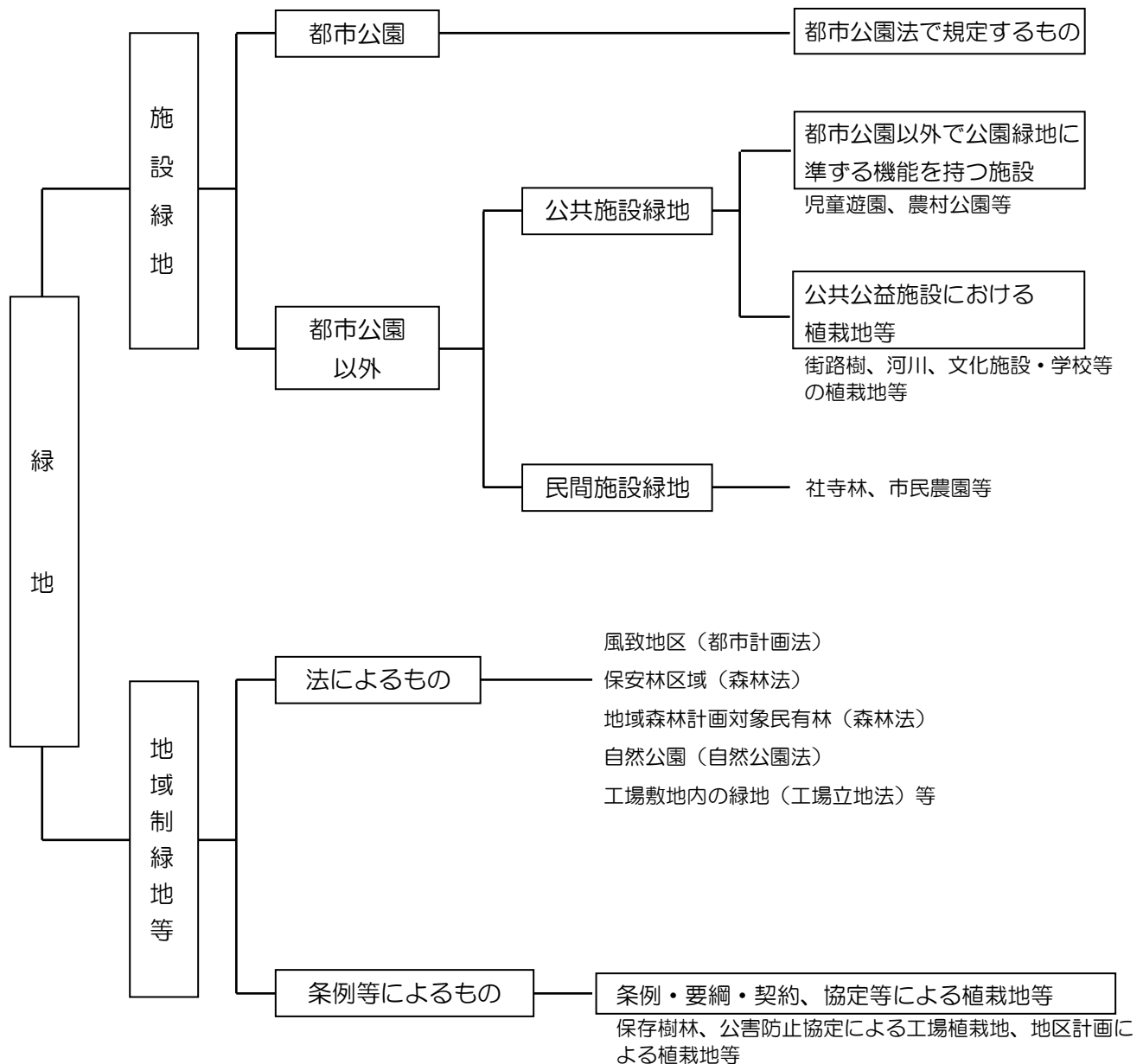


図1－3 緑地の分類

都市緑地法第3条第1項

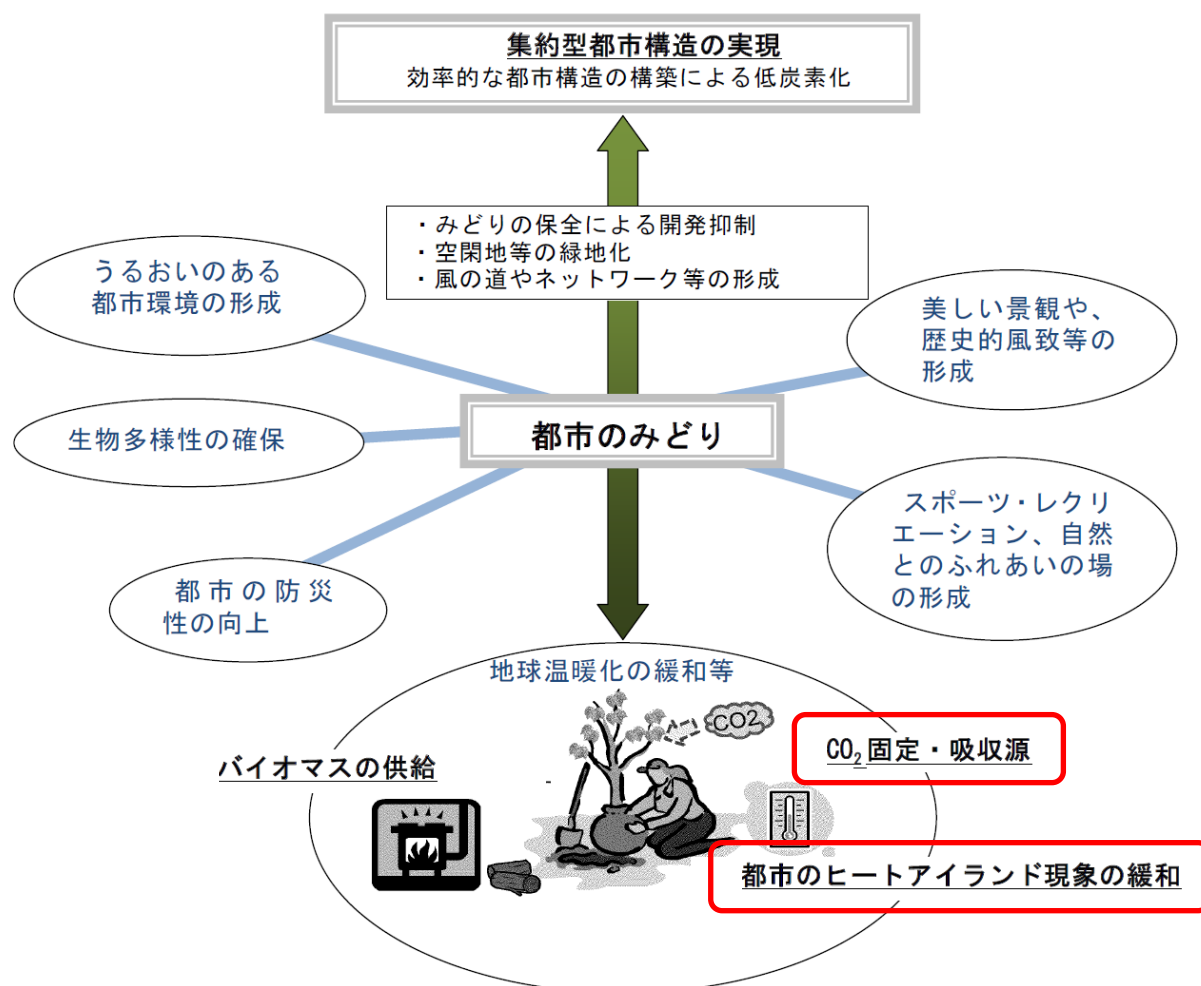
この法律において「緑地」とは、樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地が、単独で若しくは一体となって、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となって、良好な自然的環境を形成しているもの。

2 役割とその必要性

みどりは、環境の保全や改善、レクリエーションの場の提供など多様な機能を持ち、都市において重要な役割を果たしています。そして、近年、社会全体が成長・拡大から成熟社会へと移行していく中で、精神的な効果をもたらすみどりへの期待も高まってきています。しかし、都市化の進展に伴い、この大切なみどりの減少が懸念されています。

今後、住み慣れた生活環境の維持向上を図りながら、地球温暖化をはじめとする環境問題に対応し、さらには、都市機能の適正な配置などによる低炭素社会の構築が必要とされる中で、山形市の豊かなみどりを量・質ともに守り育てながら、その機能をより効率的・効果的に発揮させるため、新たな「みどり」についても創出を図る必要があります。

国土交通省が策定した「低炭素まちづくり実践ハンドブック」において、低炭素まちづくりを進めるうえでの都市のみどりの役割が示され、その機能が最大限発揮されるよう施策を実施することが必要とされています。



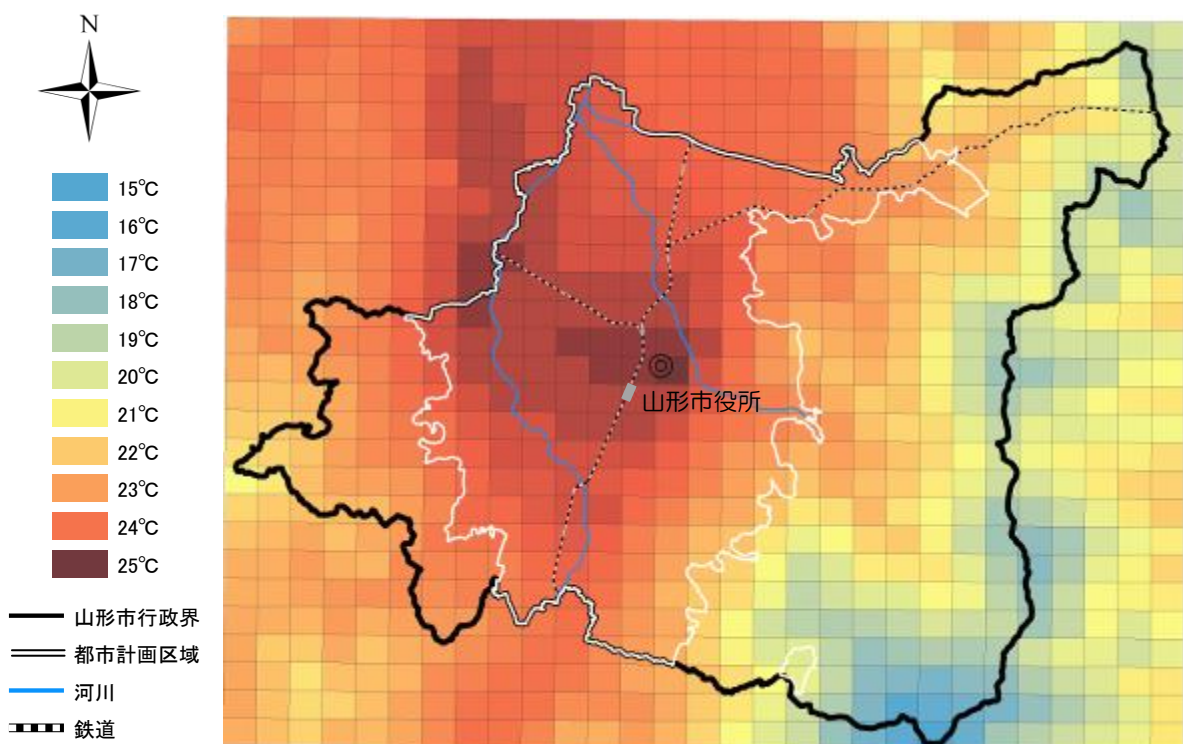
出典) 国土交通省「低炭素まちづくり実践ハンドブック」

図1-4 都市のみどりの役割

①都市の環境を守り良くする役割（環境の保全及び改善）

みどりは、地球上の生物が生育する環境を生み出す、無くてはならないものです。また、樹木や草花による被覆面が太陽光などからの熱の蓄積を抑えることによるヒートアイランド現象の緩和、樹木による二酸化炭素の吸収など、生物多様性の保全や地球温暖化をはじめとする様々な環境問題対策において、みどりが果たす役割はとても重要です。

山形市の気温についてメッシュ平年値を確認すると、図1-5のように、市東部の山林部地域に比べ、中心市街地の気温が高くなっていることがわかります。



出典) 気象庁

図1-5 メッシュ平年値 2010（8月平均気温）

②市民のレクリエーション需要に応える役割（レクリエーション）

公園・緑地は、運動の場、歴史や自然とふれあう学習活動の場など、市民に様々なレクリエーションの場を提供し、市民生活に活力をもたらします。



西公園



嶋遺跡公園



山形城跡 霞城公園



馬見ヶ崎プールジャバ



馬見ヶ崎河川公園



馬見ヶ崎河川公園での日本一の芋煮会

③都市の特色ある景観を創り出す役割（景観形成）

市街地を取り囲む森林や田園などのみどりは、山形市を印象づける代表的な景観を形づくり、その美しい風景は市民の生活にゆとりや安らぎ、潤いをもたらしてくれます。また、市街地におけるみどりもまちに潤いを与え、個性的で魅力ある景観を創り出します。



みどり豊かな田園風景



もみじ公園



文翔館



蔵王連峰の山並み



専称寺

④災害による被害を軽減する役割（減災）

公園・緑地などのオープンスペースは、災害時の一時避難場所（指定緊急避難場所）や救援活動等の拠点になります。東日本大震災においても避難場所や救援活動等の拠点となった公園・緑地が多く見られました。

また、避難場所や救援活動等の拠点としての利用以外にも、火災における延焼防止の効果も期待されます。阪神・淡路大震災の調査では、火災の延焼防止の要因として、公園や道路が39%、空地が23%で、合わせると半数以上がオープンスペースによるものという結果が出ています。また、庭木や街路樹などの樹木による家屋やブロック塀などの倒壊を軽減した事例が57件あったと報告されています。



出典)『新時代を迎える地震対策』
(建設省監修、ぎょうせい)

図1-6 延焼防止効果の要因



火災の延焼を防止した公園（神戸市長田区）

出典) 防災公園計画・設計ガイドライン

監修：建設省都市局公園緑地課

建設省土木研究所環境部

編集：財団法人都市緑化技術開発機構

表1-1 樹木の支持機能が被害軽減に役立った事案件数

樹木分類	対 象 物							総合計
	家屋	ブロック塀	塀	ネットフェンス	電柱	電線	不明	
街路樹	15	0	0	0	0	1	0	16
公園	0	0	0	1	0	0	0	1
庭木	17	14	4	1	2	0	1	39
不明	0	0	1	0	0	0	0	1
件数合計	32	14	5	2	2	1	1	57



建物倒壊被害を軽減する樹木（神戸市東灘区）

出典) 日本造園学会阪神大震災特別調査委員会

「公園緑地等に関する阪神淡路大震災緊急調査報告書

⑤まちへの愛着や生活への活力をもたらす役割（コミュニティの形成）

公園・緑地は、人々が集い、出会い、交流する場として、日常的に利用されています。同時に、みどりの管理や植栽などの緑化活動の場にもなっています。また、歴史・文化資源、道路の花壇や植栽帯、公共公益施設など、まちや地域の様々な場所が緑化活動の場となっています。

緑化活動は、市民が身近に参加できる地域活動であり、まちや地域への愛着をもたらすとともに、活動を通じた楽しみの共有は、コミュニティを形成し、生活の質を高め活力をもたらします。



ボランティア団体による山形駅前での緑化活動（きらりロードの会）

⑥人の心を育て心身に健康をもたらす役割（豊かな心の育成・心とからだの健康）

近年、社会が成長・拡大から成熟へと移行していく中で、精神的な充足感による心の健康、からだの健康が求められています。

みどりには、癒しの効果によるストレス軽減や子供たちの情操面での向上などのほか、健康維持など、身体的な効果も期待されています。

日本造園学会全国大会において、『園芸における身体的効用』についての研究発表がなされ、20歳代男性を対象に「花壇づくり」活動の運動強度を測定したところ、その数値はエアロビクスに匹敵するという結果が出ました。厚生労働省によると、園芸は「弱い運動」に定義されていますが、花壇づくりには、鍬で耕したり肥料を撒いたりいろいろな作業が含まれているためと考えられ、毎日のように植物の世話をを行う「園芸」という作業が、体を動かす動機の一つになりうるとされています。



介護老人保健施設での花苗の植替え（サニーヒル山寺）



児童遊戯施設での花苗の植付け（べにっこひろば）

II. 「みどり」の現況と課題

「みどり」の特徴

- 1 「みどり」の構造
- 2 緑地の現況

施設緑地の「みどり」の現況

- 1 都市公園
- 2 都市公園以外

地域制緑地等の「みどり」の現況

- 1 法及び条例等による「みどり」

その他民有地の「みどり」の現況

- 1 農地
- 2 住宅地の「みどり」
- 3 商業地の「みどり」
- 4 事業所の「みどり」

「みどり」の課題

- 1 都市の環境を守り良くする役割（環境の保全及び改善）における課題
- 2 市民のレクリエーション需要に応える役割（レクリエーション）における課題
- 3 都市の特色ある景観を創り出す役割（景観形成）における課題
- 4 災害による被害を軽減する役割（減災）における課題
- 5 まちへの愛着や生活への活力をもたらす役割（コミュニティの形成）における課題
- 6 人の心を育て心身に健康をもたらす役割（豊かな心の育成・心とからだの健康）における課題

「みどり」の特徴

1 「みどり」の構造

山形市は、山形盆地の南東部に位置し、市域の約 65%が山岳丘陵地帯で占められています。

市街地は馬見ヶ崎川の扇状地に発展し、馬見ヶ崎川のほか、須川、立谷川が流れ、市街地内には山形五堰が流れます。

東側には奥羽山脈、西側には西部丘陵地があり、これらの山並みと田園などが市街地を取り囲むように広がり、美しい景観を形成していることが特徴となっています。



(背景図：ESRI 社 ArcGIS ベースマップ)

図2-1 山形市の地勢

2 緑地の現況

平成 27 年度に実施した現況調査の結果からみる山形市の緑地の現況では、都市計画区域 15,990ha における緑地は 4,858.04ha で、緑地率は 30.38% となっています。

緑地の種別ごとでは、施設緑地が面積 694.84ha、緑地率 4.34% に対し、地域制緑地等が面積 4,163.20ha、緑地率 26.05% であり、緑地の大部分が地域制緑地等として法及び条例等によって守られている緑地であることが分かります。中でも森林が 3,676.85ha と最も多く、山形市を代表する緑地といえます。

施設緑地については、都市公園が面積 394.12ha、緑地率 2.46%、公共施設緑地が面積 289.80ha、緑地率 1.81% となっていますが、民間施設緑地は面積 10.92ha、緑地率 0.07% と低い値になっています。

市街化区域・市街化調整区域別では、市街化調整区域が面積 4,613.85ha、緑地率 38.78% となっていますが、市街化区域は面積 244.19ha、緑地率 5.97% と低い値になっています。

【緑地の確保目標の成果】

前回計画においての緑地確保目標水準として、緑地面積約 4,800ha、緑地率約 30% と設定し、結果は、緑地面積 4,858.04ha、緑地率 30.38% で、目標を上回りました。

表 2-1 緑地の現況（平成 27 年度調査）

緑 地 の 種 別			都市計画区域					
					市街化区域		市街化調整区域	
			面積 (ha)	緑地率 (%)	面積 (ha)	緑地率 (%)	面積 (ha)	緑地率 (%)
施設緑地	都市公園		394.12	2.46	143.07	3.50	251.05	2.11
	都市公園以外		300.72	1.88	66.39	1.62	234.33	1.97
	公共施設緑地	児童遊園等	10.06	0.06	2.41	0.06	7.65	0.06
		街路樹	12.66	0.08	10.47	0.26	2.19	0.02
		河川	233.68	1.46	24.53	0.60	209.15	1.76
		公共公益施設	33.40	0.21	23.14	0.56	10.26	0.09
		計	289.80	1.81	60.55	1.48	229.25	1.93
	民間施設緑地	社寺林	9.32	0.06	4.52	0.11	4.80	0.04
		市民農園	1.60	0.01	1.32	0.03	0.28	0.00
計		10.92	0.07	5.84	0.14	5.08	0.04	
地域制緑地等	法及び条例等による緑地		4,163.20	26.05	34.73	0.85	4,128.47	34.70
	風致地区	風致地区	439.10	2.75	8.38	0.20	430.72	3.62
		保存樹林等	41.13	0.26	20.23	0.49	20.90	0.17
		森林	3,676.85	22.99	0.00	0.00	3,676.85	30.91
		公害防止協定	5.90	0.04	5.90	0.14	0.00	0.00
		地区計画等	0.22	0.00	0.22	0.01	0.00	0.00
緑地の合計			4,858.04	30.38	244.19	5.97	4,613.85	38.78
都市計画区域面積			15,990		4,093		11,897	

※社寺林は、保存樹林等を除いた集計になっています。

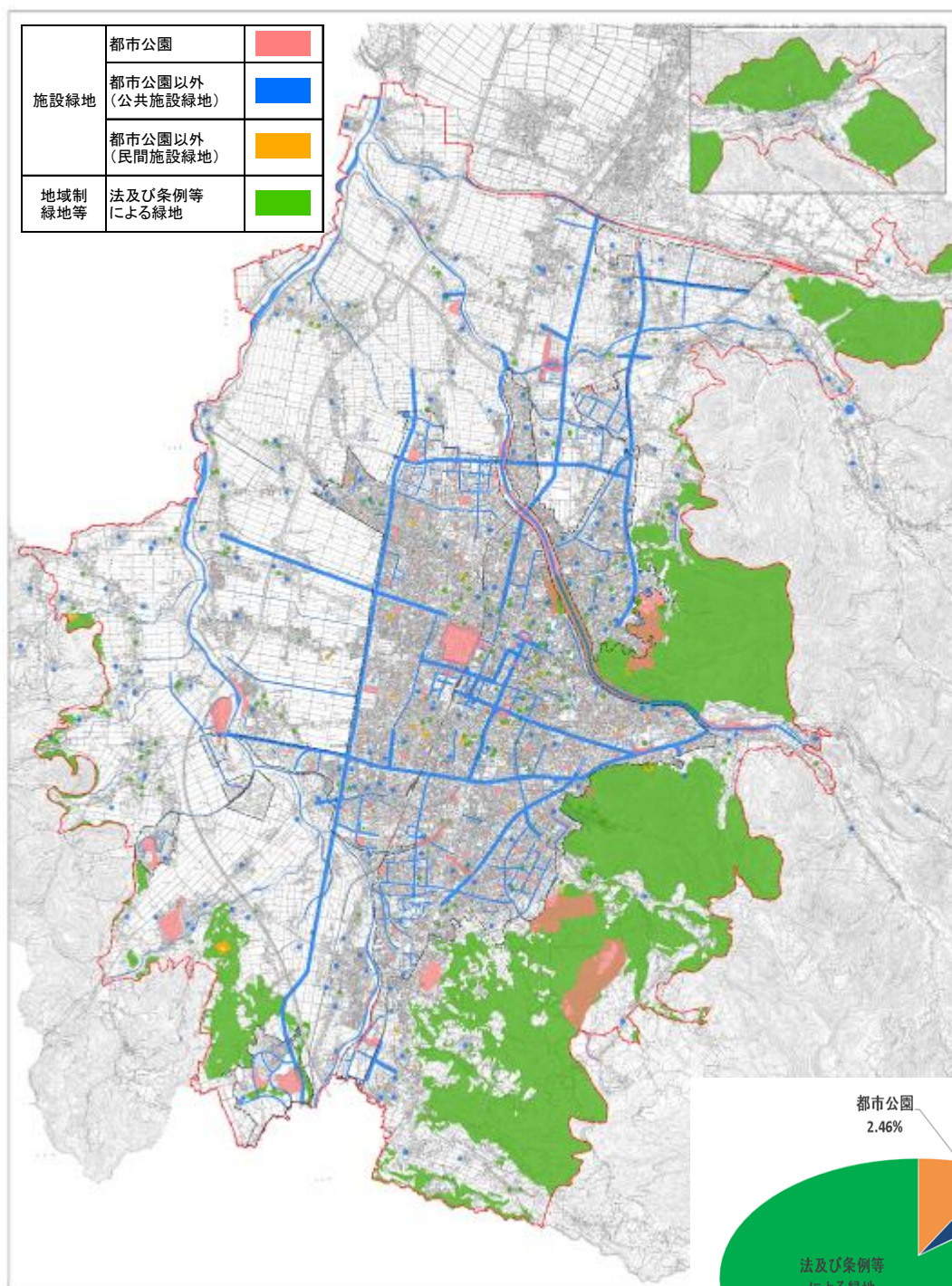


図2-2 緑地現況図（平成27年度調査）

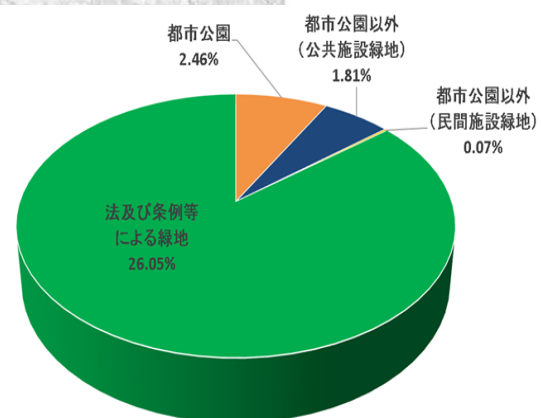


図2-3 都市計画区域内の緑地現況

市民アンケートからみた「みどり」の豊かさ(量)

緑地の現況結果は、市民の意識にも表れています。

市民アンケートでは、山形市全体に対するみどりの豊かさ(量)についての設問で、『普通』という回答が最も割合が高く、次いで『多い』という回答でした。

しかし、中心市街地に対する設問では、『少ない』という回答が最も割合が高く、『多い』という回答は僅かでした。

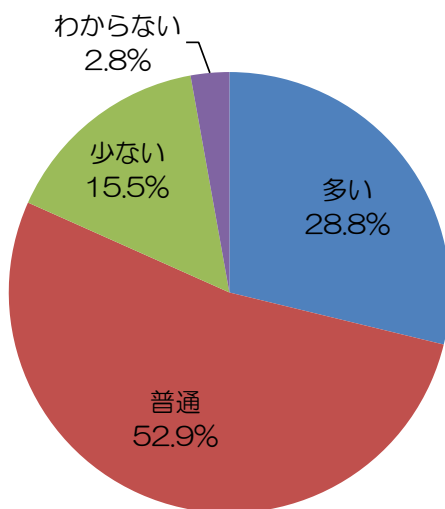


図2-4 山形市全体に対するみどりの豊かさ(量)

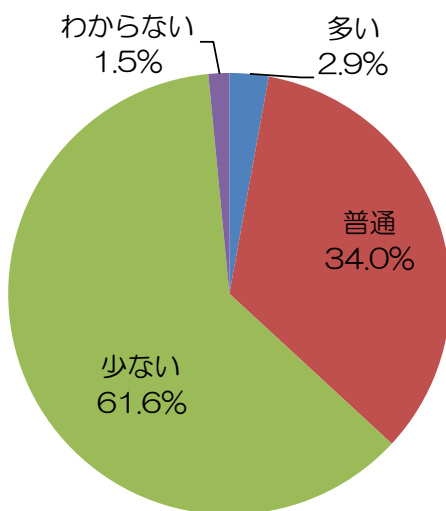


図2-5 中心市街地に対するみどりの豊かさ(量)

市民アンケート

平成25年8月に、無作為に抽出した市民1,500人に対して郵送による配布回収を行い、有効回答数は538票でした。

施設緑地の「みどり」の現況

1 都市公園

都市計画区域内における都市公園は、平成 27 年度末現在で 232 公園、394.12ha が開設され、一人当たりの都市公園面積は 16.04 m²となっています。

市民の多くが日常的に利用する基幹公園の内訳をみると、街区公園が 178 公園、41.30ha と最も多く開設されています。次いで、近隣公園が 21 公園、24.93ha となっています。

市街化区域には、201 公園が開設されており、その多くが身近な街区公園や近隣公園ですが、中心市街地のほっとなる広場公園や河川環境を活かした大坊川緑道など、特色ある都市公園が新たに開設されています。

市街化調整区域では、環境学習や健康づくりなどを目的とした総合公園である西公園、城跡を活かした歴史公園である長谷堂城跡公園や成沢城跡公園など、周辺の自然環境とも調和した都市公園が新たに開設されています。

【都市公園の施設として整備すべき緑地の確保目標の成果】

前回計画においての都市公園面積目標水準として、都市公園面積 606.14ha、一人当たり都市公園面積 20.41 m²と設定し、結果は、都市公園面積 394.12ha、一人当たり都市公園面積 16.04m²で目標を下回りました。

表 2-2 都市公園の開設状況（平成 28 年 3 月 31 日現在）

公園種別名称		都市計画区域						一人当たり 面積(m ²)		
		箇所数		面積(ha)		市街化区域			市街化調整区域	
						箇所数	面積(ha)		箇所数	面積(ha)
基幹公園	街 区 公 園	178	41.30	159	38.73	19	2.57	1.68		
	近 隣 公 園	21	24.93	20	23.35	1	1.58	1.01		
	地 区 公 園	2	11.29	2	11.29			0.46		
	総 合 公 園	4	81.04	2	54.98	2	26.06	3.30		
	小 計	205	158.56	183	128.35	22	30.21	6.45		
特殊公園	風 致 公 園	2	81.26		1.92	2	79.34	3.31		
	歴 史 公 園	2	23.99			2	23.99	0.98		
	小 計	4	105.25		1.92	4	103.33	4.28		
そ の 他	レクリエーション都市	1	72.50			1	72.50	2.95		
	都 市 緑 地	13	56.39	9	11.38	4	45.01	2.29		
	緑 道	1	0.81	1	0.81			0.03		
	広 場 公 園	8	0.61	8	0.61			0.02		
	小 計	23	130.31	18	12.80	5	117.51	5.30		
合 計		232	394.12	201	143.07	31	251.05	16.04		

表2-3 都市公園の種類

種 類		種 別	目 的	設置基準（標準）	内 容
基 幹 公 園	住 区 基 幹 公 園	街区公園	街区内居住者の利用	誘致距離 250m 面積 0.25ha	児童の遊戯、運動等の利用、高齢者の運動、憩い等の利用に配慮した遊戯施設、広場、休養施設等
		近隣公園	近隣居住者の利用 （概ね1km四方）	誘致距離 500m 面積 2ha	屋外レクリエーション活動に応じた施設、休養スペース
		地区公園	徒歩圏内居住者の利用	誘致距離 500m 面積 4ha	身近なスポーツを中心としたレクリエーション施設、休養施設、修景施設
		（特定地区公園） （カントリーパーク）	都市計画区域外地域の生活環境の向上	面積 4ha	同 上
	都 市 基 幹 公 園	総合公園	都市住民の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等の総合的利用	都市規模に応じたもの 面積 10～50ha	休息施設、修景施設、運動施設、自由広場、散策路、シンボルの施設
		運動公園	都市住民の運動での使用	都市規模に応じたもの 面積 15～75ha	運動施設が全公園面積の25～50%の範囲で、陸上競技場、野球場等の配置並びに修景施設、広場等の設置
特 殊 公 園		風致公園	風致の享受	—	周囲の自然条件を活かした修景施設
		動植物公園	動物園、植物園等の特殊な利用	都市規模に応じたもの	植物公園にあっては、温室、見本園、修景施設等を適正に配置し、動物公園においては、動物飼育施設は20%以下
		歴史公園	文化財等の保護、活用	文化財の立地に応じたもの	文化財等の保護、活用、修景のための施設等
		墓 園	墓地を含んだ良好な景観の屋外レクリエーション施設	都市の実情に応じたもの	全体の2/3以上が園地等
		そ の 他	都市の特殊性に応じた利用	都市の特殊性に基づいたもの	交通公園等
大 規 模 公 園		広域公園	市町村の区域を越えた広域レクリエーション需要の充足	地方生活圏域等広域ブロック 面積 50ha以上	自然的条件に留意した週末型レクリエーション施設
		レクリエーション都市	大都市等からの広域レクリエーション需要の充足	都市計画公園1,000haのうち都市公園500ha	大規模な都市公園を核として各種のレクリエーション施設を配置 （全面積1,000ha）
		緩 衝 緑 地	公害又は災害防止	公害、災害の状況に応じたもの	公園、災害発生源地域と住居地域、商業地域を分離、遮断する比較的高密度な植栽地
		都 市 緑 地	都市の自然的環境の保全、改善 都市景観の向上	市街地の形態、土地利用に応じたもの 面積 0.1ha以上	植栽地を主体的に配置
		都 市 林	都市の良好な自然環境を形成	—	動植物の生息地又は生育地を保護する樹林地等
		緑 道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性、快適性の確保等	近隣住区内又は近隣住区相互の連絡を目的とする緑地 幅員 10～20m	植栽地及び歩行者路又は自転車路を主体とし、必要に応じベンチ等の配置
		国の設置に係る都市公園 （国営公園）	都道府県の区域を越える広域の利用又は国家的記念事業	広域利用を目的とするもの 面積 300ha以上のもの	—
		広 場 公 園	商業・業務地域における、都市景観の向上、周辺施設利用者のための休息を目的	面積 500㎡程度	施設利用者の休息のための休養施設、都市景観向上に資する修景施設等を主体に配置

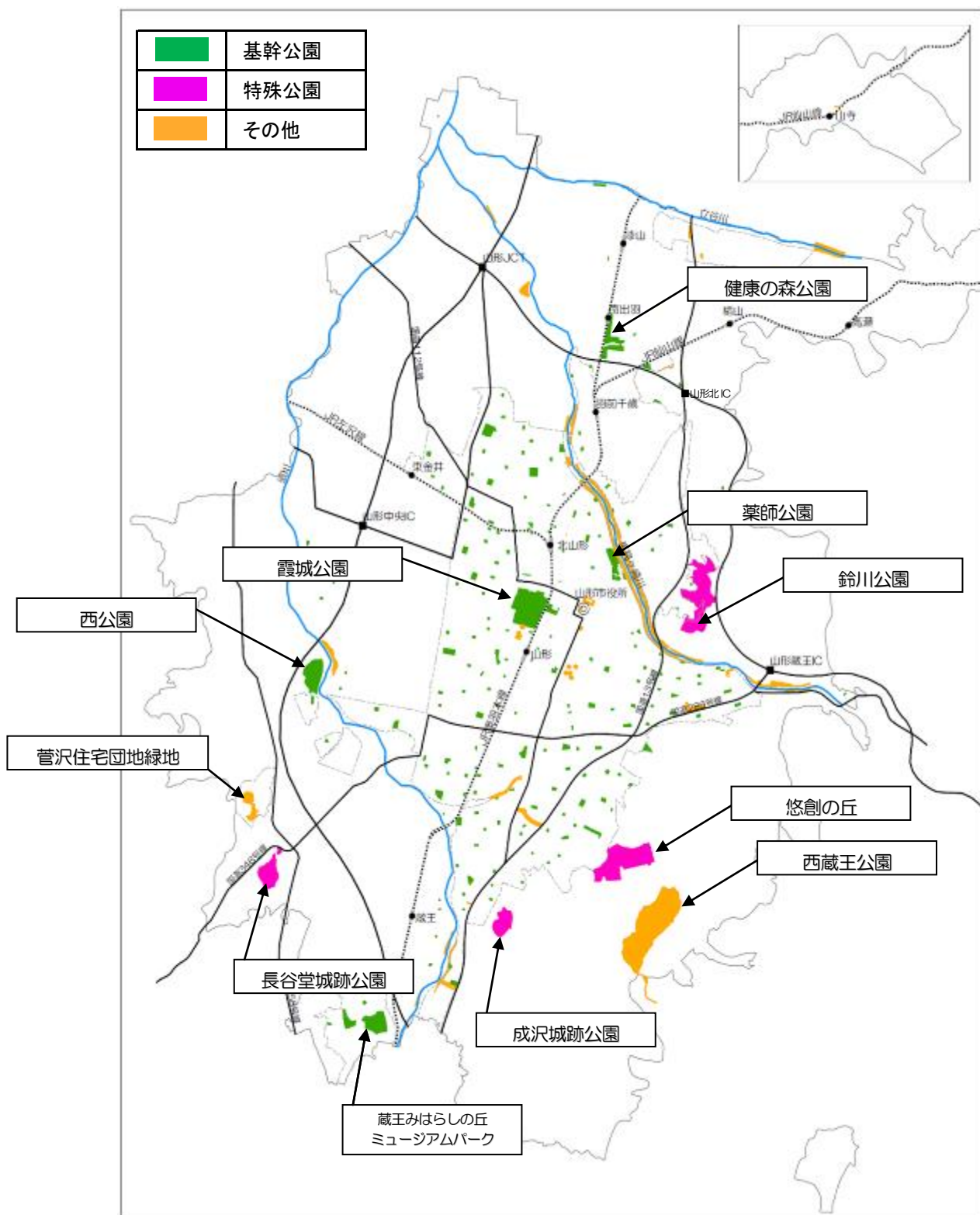


図2-6 都市公園の現況図（平成28年3月31日現在）

2 都市公園以外

(1) 公共施設緑地

①都市公園以外の公園

都市公園以外の公園として利用されている施設として、山形市では児童遊園、農村公園、都市公園以外の広場などが整備されています。

児童遊園は、平成 27 年度末現在で 272 箇所が整備されており、都市公園同様に身近な公園となっています。

農村公園は、高瀬地区に「高瀬紅花ふれあい公園」が整備され、地域住民の憩いの場となっているほか、「山形紅花まつり」の会場としても利用され、地域住民にとって欠かせない公園になっています。

その他としては、嶋緑道や霞城セントラル広場、野草園、河川敷の多目的広場などがあります。都市公園ではありませんが、多くの市民の憩いの場となっています。



沖の原児童遊園



高瀬紅花ふれあい公園



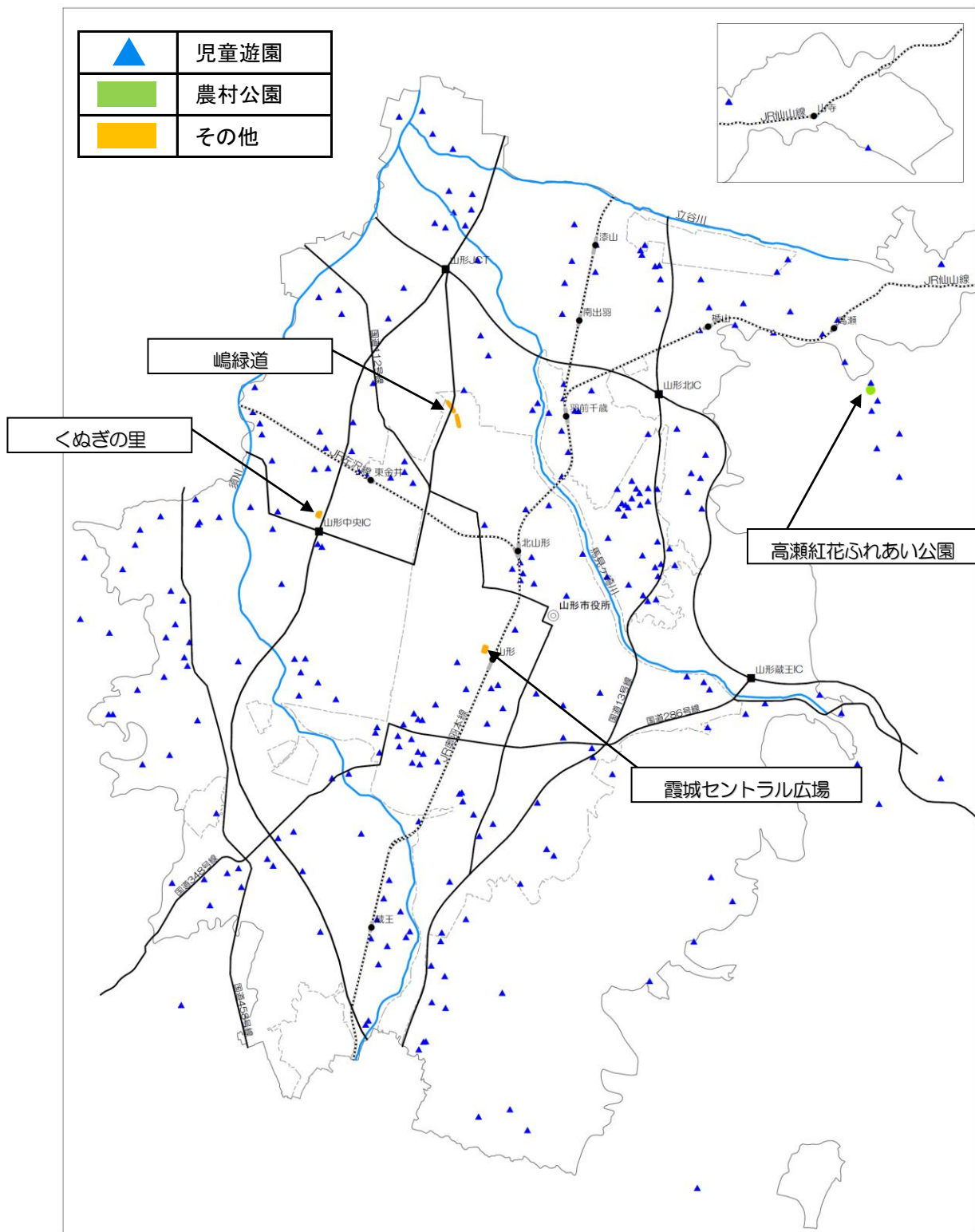
霞城セントラル広場



野草園

表2-4 都市公園以外の公園の開設状況（平成 28 年 3 月 31 日現在）

種別名称	都市計画区域						一人当たり 面積(m ²)
			市街化区域		市街化調整区域		
	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	
児 童 遊 園	272	9.78	99	2.41	173	7.37	0.35
農 村 公 園	1	0.28			1	0.28	0.01
そ の 他	36	109.19	12	3.94	24	105.25	3.96
合 計	309	119.25	111	6.35	198	112.90	4.32



出典) 山形市こども福祉課、農村整備課

図2-7 都市公園以外の公園の開設状況（平成28年3月31日現在）

②街路樹

街路樹のある道路は、国道が約 17km、県道が約 22km、市道が約 87kmで、合わせて約 127kmとなっています。樹種は様々見られますが、主にトウカエデ、ハナミズキ、ユリノキなどが多く植栽されています。

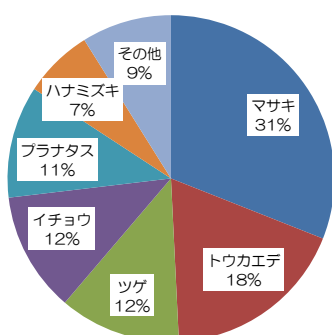
【確保目標の成果】

前回計画においての確保目標水準として約 73km から3倍にすると設定し、結果は約 1.7 倍で、目標を下回りました。

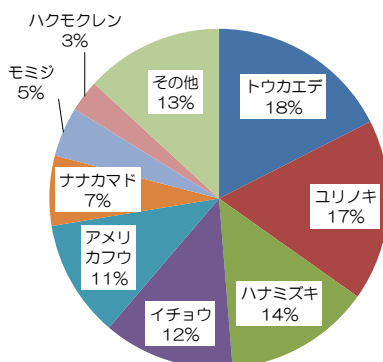
表2-5 街路樹設置の状況（平成 27 年度調査）

区分	道路延長 (m)	街路樹延長 (m)	街路樹設置率 (%)	街路樹の本数 (本)
国 道	66,839	17,492	26.2%	1,912
県 道	171,926	21,753	12.7%	5,131
市 道	1,311,739	87,353	6.7%	8,673
合 計	1,550,504	126,598	8.2%	15,716

【国道の樹種】



【県道の樹種】



【市道の樹種】

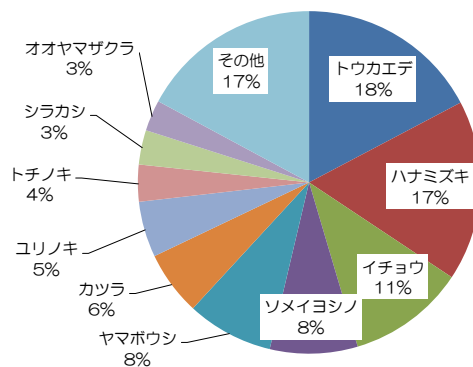


図2-8 国道・県道・市道の樹種

市民アンケートからみた道路の「みどり」の豊かさ(量)

市民アンケートでは、道路のみどりの豊かさ(量) についての設問で、『普通』という回答が最も割合が高く、次いで『少ない』という回答でした。

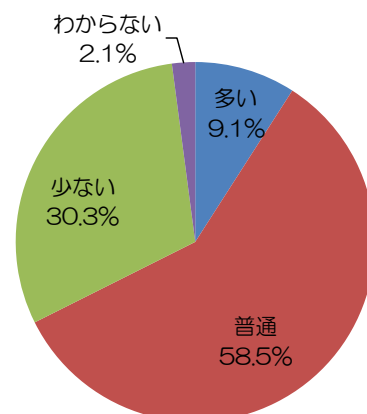


図2-9 道路のみどりの豊かさ(量)

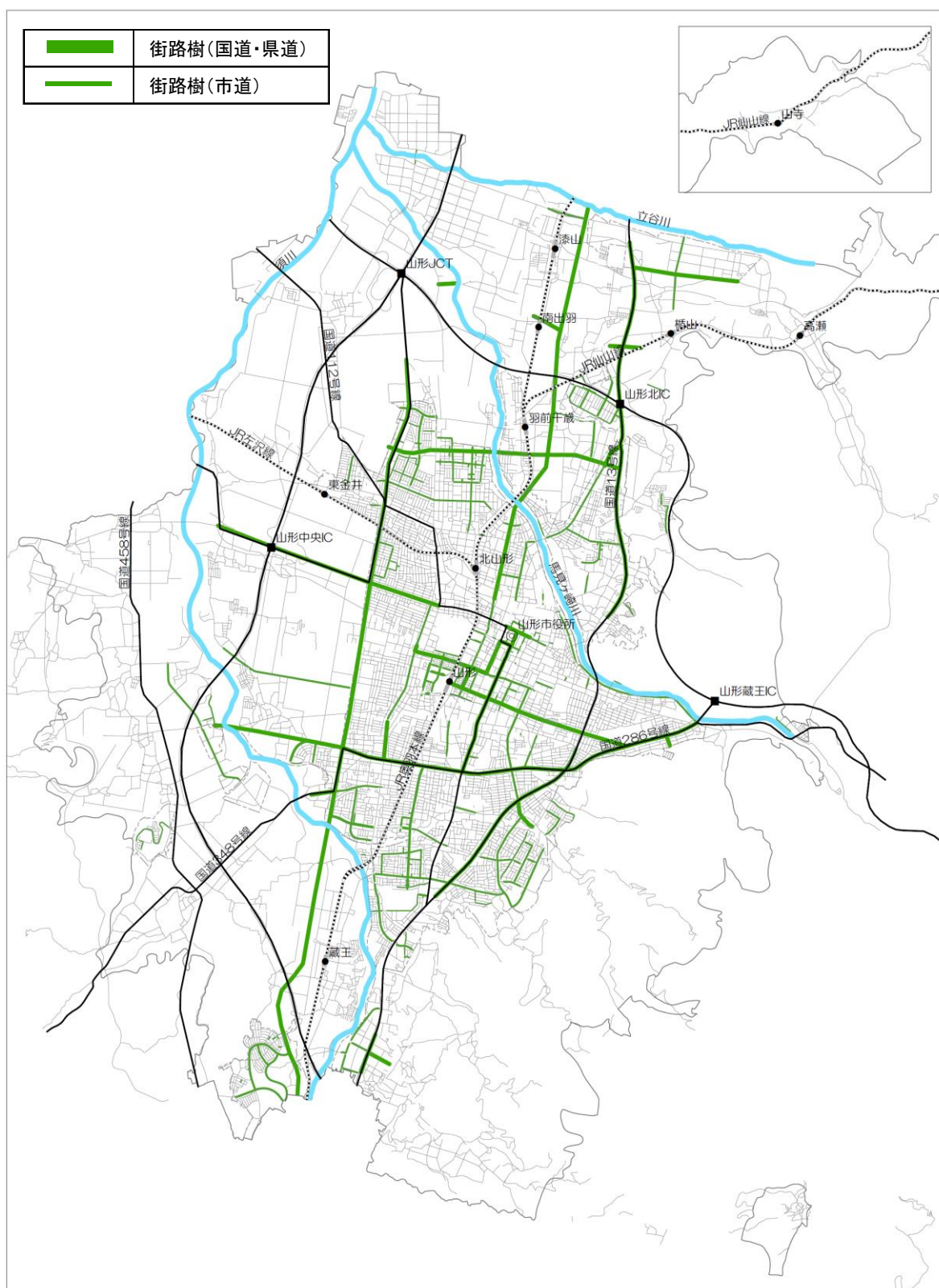


図2-10 街路樹の設置状況（平成27年度調査）

③河 川

河川は、市民に対してレクリエーションの場などを提供するばかりでなく、生物の生育環境としても欠かせない貴重なみどりです。

馬見ヶ崎川は、多目的広場や遊歩道など河川公園としての整備が進んでおり、憩いの場やスポーツの場として多くの市民に親しまれています。秋には山形市の風物詩として全国的にも有名な芋煮会で賑わいを見せ、日本一の芋煮会フェスティバルの会場としても全国から多くの人々が集まるなど、山形市にとってシンボリックな河川になっています。

須川は、昔からの貴重な自然が残された河川であると同時に、須川河川公園や桜づつみが整備されるなど、少しずつ整備も進んできています。また、須川に隣接して自然豊かな西公園や沼木緑地も整備されるなど、市民にとって身近に親しめる河川として、今後も整備・活用の推進が期待されています。

立谷川は、河川公園として運動広場やサイクリングロードなどが整備され、運動の場としても市民に親しまれています。

竜山川はせせらぎ水路や遊歩道が整備された河川公園、大坊川にも遊歩道が整備された緑道など、河川空間を活かした憩いの場としての活用が進んでいます。



須川桜づつみ



立谷川サイクリングロード

市民アンケートからみた河川公園の数、水辺の保全

市民アンケートでは、河川公園の数についての設問で、『普通』が最も割合が高く、次いで『少ない』という回答でした。水辺の保全意向については、『自然を活かした岸辺の整備』に 95.5%もの市民が賛成していることから、河川空間には自然とふれあえる場の整備を望んでいることが分かります。

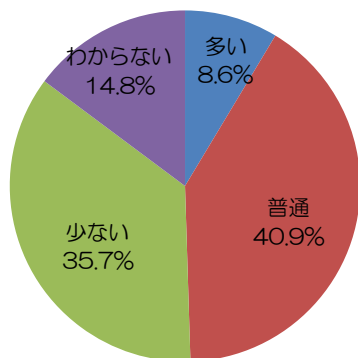


図2-11 河川公園の数

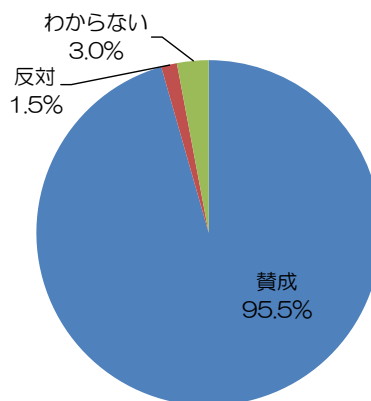


図2-12 「自然を活かした岸辺の整備」による水辺の保全意向

④公共公益施設

公共公益施設には多くの人々が訪れ、人と人の交流が生まれます。また、暮らしを支える重要な役割を持つ施設であるとともに、地域における顔として、みどり豊かな環境づくりの中心的役割も担っています。

施設の種類の緑地率をみると、文翔館や市民会館などの文化施設が最も高く、次いで市役所や県庁などの官公庁施設が高い割合となっています。学校教育施設別では、小学校や中学校はそれぞれあまり高い割合とはいえませんが、大学などのその他学校は高い割合になっています。しかし、小学校や中学校の中には、限られたスペースで花壇やプランターなど花による緑化に取り組んでいる学校も多くあります。



山形県庁



山形市役所

【確保目標の成果】

前回計画においての確保目標水準として敷地面積の20%の緑地確保と設定し、結果は10.0%で、目標を下回りました。

表2-6 施設別の緑地率（平成27年度調査）

公共公益施設	施設数	敷地面積(A) (㎡)	緑地面積(B) (㎡)	緑地率(B/A) (%)
官 公 庁 施 設	23	330,731	43,602	13.2
学 校 教 育 施 設 合 計	86	2,134,251	197,368	9.2
(小 学 校)	36	625,367	34,949	5.6
(中 学 校)	15	377,702	18,936	5.0
(そ の 他 学 校)	35	1,131,182	143,483	12.7
福 祉 厚 生 施 設	17	325,712	25,513	7.8
公 民 館 ・ コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー	27	91,180	4,018	4.4
文 化 施 設	11	179,609	34,725	19.3
供 給 処 理 施 設	14	278,925	28,792	10.3
計	178	3,340,408	334,018	10.0

市街化区域・市街化調整区域別にみると、その他学校と福祉厚生施設を除く施設では、市街化区域の方が緑地率が高くなっています。



消防署西崎出張所



浄化センター

表2-7 市街化区域における施設別の緑地率（平成27年度調査）

施設区分	施設数	敷地面積(A) (㎡)	緑地面積(B) (㎡)	緑地率(B/A) (%)
官公庁施設	19	262,706	39,546	15.1
学校教育施設合計	55	1,437,214	141,896	9.9
（小学校）	20	367,891	27,866	7.6
（中学校）	8	205,462	15,541	7.6
（その他学校）	27	863,861	98,489	11.4
福祉厚生施設	8	86,650	2,270	2.6
公民館・ コミュニティセンター	10	45,127	3,534	7.8
文化施設	9	78,089	19,684	25.2
供給処理施設	4	187,054	24,497	13.1
計	105	2,096,840	231,427	11.0

表2-8 市街化調整区域における施設別の緑地率（平成27年度調査）

施設区分	施設数	敷地面積(A) (㎡)	緑地面積(B) (㎡)	緑地率(B/A) (%)
官公庁施設	4	68,025	4,056	6.0
学校教育施設	31	697,037	55,472	8.0
（小学校）	16	257,476	7,083	2.8
（中学校）	7	172,240	3,395	2.0
（その他学校）	8	267,321	44,994	16.8
福祉厚生施設	9	239,062	23,243	9.7
公民館・ コミュニティセンター	17	46,053	484	1.1
文化施設	2	101,520	15,041	14.8
供給処理施設	10	91,871	4,295	4.7
計	73	1,243,568	102,591	8.2

市民アンケートからみた「みどり」を増やしていけば良いと思う場所

市民アンケートでは、山形市のどこにみどりを増やしていけば良いかの設問で、『公園』が最も割合が高く、次いで『道路』『河川沿い』『公共施設敷地内』などの公共空間が上位になっています。

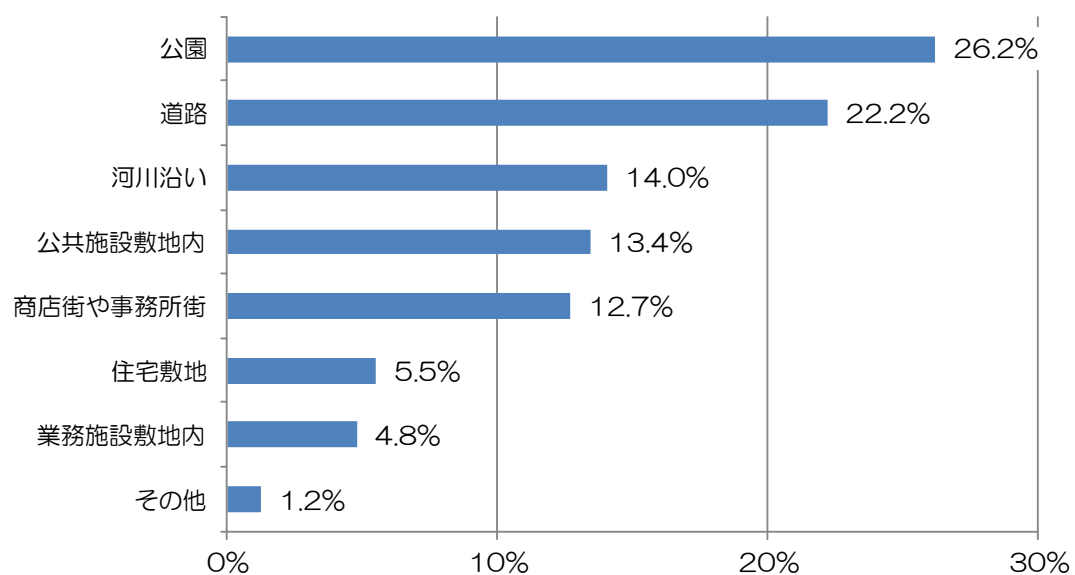


図2-14 みどりを増やしてほしい場所

(2) 民間施設緑地

①社寺林

歴史ある神社・仏閣には多くの樹木があります。中には保存樹などもあり、地域のランドマークとして愛され、守られてきました。

都市計画区域内 124 の神社・仏閣の敷地の 47.1%が樹木などに覆われ、そのうちの多くが保存樹・保存樹林として指定されています。市街化区域・市街化調整区域別にみると、緑地率は、市街化調整区域の方が市街化区域の3倍以上も割合が高く、保存樹・保存樹林である割合も高くなっています。

表2-9 神社・仏閣敷地内における緑地状況（平成27年度調査）

区域	箇所数	敷地面積 (㎡)	緑地面積(㎡)								合計	緑地率 (%)	
			樹林地						草地	水辺地			その他
			合計	保存樹林		保存指定なしの樹林地							
				面積(㎡)	箇所数	面積(㎡)	箇所数						
市街化区域	99	353,083	81,377	38,574	20	42,803	79	2,396	0	0	83,773	23.7	
			100.0	47.4		52.6							
市街化調整区域	25	331,907	223,982	190,882	23	33,100	2	14,891	0	0	238,873	72.0	
			100.0	85.2		14.8							
都市計画区域	124	684,990	305,359	229,456	43	75,903	81	17,287	0	0	322,646	47.1	
			100.0	75.1		24.9							

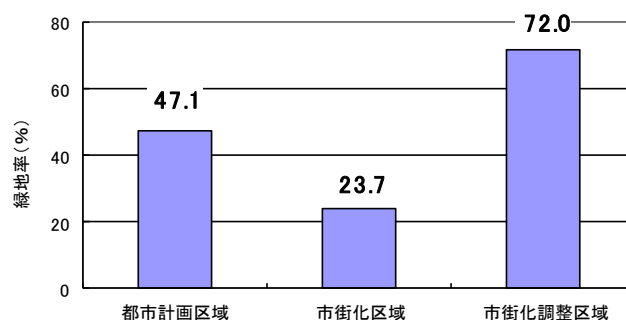


図2-15 神社・仏閣の緑地率

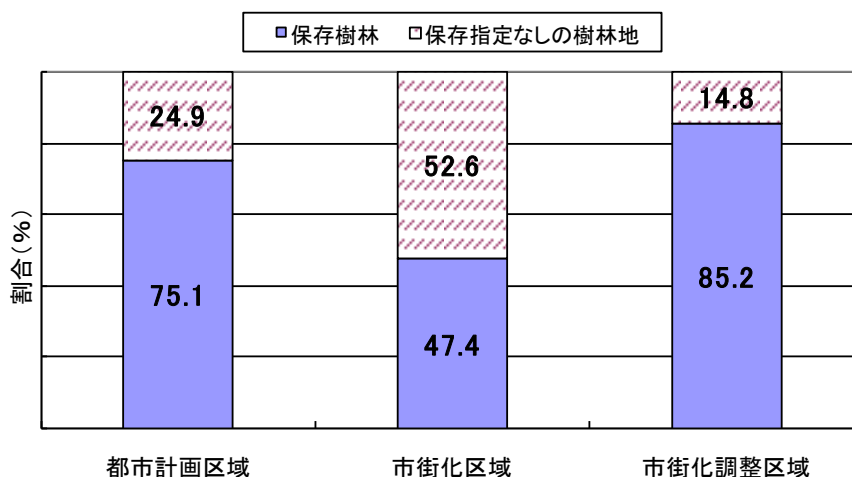


図2-16 社寺林の保存樹林の割合

②市民農園

山形市では、市民が農作業を通じた健康づくりや土とのふれあいなどのレクリエーションの場として、農地所有者が開設した農園利用方式の市民農園を「山形市市民農園」として登録し、入園者のあっ旋をしています。

平成 27 年度末現在で 15 農園 366 区画が開設されており、多くの市民が利用しています。

表 2－10 山形市市民農園の開設状況（平成 27 年度調査）

No.	市民農園名	区画数	面積(m ²)
1	上町1号	4	231
2	荒楯3号	19	674
3	笹田2号	12	460
4	笹田3号	12	468
5	あさひ町	16	775
6	江俣	11	616
7	城西2号	42	2,015
8	鈴川1号	53	2,500
9	鈴川2号	18	594
10	双月	22	956
11	瀬波	25	667
12	やよい	45	2,025
13	なりさわ	22	800
14	七浦右京橋	20	767
15	南山形	45	2,480
合 計		366	16,028

出典) 山形市農政課

市民アンケートからみた市民農園の数

市民アンケートでは、市民農園の数についての設問で、『わからない』という回答が最も高い割合で、次いで『少ない』という回答でした。

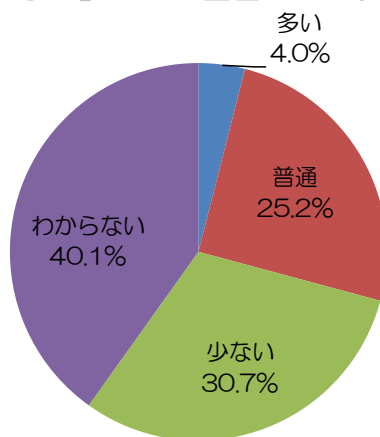


図 2－17 市民農園の数

地域制緑地等の「みどり」の現況

1 法及び条例等による「みどり」

(1) 風致地区

風致地区とは、都市計画法に基づき、都市において「自然的な要素に富み良好な自然景観を形成している」区域のうち、風致の維持が必要な地区について指定し、建築物の建築などの行為について規制しながら都市環境の保全を図る制度です。

山形市では、昭和 14 年から馬見ヶ崎風致地区 167ha（最終変更指定：昭和 36 年）と千歳山風致地区 338ha（最終変更指定：昭和 62 年）の2地区が指定されています。

風致地区内では、千歳山風致地区の緑地率が 94.2%と高い割合になっており、馬見ヶ崎風致地区に比べ環境の保全が図られていることが分かります。



馬見ヶ崎風致地区



千歳山風致地区

表2-11 風致地区の緑地状況（平成 27 年度調査）

名称	面積	緑地 (ha)			緑地率 (%)	
	(ha)	合計	樹木・樹林地・草地	農地・その他自然系・水辺地	合計	樹木・樹林地・草地
馬見ヶ崎風致地区	167	120.9	103.7	17.2	72.4	62.1
千歳山風致地区	338	318.2	311.9	6.3	94.2	92.3
合計	505	439.1	415.6	23.5	87.0	82.3

(2)森林（保安林・地域森林計画対象民有林・国有林）

保安林とは、森林法に基づき、水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、公衆の保健、名所または旧跡の風致の保存など、特定の公共目的を達成するために指定された森林で、立木の伐採や土地の形質の変更など一定の制限が課せられ、それぞれの目的に沿った森林の機能が確保されます。

山形市の保安林は、馬見ヶ崎川、高瀬川、立谷川及び須川の上流に位置しており、大部分は馬見ヶ崎川の源流上部にあり、山形市の水資源を守るうえで大きな役割を担っています。平成 27 年現在の面積は、水源かん養保安林や土砂流出防備保安林など、合わせて 10,490ha が指定されています。

表 2-12 目的別保安林面積（単位：ha）

市町村別	総 数	水 源 かん養	土砂流出 防 備	土砂崩壊 防 備	飛砂 防備	防風	水害 防備	潮害 防備	干害 防備	なだれ 防 止	落石 防 止	魚つき	保健	風致
山形市	10,490	8,379	1,947	38	-	1	-	-	57	7	8	-	54	-

出典）山形県統計年鑑（平成 27 年版）

地域森林計画対象民有林とは、森林法に基づき、国が定める全国森林計画に即して、都道府県知事が 5 年ごとに 10 年を 1 期として定める地域森林計画の対象となる民有林のことです。

山形市では、東側の奥羽山脈と西側の西部丘陵地の森林の多くが指定され、一部都市計画区域内の森林も指定されています。

山形市全体の国有林は、平成 27 年度山形県林業統計によると 8,561ha で、都市計画区域内では、千歳山や古竜湖周辺などが指定されています。

(3)保存樹・保存樹林・保存生垣、天然記念物

山形市では、昭和 54 年に定めた「山形市樹木の保存に関する要綱」に基づき、みどり豊かな美観や風致を維持し、市民の健康と生活環境の向上を目的として保存樹・保存樹林・保存生垣の指定を行っています。

平成 27 年度末現在、保存樹 98 箇所（150 本）、保存樹林 64 箇所（377,850 ㎡）、保存生垣 31 箇所（1,872.0m）が指定されています。

市街化区域・市街化調整区域別にみると、指定状況にあまり大きな差はなく、都市計画区域内全体で平均的に指定されていることが分かります。

所有者別にみると、保存樹・保存樹林については、その多くが社寺所有になっており、それぞれの地域のランドマークとなるような貴重な樹木や樹林を、神社・仏閣が有していることが分かります。

表 2-13 保存樹・保存樹林・保存生垣の指定状況（平成 28 年 3 月 31 日現在）

所有者	保存樹						保存樹林						保存生垣					
			市街化区域		市街化調整区域				市街化区域		市街化調整区域				市街化区域		市街化調整区域	
	箇所	本数	箇所	本数	箇所	本数	箇所	面積(㎡)	箇所	面積(㎡)	箇所	面積(㎡)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)
個人・地区	29	37	7	7	22	30	6	6,850	5	4,850	1	2,000	24	1,381.5	15	761.5	9	620.0
法人	1	2	1	2	0	0	1	500	1	500	0	0	1	30.0	1	30.0	0	0.0
社寺	57	100	25	43	32	57	44	226,450	20	51,000	24	175,450	2	95.0	1	34.0	1	61.0
公園	3	3	3	3	0	0	6	121,400	5	111,400	1	10,000	1	100.0	1	100.0	0	0.0
河川	0	0	0	0	0	0	2	14,600	0	0	2	14,600	0	0.0	0	0.0	0	0.0
学校	6	6	5	5	1	1	5	8,050	4	7,500	1	550	1	110.0	1	110.0	0	0.0
山形県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	155.5	2	155.5	0	0.0
市道	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合計	98	150	43	62	55	88	64	377,850	35	175,250	29	202,600	31	1,872.0	21	1,191.0	10	681.0

また、山形市内では、山形県文化財保護条例及び山形市文化財保護条例に基づき13の樹木が天然記念物として指定されています。その多くが市街化調整区域ですが、霞城公園など中心部にも見ることができ、貴重な歴史的文化遺産として保存され、多くの市民に愛されています。

表 2-14 山形市の天然記念物の樹木（平成 28 年 3 月 31 日現在）

No.	種別	名 称	指 定 年 月 日
1	県	津金沢の大スギ	昭30.8.1 (昭27.4.1)
2	県	平清水のひいらぎ	昭和30.8.1 (昭28.2.13)
3	県	高沢の開山スギ	昭31.11.24
4	市	山寺の大イチョウ	昭40.3.5
5	市	専称寺の大イチョウ	昭40.3.5
6	市	愛染神社の桜	昭40.3.5
7	市	霞城の桜	昭41.8.6
8	市	文殊様の夫婦杉	昭43.6.19
9	市	平泉寺の桜	昭47.6.29
10	市	見滝寺のシダレザクラ	昭49.9.28
11	市	禅昌寺のヒガンザクラ	昭49.9.28
12	市	松尾山のヒガンザクラ	昭49.9.28
13	市	松尾山のカツラ	昭49.9.28



出典）山形市教育委員会社会教育青少年課

松尾山のカツラ（蔵王半郷）

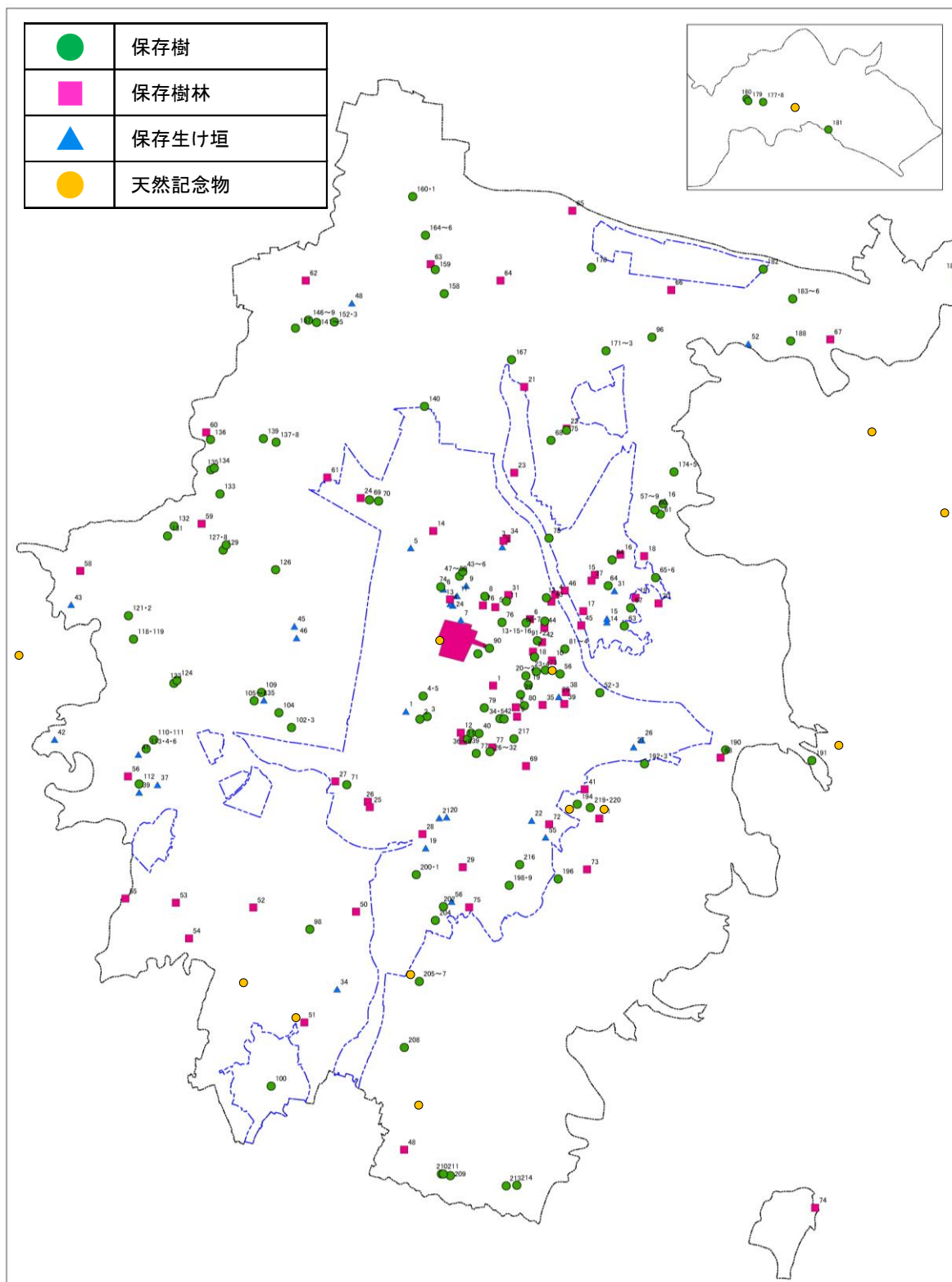


図2-19 保存樹・保存樹林・保存生け垣、天然記念物（樹木）の位置図

(4)公害防止協定・工場立地法による工業地の「みどり」

山形市の市街地周辺には大きな工業団地があり、個別の工場や事業所も点在しています。山形市では、そのうち9組合23事業所と、生活環境の保全や公害防止対策推進などを目的に、公害防止協定を締結しています。

緑地率が20%を超えている組合・事業所もありますが、平均では約5%の緑地率になっています。

【確保目標の成果】

前回計画においての確保目標水準として敷地面積の20%の緑地確保と設定し、結果は約5%で、目標を下回りました。

また、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるよう、工場立地法により製造業等のうち特定工場に対して敷地面積の20%以上の緑地の整備が求められており、平成27年度末現在、49事業所が届出を行っています。

(5)地区計画による住宅地の「みどり」

山形市では、土地区画整理事業をはじめとする宅地開発などを行う地区において、良好な景観や住み良いまちづくりを行うため現在20地区で地区計画を活用しており、生け垣やその他様々なみどりに関する事項を定めながら、積極的に緑化推進に取り組んでいます。



地区計画内の一般住宅緑化（馬上台地区）

表2-15 地区計画一覧（平成28年3月31日現在）

地区計画名	みどりに関する内容等
土樋・白山・馬上台・南館・吉原・成沢・芸工大前・嶋・高原・坂巻・村木沢・下反田・船町メ張・東中野・県立中央病院東・山形駅西・蔵王みはらしの丘・七日町・榎沢産業団地地区計画	緑化の推進及び良好な街なみ景観形成のため、垣又は柵の構造を制限する。 垣又は柵はできるだけ生け垣、道路面から1.5m程度とする。
吉原・成沢・芸工大前・嶋地区計画	緑化の推進及び良好な街なみ景観形成のため、駐車場の緑化を推進する。
嶋地区計画	騒音等生活環境悪化を防止するため、低層住宅地区に隣接する店舗・事務所等の緩衝緑地帯設置を推進する。
下反田・東中野・榎沢産業団地地区計画	道路境界線及び隣地境界線から建築物等の後退した空地の緑化をできるだけ行い、美観保持のため良好な維持管理に努める。
十日町地区計画	良好な街並み景観形成を図るため、敷地内の緑化を推進する。

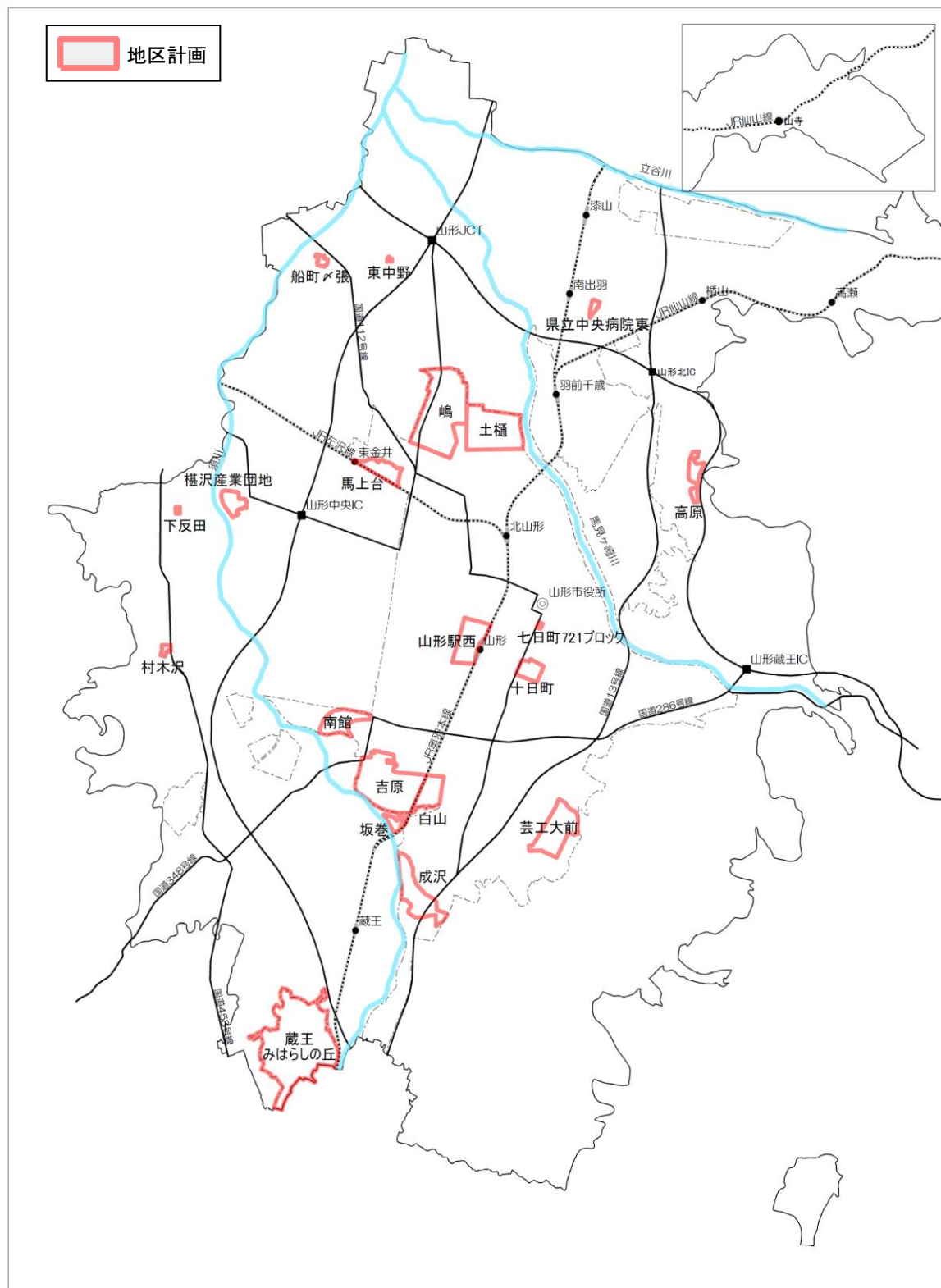


図2-20 地区計画の位置図（平成28年3月31日現在）

その他民有地の「みどり」の現況

山形市の緑化推進において重要と思われる次の民有地のみどりの現況について、現況調査のほかにアンケート結果などから整理します。

1 農 地

平成 27 年度現在の山形市の農地の現況は、都市計画区域 15,990ha における農地は 5,256.24ha で緑地率は 32.87%となっています。

農地の種別ごとでは、田が緑地率 22.91%と最も多く、次いで畑、果樹園となっています。

市街化区域・市街化調整区域別では、市街化区域の農地が 160.96ha で緑地率は 3.93%、市街化調整区域の農地が 5,095.28ha 緑地率 42.83%であり、農地の大半が市街化調整区域になっています。

表 2-16 農地の現況（平成 27 年度調査）

都市計画区域								
区域面積 (ha)	計		田		畑		果樹園	
	面積 (ha)	緑地率 (%)	面積 (ha)	緑地率 (%)	面積 (ha)	緑地率 (%)	面積 (ha)	緑地率 (%)
15,990	5,256.24	32.87	3,663.19	22.91	1,306.23	8.17	286.81	1.79

市街化区域								
区域面積 (ha)	計		田		畑		果樹園	
	面積 (ha)	緑地率 (%)	面積 (ha)	緑地率 (%)	面積 (ha)	緑地率 (%)	面積 (ha)	緑地率 (%)
4,093	160.96	3.93	61.29	1.50	93.17	2.28	6.49	0.16

市街化調整区域								
区域面積 (ha)	計		田		畑		果樹園	
	面積 (ha)	緑地率 (%)	面積 (ha)	緑地率 (%)	面積 (ha)	緑地率 (%)	面積 (ha)	緑地率 (%)
11,897	5,095.28	42.83	3,601.90	30.28	1,213.06	10.20	280.32	2.36

2 住宅地の「みどり」

山形市では、住宅地への緑化支援として、平成12年度から『家屋新築記念樹交付事業』を実施し、自己住居用のために家屋を新築もしくは購入した場合、都市緑化とともに市民の緑化意識の向上を図るために、希望者に記念樹を交付しており、これまでに約6,000本を交付しました。近年は交付件数も増加し、年間400本前後交付しています。

表2-17 年度別家屋新築記念樹交付件数

年度	交付件数
平成12年度	163
平成13年度	338
平成14年度	358
平成15年度	332
平成16年度	388
平成17年度	342
平成18年度	449
平成19年度	407
平成20年度	331
平成21年度	367
平成22年度	341
平成23年度	350
平成24年度	432
平成25年度	428
平成26年度	436
平成27年度	421
計	5,883



交付された新築記念樹

市民アンケートからみた「みどり」に関する市民意識

- ①自宅の周辺でのみどりの豊かさ(量)についての設問で、『普通』という回答が最も割合が高く、次いで『多い』という回答でした。

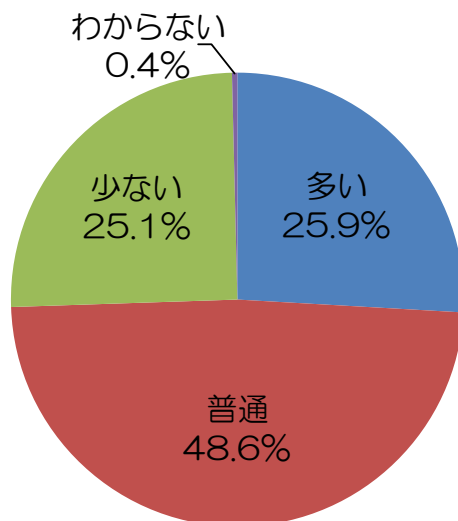


図2-21 自宅周辺のみどりの豊かさ(量)

- ②自宅周辺で樹木や花物の植栽を行っているかという設問では、『現在活動している』という回答が最も割合が高くなっています。

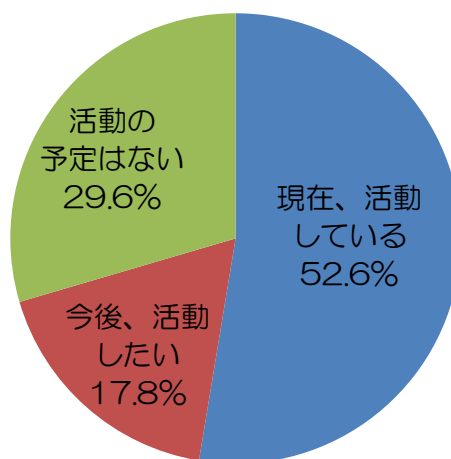


図2-22 現在、自宅での植栽活動の有無

③ここ10年で山形市のみどりは増えていると思うかの設問では、『あまり変化がない』という回答が最も割合が高く、『減った』『やや減った』を合わせた割合の方が、『増えた』『やや増えた』を合わせた割合を上回っています。

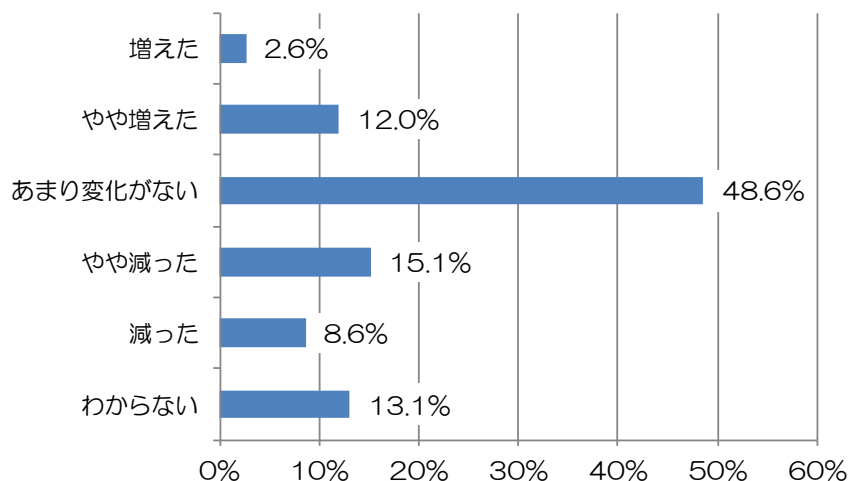


図2-23 ここ10年のみどりの増減

④みどりを増やすために力を入れるべきことは何ですかの設問では、『学校での環境教育や緑化活動への支援』が最も割合が高く、次いで『商店街・企業による市街地の緑化』という回答でした。

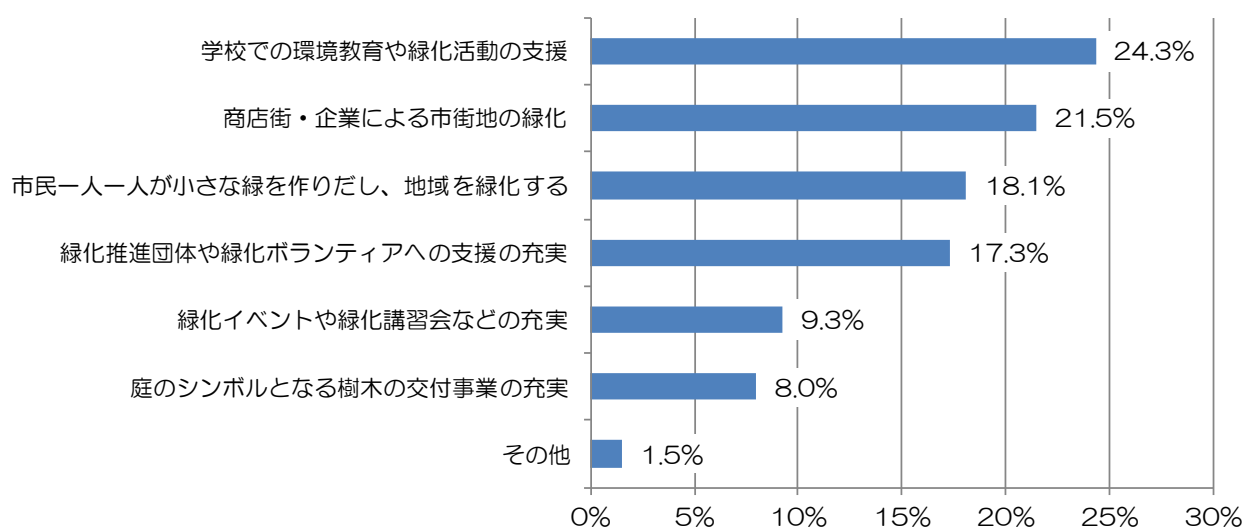


図2-24 みどりを増やすために力を入れるべきこと

3 商業地の「みどり」

商店街アンケートからみた「みどり」に関する市民意識

商店街アンケート

平成 25 年 9 月に、無作為に抽出した 30 商店街（中心商店街 12、郊外商店街 18）の 102 商店街に対して商店街代表者を訪問し、郵送による回収を行い、有効回答数は 53 票でした。

- ①自分たちの商店街のみどりの豊かさ(量)についての設問では、中心商店街・郊外商店街ともに『少ない』という回答が最も割合が高くなっています。

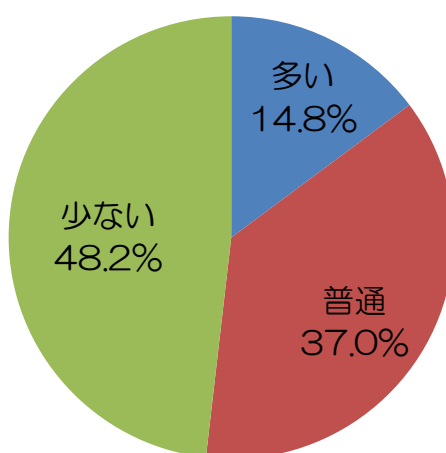


図2-25 みどりの豊かさ(量)【中心商店街】

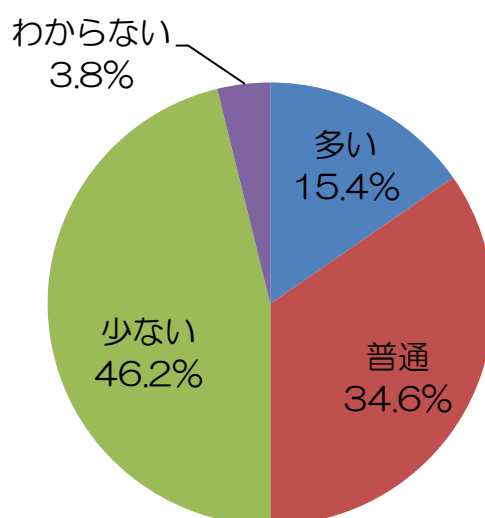


図2-26 みどりの豊かさ(量)【郊外商店街】

②商店街で緑化活動を行っているか、また、行いたいかの設問では、中心商店街・郊外商店街ともに『街路樹の管理を行う』という回答が最も割合が高く、次いで『街路樹の植樹マスに共同で草花を植える』という回答でした。

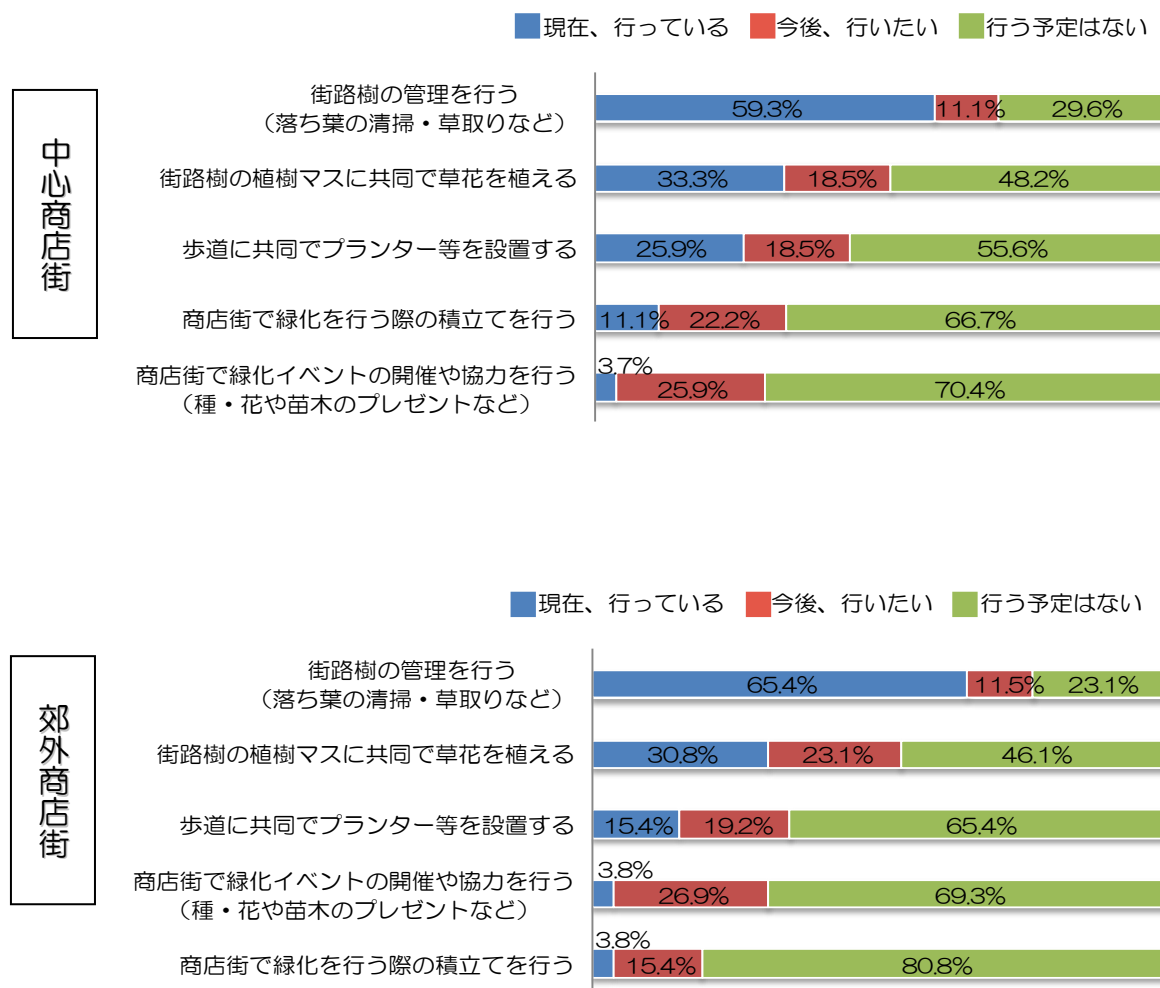


図2-27 商店街での緑化活動

③緑地空間とするためにセットバックやオープンスペースをつくり出すことについての設問では、中心商店街・郊外商店街ともに『賛成』という回答の方が高い割合になっています。

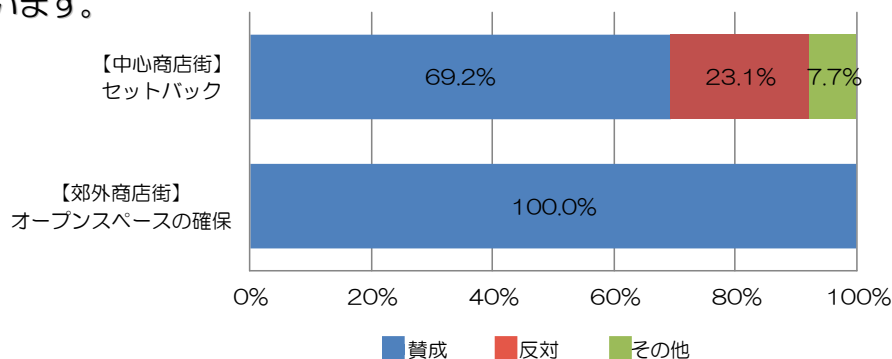


図2-28 緑化スペース創造への意向

④商店街で緑化活動を進めるにあたっての市への希望についての設問では、無回答も多くありましたが、回答があった中では、中心商店街においては『街路樹などの植え込みを増やして欲しい』、郊外商店街においては『種や花苗などを配布して欲しい』という回答が最も高い割合になっています。

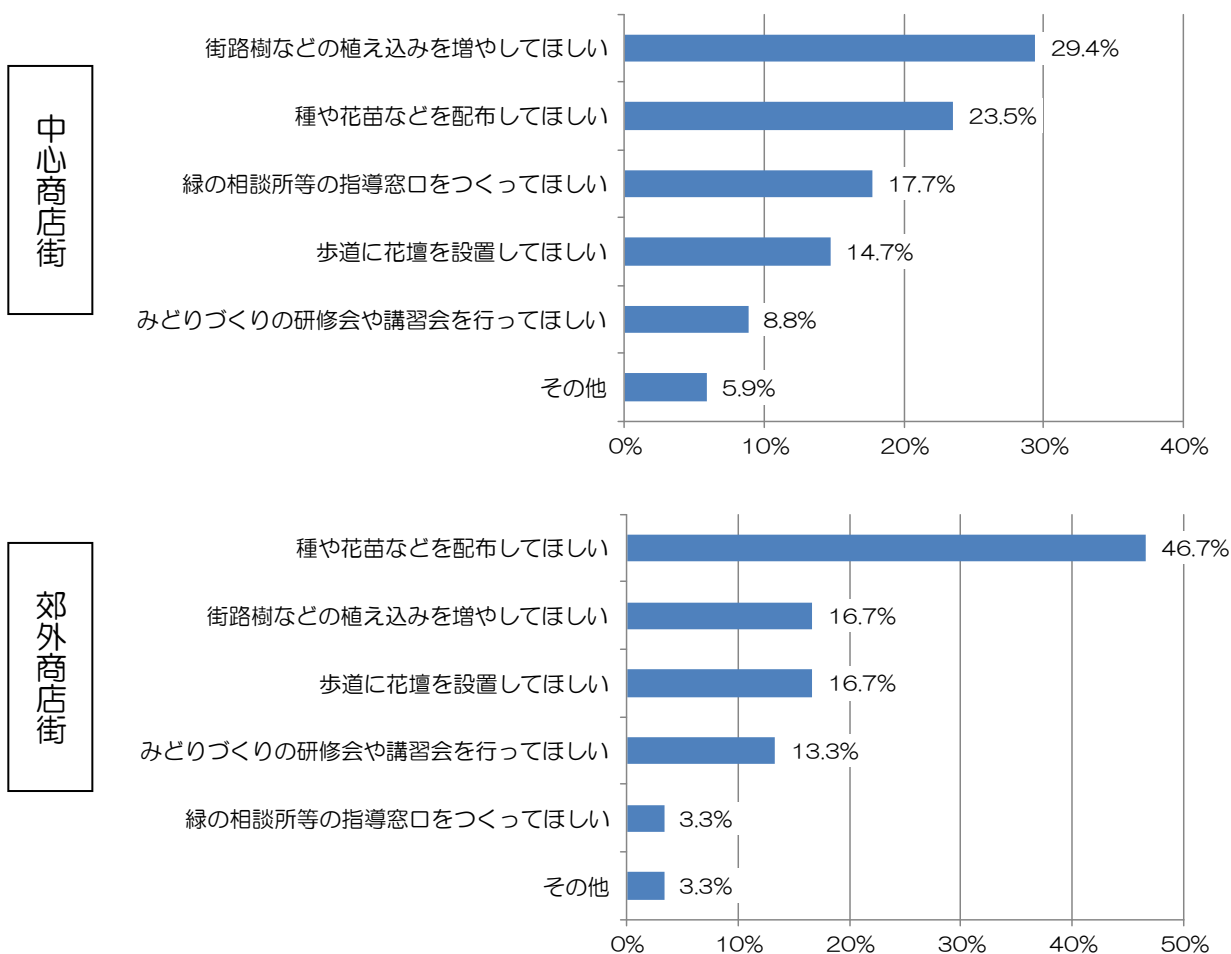


図2-29 市への希望

4 事業所の「みどり」

事業所アンケートからみた「みどり」に関する市民意識

事業所アンケート

平成 25 年 9 月に、無作為に抽出した 140 事業所(一般事業所 100 社、大型店舗 15 社、工業組合 25 社)に対して郵送による配布回収を行い、有効回答数は 105 票でした。

- ①自分たちの事業所のみどりの豊かさ(量)についての設問では、『普通』が最も割合が高く、次いで『少ない』という回答になっています。

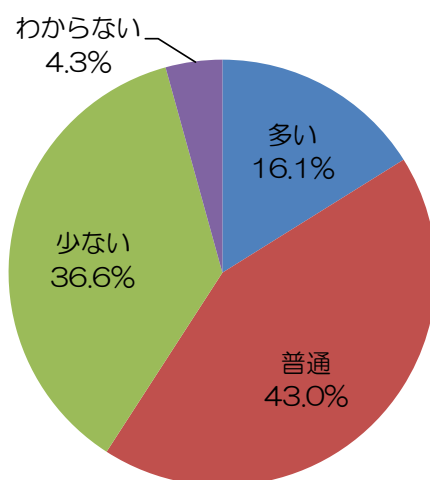


図2-30 みどりの豊かさ(量)

- ②事業所で緑化活動を行っているかの設問では、『道路や公園での落ち葉掃除や草取りなどのボランティア活動』が最も高い割合でした。

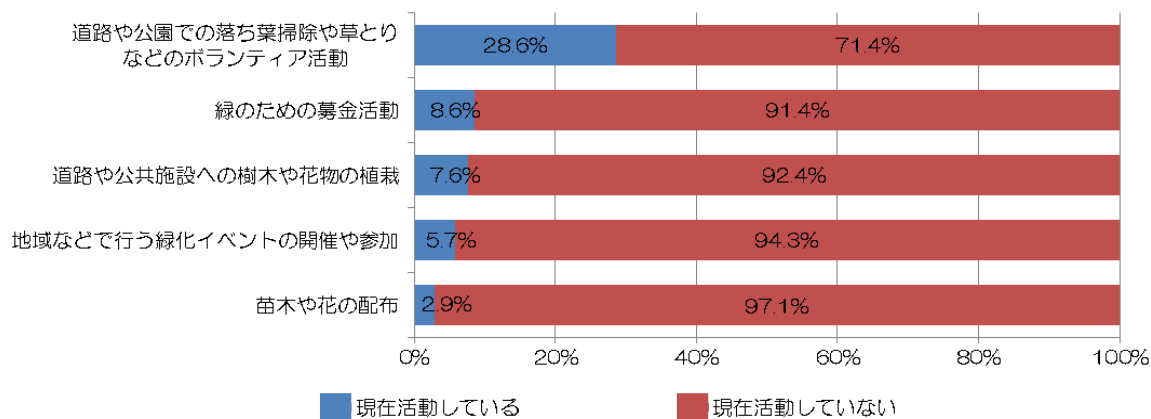


図2-31 事業所での緑化活動

③事業所で緑化活動を進めるにあたっての市への希望について設問では、『種や花苗などを配布して欲しい』という回答が最も高い割合になっています。

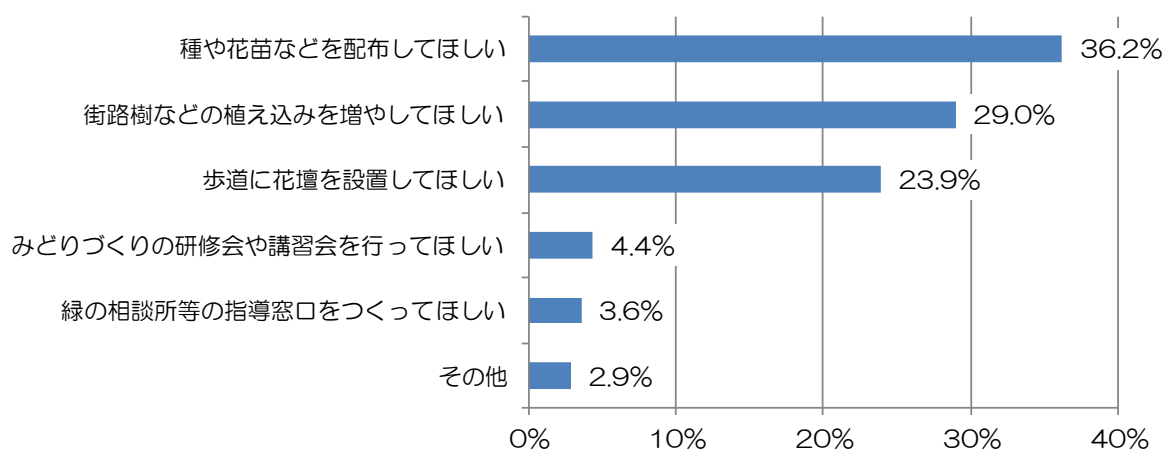


図2-32 市への希望

「みどり」の課題

みどり豊かなまちづくりを進めるため、役割・機能別に保全・創出しなければならないみどりを、山形市におけるみどりの課題として、次のように整理しました。

1 都市の環境を守り良くする役割（環境の保全及び改善）における課題

今あるみどりは、ヒートアイランド現象の緩和や生物の生態系の保全、また、人間が生き続けるための都市環境の形成においても欠かすことができないものです。未来に残すべき大切なみどりとして、今後も保全を図ります。

また、環境を改善し、都市の低炭素化を図るうえで、樹木等による二酸化炭素の吸収機能など、みどりの重要性はこれまで以上に増してきています。

積極的に緑化の推進を図るとともに、市街地における貴重なみどりを守り続けることが必要です。

①人と自然が共生できる環境の保全と創出

山形市が有する豊かな自然環境は、生物の生態系を形成するための貴重なみどりで、しかし、その生息地は、都市化による消失、縮小、分断などにより孤立化が見受けられます。生物の生態系を保全し、生息・生育に適した空間の広がりや連続性（つながり）を確保するため、生態系の基盤・拠点となる公園・緑地や公共施設、結びつける軸となる河川や街路樹などの、適切な維持保全と緑化推進によるみどりの保全と創出に努め、民有地の緑化推進と併せて、人と多くの生物とが共生できる都市環境を創りだし、未来まで守り続ける必要があります。

②市街地における「みどり」の保全と創出

都市化に伴って、みどりの減少が見られる市街地では、ヒートアイランド現象の緩和などの環境問題に対応するためにも、残されている樹木や農地などを守るとともに、都市公園・道路・公共施設のほか、民有地においても緑化を推進する必要があります。

特に、中心市街地においては積極的に緑化を推進する必要があります。

③「みどり」による低炭素社会構築への貢献

新たなみどりの創出などにより、二酸化炭素の吸収量の増加とともに排出量の抑制を図り、低炭素社会の構築に貢献するため、都市環境の改善を図る必要があります。

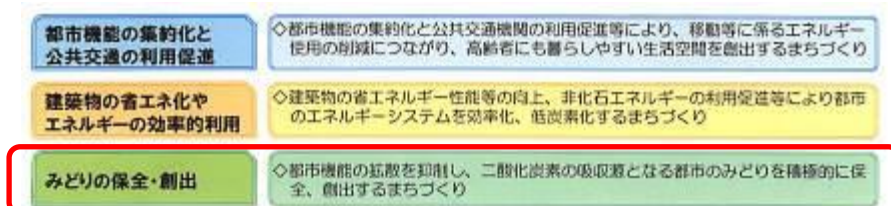


図2-33 低炭素まちづくりのコンセプト 出典）国土交通省「低炭素まちづくり実践ハンドブック」

2 市民のレクリエーション需要に応える役割（レクリエーション）における課題

公園・緑地などは、運動や学習の場、子供の遊び場、休息の場など、様々なレクリエーションの場を提供し、市民生活に活力をもたらします。また、健康志向の上昇により、公園施設として健康遊具の設置などの市民ニーズも高まっています。より身近に、自然とふれあいながら様々な活動ができる空間として、多様化する市民のニーズに応えることが必要です。また、公園ストックの再編等により公園の魅力を高めて活性化していくため、民間活力を導入するなど官民一体となって進めることが求められています。

①ニーズに合った空間づくり

公園・緑地は、みどりが持つ多様な機能を活用しながら、市民ニーズや時代に合ったレクリエーション空間としての整備を行う必要があります。



市民ニーズの高い健康遊具（嶋遺跡公園）

②安全で快適な公園への更新

山形市における公園は昭和 40 年代から急速に整備が進み、およそ半数が 30 年以上経過しています。公園施設長寿命化計画に基づき計画的な施設の長寿命化を図るとともに、高齢者や障がい者などの公園利用者への配慮からバリアフリー化を推進し、より多くの市民が安心して安全に利用できる施設にする必要があります。

また、中心市街地においては、活性化に資するような時代のニーズを捉えた快適な公園へと再整備を図る必要があります。



老朽化した遊具の更新（桧葉の木公園）

③公園空白区域の解消

レクリエーションを通して生活に活力をもたらす公園・緑地は、市民にとって身近な存在でなければなりません。身近に公園・緑地が無い公園空白区域については解消を図る必要があります。



公園空白区域解消のため新設された公園（深町公園）

3 都市の特色ある景観を創り出す役割（景観形成）における課題

魅力ある都市景観やみどり豊かな美しい風景は、市民の生活にゆとりや安らぎ、潤いをもたらします。市民が親しみや誇りを感じられるような特色ある景観形成が必要です。

①美しい中心市街地の形成

中心市街地のみどりが失われています。霞城公園や山形五堰をはじめとする歴史・文化資源のほか、公共施設や民有地も活用しながら、シンボリックな樹木や花壇・プランターなど目に映えるみどりを効果的に配置することで、街に潤いを与え、人々が安らぎを感じられるような場を提供し、美しく魅力的な都市景観を形成する必要があります。



山形五堰（七日町御殿堰）

②個性的で魅力ある地域景観づくり

地域のランドマークとなるような樹木をはじめとした趣きや魅力のあるみどりについて、保全・活用を図りながら、周辺環境の緑化を推進し、地域の特色を活かした個性的で魅力ある地域景観の形成を図る必要があります。



出塩文殊堂

4 災害による被害を軽減する役割（減災）における課題

東日本大震災以降、市民の防災意識も高まり、災害が発生した場合の安全確保や被害を最小限に食い止めるため、みどりによる災害に強い都市の形成を図る必要があります。

①避難場所としての安全性の確保

災害発生時の一時避難場所（指定緊急避難場所）であり、火災の延焼防止機能を兼ね備えた公園・緑地については、適正な維持管理を図り、その機能や役割が妨げられないことがないよう努める必要があります。



一時避難場所（指定緊急避難場所）
（嶋遺跡公園）

5 まちへの愛着や生活への活力をもたらす役割（コミュニティの形成）における課題

緑化活動は個人活動だけではなく、身近に参加できる地域活動としても取り組むことができます。そして、活動を通して楽しさを共有することは、生活の質を高めます。それぞれの地域にある歴史・文化資源、公共公益施設などでの緑化活動をきっかけにしながら、地域への愛着や市民生活への活力をもたらすことが必要です。



スポーツクラブによるボランティア活動
(西公園)



中学生によるボランティア活動
(西公園)

①「園芸福祉」への取り組み

緑化活動などのみどりを通じた交流は、楽しみや喜びを共有し、心の豊かさや生活の質の向上にもつながります。誰もが、年齢・性別・職業・障害の有無などにかかわらず気軽に参加できる地域コミュニティとなるよう、「園芸福祉」への取り組みを検討する必要があります。

②協働による「みどり」の管理と支援の充実

公園や道路、公共公益施設をはじめとする身近な施設のみどりの管理など、地域への親しみと愛着を生み出す緑化活動に、市民や地域ばかりでなく商店街や企業などの参加も促しながら、活動の広がり効果的な緑化推進を図るため、ニーズに合った支援体制を充実する必要があります。

③市民の手による身の回りの緑化推進

オープンガーデンなどの美しい庭は、見学に訪れた人たちとの交流の場にもなり、緑化活動推進の波及効果期待されます。また、住む人にとっても生活に潤いをもたらす大切なみどりになります。オープンガーデンに限らず、みどりのカーテンやプランターの設置など、それぞれの住宅環境に合わせた様々な形の緑化に、市民が自ら積極的に取り組めるような環境づくりを行う必要があります。



オープンガーデン（バラ園）



みどりのカーテン
(ほっとなる広場公園)

6 人の心を育て心身に健康をもたらす役割（豊かな心の育成・心とからだの健康）

における課題

みどりには、ストレスの軽減や精神的安らぎ、子供たちの情操面での向上など、人の心や身体に多くの効果をもたらします。みどりを使った様々な活動が行える環境づくりが必要です。

①身近に「みどり」とふれあえる環境づくり

みどりとのふれあいは、心の安らぎや感動など、精神的な充足を与え、健康で豊かな人間形成にとって不可欠です。生活空間や職場空間などの室内緑化を促進し、身近に花などのみどりとふれあえる環境づくりに取り組む必要があります。



出典）平成23年度花き産業振興総合調査「グリーンの効用を活かしたスペースづくり事例調査」
グリーンを活かした取組事例集 農林水産省生産局農産部園芸作物課花き産業・施設園芸振興室

②「花育」などへの取り組み

緑化を推進するためには、次世代を担う子供たちへの環境教育が大切です。みどりとのふれあいは、優しさや美しさを感じる情操面での向上も期待できることから、子供たちに対するみどりを通した「花育」への取り組みを検討する必要があります。

また、高齢者にとってもみどりによる精神的・身体的な効果が期待されることから、少子高齢化社会への対応としても、より多くの市民が健康的な生活が送れるよう、新たな取り組みを検討する必要があります。



園児たちによる花壇づくり（出羽大谷幼稚園）

III. 基本方針及び計画の目標



計画のテーマ

計画の基本方針

- 1 まちの風景である「みどり」をまもる
- 2 「みどり」の基盤となる公園・緑地をつくる
- 3 まちの拠点や軸となる「みどり」をつくる
- 4 花と「みどり」につつまれたまちをつくる
- 5 市民とともに「みどり」をつくる

計画の目標年次と基本フレーム

- 1 計画の目標年次
- 2 計画対象区域
- 3 都市計画区域内人口の見通し

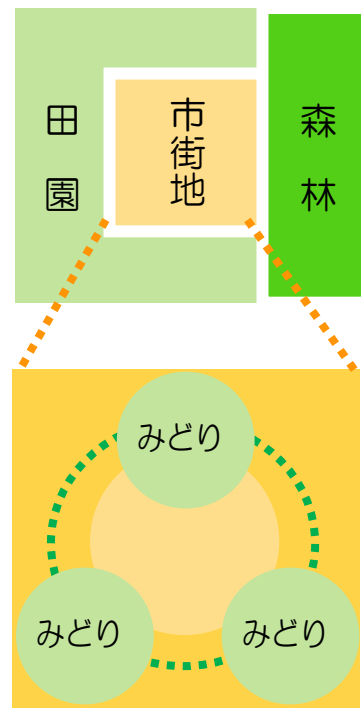
計画の目標水準

- 1 目標水準の考え方
- 2 「みどり」の目標

計画のテーマ

『人と「みどり」の環が広がるまち 山形』

山形市では、森林や田園の「みどり」が市街地を取り囲む『環』のように分布しており、これが美しい景観となっています。これらの市街地を取り囲む良好な森林や田園が持つ機能の保全と活用を図りながら、山形市のみどりの構造の骨格・基本として、この『環』を維持していきます。



市街地においては、公園空白区域の解消、市民にとって身近な街区公園や近隣公園などの維持管理、公共公益施設の緑化や市街地に残る社寺林などの樹林地の保全を図りながら、まちに「みどり」の基盤・拠点を確保していきます。併せて、河川環境の保全と活用、道路の緑化を図ることによって市街地に「みどり」の『環』を形成していきます。

さらには、住宅地・工業地・商業地など民有地の緑化を図り、「みどり」の『環』の面的な広がりを目指します。

そのためには、緑化に対する意識の高揚が必要です。行政による支援体制の充実などにより、市民・商店街・事業所の自らの手による緑化活動を促進し、これらの活動を通して地域内での人の『環』（交流）の広がりも併せて目指していきます。

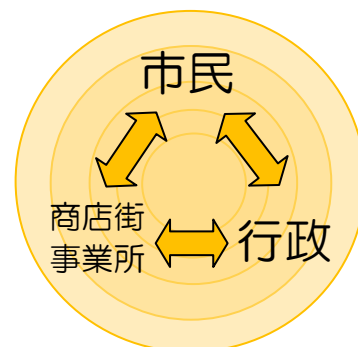


図3-1 それぞれの「環」のイメージ

点から線へ、そして面的な広がりによって形成されるこれらの『環』は、「みどり」の役割に応じた複合的な機能を併せ持ち、ネットワーク化により機能や質をさらに高めます。

人と「みどり」の『環』を、自然環境の保全、都市景観の形成、市民生活の質の向上に向けて取り組んでいきます。

計画の基本方針

みどりの基本計画のテーマ、『人と「みどり」の環が広がるまち 山形』を実現するために、計画の基本方針を以下のように定めます。

1. まちの風景である「みどり」をまもる

市街地を取り囲むようにある森林や田園、まちの様々な場所で見ることのできる樹木や樹林、これらはまちの風景であり、山形市を印象付ける代表的な景観を形づくる重要なみどりです。また、環境問題対策や生物が生育する場、減災においても欠かすことが出来ない大切なみどりです。

今あるこのみどりを未来に残し後世に受け継ぐため、保全を図ります。



市内から望むみどり豊かな風景



霞城公園（山形美術館前）

2. 「みどり」の基盤となる公園・緑地をつくる

公園・緑地は、多くのみどりの役割・機能を有し、都市のみどりにおける土台ともいえる欠かすことができない重要な施設です。

公園空白区域の解消に努めるとともに、公園・緑地の適切な維持管理を行います。また、公園施設長寿命化計画に基づく計画的な施設の更新、利用者への配慮としてバリアフリー化を推進するなど、より多くの市民が安全で安心して利用できる公園・緑地の整備を図ります。



ほっとなる広場公園



さくら木公園

3. まちの拠点や軸となる「みどり」をつくる

人々が集う拠点は、軸によって結びつき、ネットワークが形成されることで、交流に広がりが生まれます。また、生態系の連続性を持たせるためにもネットワークの形成が必要です。

公共公益施設などにおける樹木の保全や花壇への植栽などを、緑化活動の足場となるみどりの拠点と位置づけ、河川環境の保全と活用や道路の緑化推進によってみどりの連続性を確保し、軸を形成します。みどりの基盤である公園・緑地とともに、みどりのネットワークの形成を図ります。



本丸一文字門前花壇（霞城公園）



主要地方道山形山寺線

4. 花と「みどり」につつまれたまちをつくる

みどりの拠点や軸を面的に広げ、より確かなネットワークの形成を図るため、住宅地、工業地、商業地、それぞれの土地利用の状況に応じた緑化を推進していきます。様々な緑化手法とともに、オープンガーデンへの取り組みについても提案していきます。美しい景観や潤いのある街並みを生み出し、まちへの愛着や市民生活に活力がもたらされるよう、まちに、花によるみどりの創出を図ります。



商業地の緑化例



住宅地の緑化例

5. 市民とともに「みどり」をつくる

みどりとのふれあいは、心身の健康や豊かな人間形成に良い影響を与えます。みどり豊かなまちづくりを目指し、身近にみどりにふれあえる環境をつくりだすためには、市民と行政が共に力を合わせる事が大切です。地域や団体、個人など、多くの市民による緑化活動を促進し、支えていくために、組織や人材の育成、支援体制の充実に努めながら、市民とともに様々な緑化推進への取り組みを図ります。



市民ふれあい花壇



ボランティア団体 きらりロードの会

計画の目標年次と基本フレーム

1 計画の目標年次

本計画は、平成 47 年度(2035 年度)を目標年次とします。

なお、本計画は、関連計画や社会の情勢等を見極めながら、適宜、必要に応じて見直しを行います。

2 計画対象区域

計画対象区域は、基本的には都市計画区域（15,990ha）として、景観など必要に応じて都市計画区域外の区域も含めて考えることとします。

3 都市計画区域内人口の見通し

平成 72 年（2060 年）までの人口見通しを掲げた山形市人口ビジョンにおいて、出生率や移動率の改善などの目標を達成した場合については、平成 62 年（2050 年）に人口 30 万人を達成できると推計しています。山形市みどりの基本計画は、人口ビジョンを基に、平成 47 年度（2035 年度）の目標年次における都市計画区域内の人口見通しを試算し、以下のとおりとします。

表 3-1 都市計画区域内人口見通し

年次	平成27年度 (2015年度)	平成47年度 (2035年度)
人口 (行政区域人口)	245,771人 (249,058人)	269,000人 (272,556人)

※平成 47 年度(2035 年度)における都市計画区域内人口の見通しは、
山形市人口ビジョンにおける行政区域人口 272,556 人を基に算出した。

計画の目標水準

1 目標水準の考え方

これまで、「みどり」の整備水準を示すうえで、前計画では国の緑の政策大綱による都市計画区域内人口一人当たりの都市公園等面積 20 m²を目標に公園・緑地の整備を進めてきました。近年では、ベにっこひろばや須川河川敷の多目的広場など、都市公園と同様に市民から広く利用されている施設が数多くあり、これらの施設を加えると平成 27 年度の都市公園等面積は 513.37ha で、都市計画区域内の人口一人当たりの都市公園等面積は 20.89 m²となり、目標水準であった 20 m²を超えている状況です。

その一方で、公園施設の老朽化や都市公園等に求めるニーズの多様化等により利用が低下している公園もあります。公園の魅力向上による活性化や、子供から高齢者まで安全で安心して利用できるよう公園施設の修繕や更新、バリアフリー化の推進が求められています。

また、山形市発展計画が掲げる『世界に誇る健康・安心のまち「健康医療先進都市」の実現』に向け、多くの市民がみどりにふれあうことで安らぎや癒しを感じる機会を創出することが重要です。

これらのことから、目標については、都市計画区域内人口一人当たりの都市公園等面積 20 m²以上を維持するとともに、新たに公園の質の向上等に資する指標を追加設定し、計画を推進します。

2 「みどり」の目標

(1) 緑地の確保目標

山形市を代表する緑地である森林をはじめ、今ある大切な緑地は未来に残すべきものとして今後も守り続けるとともに、新たな緑地の創出に努めます。

計画の見直しにあたり、確保目標の対象としてきた緑地現況約 4,858ha に、都市公園と同様に市民から広く利用されている施設約 109ha、工場立地法に基づく緑地約 12ha を新たに含めることとし、緑地の確保目標を次のとおり設定します。

表 3-2 緑地の確保目標

指標	現況 平成27年度 (2015年度)		目標 平成47年度 (2035年度)	
	都市計画区域	市街化区域	都市計画区域	市街化区域
緑地面積	約4,979ha	約260ha	約5,055ha	約305ha
区域面積に対する割合	約31%	約6%	約32%	約7%

(2)都市公園等の整備目標

みどりの中でも、都市公園は、国や地方公共団体が設置する都市の基幹的な施設として重要なものであり、みどりのネットワークの拠点となる施設です。また、都市公園と同様に市民から広く利用されているべにっこひろばや須川河川敷の多目的運動広場などの都市公園に類する施設も同じような機能を持ち、都市公園とともにみどりのネットワークの拠点となる施設です。

緑地の確保目標でも示したとおり、計画の見直しにあたり、都市公園と同様に利用されているこのような施設も含めた「都市公園等」として、新たな目標を設定します。

山形市では、平成 27 年度末現在、都市公園が 232 施設、児童遊園や農村公園、更にはべにっこひろばや多目的運動広場等の都市公園に類する施設が 309 施設、合わせて 541 施設約 513ha が「都市公園等」として利用されています。

計画期間での「都市公園等」の整備目標として、主に公園空白区域等における公園整備を推進し、都市計画区域内人口一人当たりの都市公園等面積 20 m²以上を維持します。

表 3－3 都市公園等の整備目標

指標	現況	目標
	平成27年度 (2015年度)	平成47年度 (2035年度)
一人当たりの都市公園等面積 (都市公園等の整備目標)	20.89m ² (513ha)	20m ² 以上 (542ha)

(3)安全安心な公園の目標

都市公園は、多くのみどりの役割や機能を有し、都市のみどりににおける土台として欠かすことのできない重要な施設ですが、その半数以上が 30 年以上経過し老朽化が進んでいます。今後も公園施設を安心して安全に利用していくためには、公園施設の計画的な修繕や更新が重要です。また、高齢者や障がい者が利用しやすいように、公園の出入口や園路等のバリアフリー化を推進していく必要があります。

計画期間では長寿命化計画に基づく公園施設の更新の目標を以下のとおり設定し、公園施設の長寿命化を推進します。



老朽化した遊具施設の更新
(桧葉の木広場)

表3-4 安全安心な公園の目標

指標	現況 平成27年度 (2015年度)	目標 平成47年度 (2035年度)
長寿命化計画に基づく遊具等の更新施設数	35施設	421施設

(施設：遊具、四阿、ベンチ、照明、水飲み場、便所など)

(4) 中心市街地の「みどり」の目標

① 中心市街地活性化公園の再整備目標

山形市中心市街地活性化基本計画の区域内にある公園は、老朽化等により魅力が低下しています。このため、近年の社会情勢の変化に対応するため地域特性や時代のニーズを捉え、中心市街地の交流拠点として魅力と賑わいが創出される街のシンボルとして再整備を進めます。

計画期間における整備の目標として、中心市街地活性化基本計画区域内に、1公園を新設するとともに、5つの既存公園の再整備を行い、魅力と賑わいを創出します。



賑わいのある中心市街地の公園
(ほっとなる広場公園)

表3-5 中心市街地活性化公園の再整備目標

指標	現況 平成27年度 (2015年度)	目標 平成47年度 (2035年度)
中心市街地活性化公園の再整備公園数	—	新設 1公園 再整備 5公園

② 中心市街地の緑化目標

中心市街地の緑化推進は、環境問題や都市景観以外にも、人に安らぎを与える意味においても重要な課題であり、今後、この課題に対して積極的に取り組んでいかなければなりません。

計画期間における緑化の目標水準を以下のとおり設定し、みどり豊かな中心市街地を目指します。



中心市街地の緑化例
(オワソブルー山形)

表3-6 中心市街地の緑化目標

指標	調査年度 平成25年度 (2013年度)	目標 平成47年度 (2035年度)
市民アンケートによる中心市街地に対する「みどり」の量に関する設問で、『少ない』という回答の割合を減少させる。	61.6%	50%未満

(5)市民の緑化活動の目標

子供がみどりを育てることで心の成長を促す効果や高齢者がみどりに触れることで安らぎと癒しを感じるなど、心身の健康や豊かな心を形成するうえで多くの効果をもたらします。緑化活動を通じて、健康でいきいきと暮らすことができるように、花育や園芸福祉を推進します。

計画期間における市民の緑化活動の目標を以下のとおり設定し、山形市発展計画が掲げる健康医療先進都市の実現を目指します。

表3-7 市民の緑化活動の目標

指標	現況 平成27年度 (2015年度)	目標 平成47年度 (2035年度)
花育を実施する保育園・幼稚園数	57施設	全施設で実施
園芸福祉を実施する福祉施設数	2施設	半数以上の施設で実施



児童遊戯施設での花育
(べにっこひろば)



福祉施設での園芸福祉
(銅町デイサービスセンター)

IV. 緑地の配置方針



みどりのネットワークにおける緑地の配置方針

- 1 生態系ネットワーク（生態系の連続性）における緑地の配置方針
- 2 景観ネットワークにおける緑地の配置方針
- 3 コミュニティ・ネットワークにおける緑地の配置方針

みどりのネットワークにおける緑地の配置方針

みどりの基本計画のテーマである『人と「みどり」の環が広がるまち 山形』を実現させるために、環＝ネットワークと捉え、基本方針及び計画の目標を踏まえたうえで、「環境の保全及び改善（生態系の保全）」「景観形成」「コミュニティの形成」の3つの「みどり」の役割別のネットワークにおける緑地の配置方針を以下に示します。

1 生態系ネットワーク（生態系の連続性）における緑地の配置方針

生物が生息・生育する基盤・拠点となるみどりを保全し、河川や山形五堰、道路の街路樹などにより結びつけ、生態系を保全するためのネットワーク形成を図ります。

①生態系の生息・生育環境である「みどり」をまもる

森林や田園、社寺林や公園など、生物が生息・生育する環境を有するみどりは、生物が生き続けるために重要なものであり、ネットワークの拠点と考えます。これらの大切なみどりの保全を図ります。



渡り蝶アサギマダラ（山形市野草園）

②連続性を確保する「みどり」をまもる

河川や山形五堰、街路樹などは、生物の生息・生育に適した空間に広がりとし連続性（つながり）を持たせ、生息地と生息地を結びつけるために重要なものであり、ネットワークの軸と考えます。河川や山形五堰における自然環境の保全、道路における街路樹の適正な維持管理によるみどりの保全を図ります。

2 景観ネットワークにおける緑地の配置方針

市街地を取り囲む森林や田園を山形市における景観の骨格・基本として保全し、社寺林などの樹林、公園や公共公益施設の「みどり」などによる地域ごとの特色ある景観を、河川や道路などの「みどり」により結びつけ、美しい景観のネットワーク形成を図ります。

①市街地を取り囲む「みどり」をまもる

市街地を取り囲む森林や田園については、良好な景観であると同時に、山形市をイメージする代表的な景観として、ネットワークにおける骨格・基本と考えます。この大切なみどりの保全を図ります。

②地域の特色ある景観をつくる

地域のランドマークとなるような社寺林などは、地域の景観として重要なものであり、公園や公共公益施設などとともに樹木や花による緑化を促進しながら広がりを持たせることで、ネットワークの拠点と考えます。地域ごとの特色ある景観づくりを図ります。

③河川や道路の「みどり」をまもる

市街地を流れる馬見ヶ崎川や須川など、自然環境豊かな河川は景観を形づくるうえで重要なものであり、同じように市街地における大切なみどりである山形五堰や道路の街路樹などとともに、拠点を結びつけるネットワークの軸と考えます。適正な維持管理による保全を図ります。



道路の緑化
(市道東北芸術工科大学正門線)

④花による美しい景観をつくる

住宅地・工業地・商業地などに花壇やプランターの設置を促進することで、花による連続的な街並みもネットワークの軸と考えます。花による美しい景観の創出を図ります。

3 コミュニティ・ネットワークにおける緑地の配置方針

地域における緑化活動などから、新たな人間関係の「環」を広げ、より多くの人々の交流とふれあいを通し、生活の質の向上と豊かな社会づくりのためのネットワーク形成を図ります。

①協働により「みどり」をつくる

みどりをつくるためには市民の参加が不可欠です。公園や公共公益施設など身近な施設における緑化活動をネットワークの拠点と考えます。市民とともに緑化推進を図ります。

②歴史・文化資源を活かした交流の場をつくる

山形城跡など市街地の歴史・文化資源には多くの人が訪れます。また、地域においても様々な歴史・文化資源が残されています。

これらの交流が生まれる場をネットワークの拠点と考えます。歴史・文化資源の敷地内についての緑化を促進し、より多くの交流の場の創出を図ります。



歴史・文化資源
(山形県郷土館「文翔館」)

③住宅地の庭を活用した交流の場をつくる

近年、オープンガーデンのような美しい庭が注目を集めるようになっており、庭を訪れる人たちによる新しい交流が生まれています。このような場もネットワークの拠点と考えます。住宅地などにおいて、その取り組みを支援しながら、新たな交流の場の創出を図ります。

④支援体制をつくる

緑化活動を通じた人々の交流やふれあいの広がり、河川や道路への緑化活動の広がりをネットワークの軸と考えます。緑化活動の促進と広がりを持たせるため、花苗の配布など市民のニーズに合った支援体制の充実を図ります。

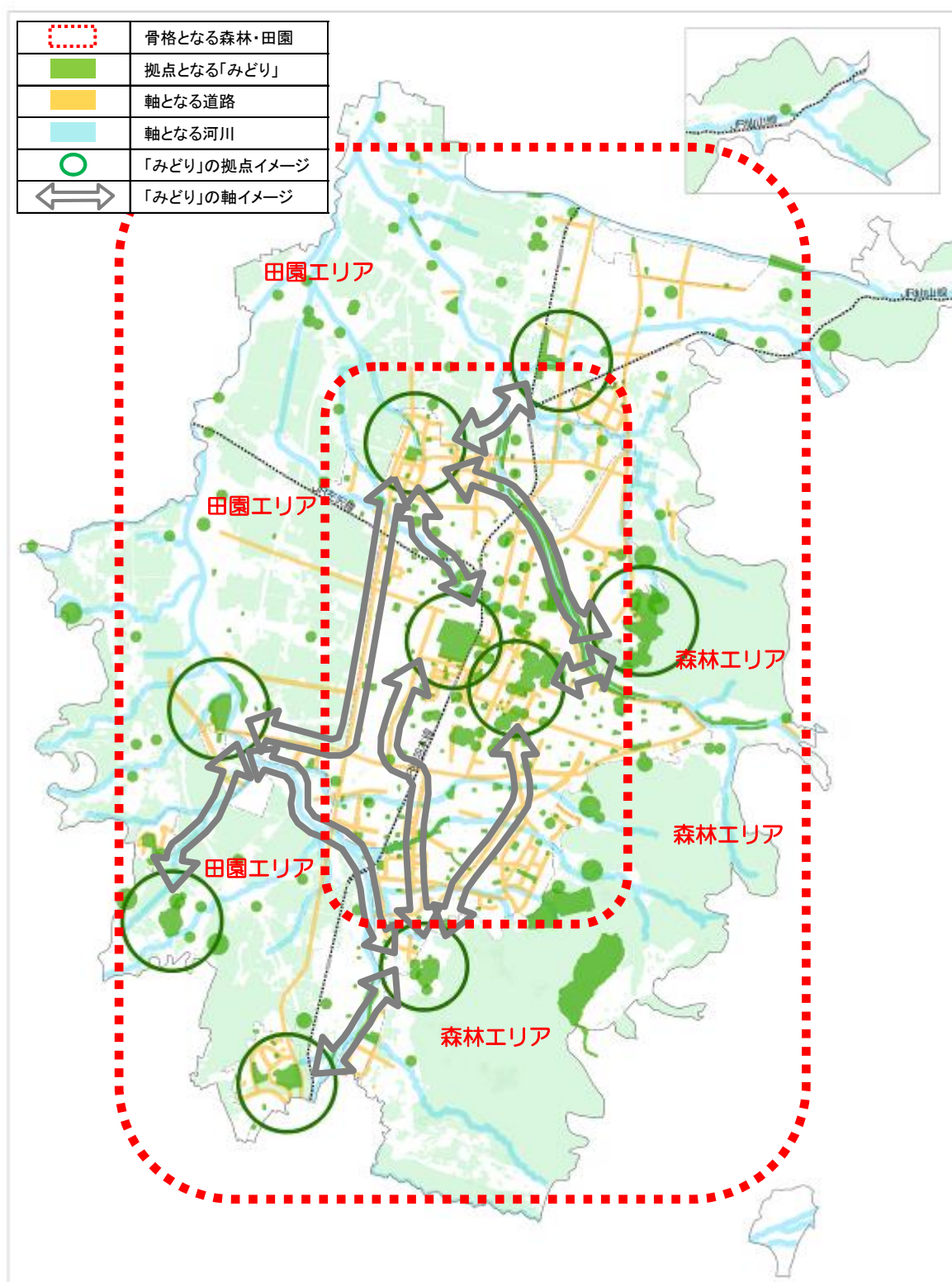


図4-1 ネットワークのイメージ図

V. 緑地の保全及び緑化の推進に関する施策



施策の体系

基本方針1 まちの風景である「みどり」をまもる

- 1 森林の保全と活用
- 2 樹木樹林の保全
- 3 農地の保全と活用

基本方針2 「みどり」の基盤となる公園・緑地をつくる

- 1 安全安心な公園・緑地づくり（都市公園の管理の方針）
- 2 中心市街地における特色のある公園・緑地づくり
- 3 身近な公園・緑地づくり（都市公園の整備の方針）
- 4 魅力ある公園・緑地づくり
- 5 都市公園以外の公園づくり

基本方針3 まちの拠点や軸となる「みどり」をつくる

- 1 河川の保全と活用
- 2 山形五堰の保全と活用
- 3 道路の緑化
- 4 公共公益施設の緑化

基本方針4 花と「みどり」につつまれたまちをつくる

- 1 住宅地の緑化
- 2 工業地の緑化
- 3 商業地の緑化
- 4 まちづくりの制度を活用した緑化

基本方針5 市民とともに「みどり」をつくる

- 1 市民参加による「みどり」づくり
- 2 緑化を支える組織や人材の育成
- 3 「みどり」に親しむ環境づくり
- 4 「みどり」の普及啓発の充実
- 5 グリーン・マネジメント・サイクル（みどりの循環）の構築

施策の役割分担

施策の体系

みどりの基本計画のテーマである『人と「みどり」の環が広がるまち 山形』を目指してみどりを保全・創出していくため、基本方針に基づき以下のとおり体系化して取りまとめ、施策の体系に沿って具体的施策を展開していきます。

テーマ	基本方針	施策の方向性	施策の展開
人と「みどり」の環が広がるまち 山形	基本方針1 まちの風景である「みどり」をまもる	1 森林の保全と活用	●森林の保全 ●森林の活用 ●自然景観の保全
		2 樹木樹林の保全	●保存樹木等の保全と継承 ●天然記念物の保護 ●市街地や地域に残る樹林地の保全
		3 農地の保全と活用	●農地の保全 ●農地の活用
	基本方針2 「みどり」の基盤となる公園・緑地をつくる	1 安心安全な公園・緑地づくり（都市公園の管理の方針）	●適正な維持管理 ●施設の長寿命化 ●公園・緑地のバリアフリー化 ●避難場所としての適正な維持管理
		2 中心市街地における特色のある公園・緑地づくり	●歴史・文化資源を活かした公園の整備 ●（仮称）みどりのスポットづくり ●中心市街地の活性化
		3 身近な公園・緑地づくり（都市公園の整備の方針）	●街区公園の整備の方針 ●地区公園の整備の方針 ●都市緑地の整備の方針 ●公園空白区域における都市公園の整備の方針 ●減災の観点による都市公園の整備の方針
		4 魅力ある公園・緑地づくり	●民間活力の導入 ●民間事業者による公園施設の設置 ●公園・緑地の活性化 ●公園ストックの再編
		5 都市公園以外の公園づくり	●多目的広場などの整備や野草園の維持管理 ●児童遊園の整備と維持管理 ●農村公園の活用と維持管理 ●「へにっこひろば」の活用と維持管理
		1 河川の保全と活用	●馬見ヶ崎川の保全と活用 ●須川の保全と活用 ●その他河川の保全と活用
		2 山形五堰の保全と活用	●山形五堰を活用した親水空間の整備と保全 ●山形五堰の保全
		3 道路の緑化	●街路樹の整備推進 ●街路樹の保全 ●景観に配慮した道路の整備
		4 公共施設緑化の緑化	●樹木の保全 ●敷地緑化の推進
		1 住宅地の緑化	●緩衝緑地の整備の促進 ●敷地緑化の促進
	基本方針3 まちの拠点や軸となる「みどり」をつくる	2 工業地の緑化	●工場立地法及び公害防止協定に基づく緑化の促進 ●敷地緑化の促進
		3 商業地の緑化	●緑化スペース確保の促進 ●地区計画制度の活用
		4 まちづくりの制度を活用した緑化	●まちなみデザインに関する協定制度の活用 ●景観に関するガイドライン等の活用
		1 市民参加による「みどり」づくり	●市民参加による「みどり」づくり ●「みどり」を通じた地域活動の促進 ●「園芸福祉」への取り組み
	基本方針4 花と「みどり」につつまれたまちをつくる	2 緑化を支える組織や人材の育成	●組織や人材の育成・支援等 ●「みどり」に関する相談の充実
		3 「みどり」に親しむ環境づくり	●「花育」などへの取り組み ●室内緑化の普及 ●「みどり」による健康づくり
		4 「みどり」の普及啓発の充実	●「みどり」のイベントの充実 ●広報活動の充実 ●顕彰制度の充実 ●花苗生産活動への取り組み
		5 グリーン・マネジメント・サイクル（みどりの循環）の構築	●「みどり」の創出 ●「みどり」の適正な維持管理 ●木材資源としての活用
		1 市民参加による「みどり」づくり	●市民参加による「みどり」づくり ●「みどり」を通じた地域活動の促進 ●「園芸福祉」への取り組み
		2 緑化を支える組織や人材の育成	●組織や人材の育成・支援等 ●「みどり」に関する相談の充実
		3 「みどり」に親しむ環境づくり	●「花育」などへの取り組み ●室内緑化の普及 ●「みどり」による健康づくり
		4 「みどり」の普及啓発の充実	●「みどり」のイベントの充実 ●広報活動の充実 ●顕彰制度の充実 ●花苗生産活動への取り組み
		5 グリーン・マネジメント・サイクル（みどりの循環）の構築	●「みどり」の創出 ●「みどり」の適正な維持管理 ●木材資源としての活用
	基本方針5 市民とともに「みどり」をつくる	1 市民参加による「みどり」づくり	●市民参加による「みどり」づくり ●「みどり」を通じた地域活動の促進 ●「園芸福祉」への取り組み
		2 緑化を支える組織や人材の育成	●組織や人材の育成・支援等 ●「みどり」に関する相談の充実
		3 「みどり」に親しむ環境づくり	●「花育」などへの取り組み ●室内緑化の普及 ●「みどり」による健康づくり
		4 「みどり」の普及啓発の充実	●「みどり」のイベントの充実 ●広報活動の充実 ●顕彰制度の充実 ●花苗生産活動への取り組み
		5 グリーン・マネジメント・サイクル（みどりの循環）の構築	●「みどり」の創出 ●「みどり」の適正な維持管理 ●木材資源としての活用

基本方針1 『まちの風景である「みどり」をまもる』

主に「環境の保全及び改善」「レクリエーション」「景観形成」などのみどり役割について、その機能の保全・強化を図るため、山形市の原風景ともいえる森林、樹木樹林、農地について以下の施策を展開します。

1 森林の保全と活用

森林は山形市を代表する風景であり、森林法や自然公園法など法的に保全・管理すべきみどりに位置づけられているため、原則としてこれらの法に基づき保全を行っていきます。また、地球温暖化や生物多様性の保全などの環境問題に対応するため、森林についての重要性と保全に対する市民の意識の高揚を図ります。



市役所から望む蔵王の山並み

①森林の保全

- ◆生態系における森林の重要性を踏まえ、生物多様性の保全と野生動物との共存に配慮して、森林の保全を図ります。
- ◆水源のかん養、災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するために指定された保安林は、都市景観上においても、重要な役割を果たします。保安林に指定されている森林を保全し、その機能の確保に努めます。
- ◆山形市水源かん養林は、保水や洪水緩和、さらには自然の自浄作用による水質浄化など、「緑のダム」とも呼ばれる重要な森林であり、将来にわたり良質な水源を確保していくため、山形市水源かん養林経営計画に基づき、適正な維持管理と保全を行っており、今後も継続していきます。

②森林の活用

- ◆市民による森づくり活動などの取り組みを支援します。
- ◆森林環境学習会の開催や森林ボランティア団体活動などによる森林の保護活動を通し、森林に親しみを感じてもらい、森林を愛し育む心を育てます。
- ◆散策など市民の憩いの場となっている千歳山自然休養林については、今後も活用の促進を図るとともに、清掃や環境保全など市民とともに憩いの場としての維持管理に努めます。

③自然景観の保全

- ◆山形市の代表的な景観を形づくり全国的にも有名な観光地である蔵王国定公園は、四季の美しい景観と自然環境を保全するため、自然公園法に基づき、その保護に努めます。
- ◆馬見ヶ崎風致地区、千歳山風致地区は、良好な風致景観を有していることから、今後も保全し、風致の維持に努めます。



蔵王国定公園

2 樹木樹林の保全

市街地や地域に残る樹木樹林は、まちの風景として貴重なみどりであるとともに、ヒートアイランド現象の緩和にも有効であるなど、都市において欠かすことが出来ない大切なみどりであるため、保全を行っていきます。

山形城跡やもみじ公園、社寺林など、歴史と結びついた豊かなみどりが点在し、美観や風致に優れ一定条件を満たすものについては、市の保存樹木等の指定により守られ、特に重要な樹木については、文化財保護条例により守られています。

今後も、市民に親しまれ、地域のシンボルとなるようなこれらの重要な樹木樹林について保全を図ります。

①保存樹木等の保全と継承

- ◆市の保存樹木等の指定に基づき、樹木等の適正な管理を支援し、市民とともに保全と継承に努めます。



保存樹林（六榎八幡宮）

②天然記念物の保護

- ◆歴史的文化遺産でもある天然記念物として指定されている樹木について、今後もその保護に努めます。



山形市天然記念物（霞城の桜）

③市街地や地域に残る樹林地の保全

- ◆松林や社寺林など、市街地に残された樹林地は良好な市街地景観を形成しており、その保全に努めます。
- ◆地域に残る樹林地は、歴史・文化資源ともいえるべき社寺林も多く、地域の景観を形成する貴重なみどりでもあるため、その保全に努めます。



市街地にある樹林地（松原緑地）

3 農地の保全と活用

田園などの農地は、生産の場としてだけでなく、山形市を代表する風景の1つとして、山形うるおい百景にも選ばれるほど美しい田園風景になっています。

都市における貴重な空間として保全するとともに、みどりにふれあえる場として活用を図ります。



みどり豊かで美しい田園風景

①農地の保全

- ◆第6次山形市農業振興基本計画及び山形農業振興地域整備計画に基づき、農地の保全を促進します。
- ◆農地の土地利用の転換が行われる場合は、周辺との調和に努め、緑化を促進します。
- ◆耕作放棄地の増加などについては、「人・農地プラン」により、その解決に努めます。
- ◆景観形成や環境保全も含め、農地の多面的な機能の維持・発揮を図る取り組みを促進します。

②農地の活用

- ◆余暇動向として農作業が体験できる市民農園、幼稚園や小学校などで農作業体験学習を行う学校農園、観光客が農村地域の自然・文化にふれるグリーン・ツーリズムでの体験農園など、農作業を通してみどりに親しむ場として農地の活用を図ります。



体験農園

基本方針2『「みどり」の基盤となる公園・緑地をつくる』

都市における重要な施設として、みどりの役割全般についての機能の保全・強化を図るため、民間活力の導入や公園の再整備等によりサービスや公園の魅力向上を検討し、公園・緑地などの整備や維持管理について以下の施策を展開します。

1 安全安心な公園・緑地づくり（都市公園の管理の方針）

山形市の公園の約半数が30年以上経過し、施設の老朽化が進んでいると同時に、子供から高齢者まで多様化する利用者への対応も必要になってきています。市民が安全に、そして安心して利用できるような公園・緑地づくりを進めていきます。

また、災害発生時における安全な避難場所として、維持管理の充実を図ります。

①適正な維持管理

- ◆利用者がいつでも安全安心で快適に利用できるよう、公園施設や樹木等の点検や適正な維持管理に努めます。

②遊具等の施設の長寿命化

- ◆公園施設長寿命化計画に基づき、遊具等の施設の計画的な修繕や更新を推進します。
- ◆遊具等の施設の更新にあたっては、公園管理協力会など公園周辺の関係者との意見交換会を通し、市民のニーズの把握に努めます。



更新された遊具施設（福ノ神公園）

③公園・緑地のバリアフリー化

- ◆高齢者、障がい者などの利用を考慮し、公園の出入口や園路、トイレのバリアフリー化を推進し、より多くの利用者が安全で安心して利用できる公園・緑地づくりを推進します。



バリアフリー化された園路
（ひぐらし公園）

④避難場所としての適正な維持管理

- ◆多くの街区公園や近隣公園などが一時避難場所（指定緊急避難場所）として指定されています。災害時において市民が安全に避難できるよう、適正な維持管理に努めます。
- ◆避難場所としての安全性を確保するため、樹木が持つ延焼を防止する機能が妨げられないことがないよう、樹木について適正な維持管理に努めます。

2 中心市街地における特色のある公園・緑地づくり

中心市街地においては都市化が進み、新たな公園整備が困難な状況にあります。しかし、歴史・文化資源を活かした公園、既存のスペースを活用した安らぎや憩いの空間整備など、既存の施設が持つ魅力を活かしながら周辺の状況とも調和した特色のある公園や空間づくりを図ります。

①歴史・文化資源を活かした公園の整備

- ◆市街地観光における観光拠点である霞城公園については、歴史と文化のシンボリックな山形城跡を活かした公園として、これまで以上に魅力にあふれ、多くの人に愛される総合公園となるよう整備を推進します。



復原が進められる本丸一文字門
(国指定史跡山形城跡「霞城公園」)

②（仮称）みどりのスポットづくり

- ◆中心市街地の公園や公共公益施設のほか、民有地の既存の空き地を対象に、花苗やベンチなどの支援を行い、訪れる人や働く人、そして住む人たちの心のオアシスとして、花やせせらぎを眺めながらほっとできる憩いの空間「（仮称）みどりのスポット」づくりに努めます。
- ◆マップ作成などにより市民や観光客に広くPRし、「（仮称）みどりのスポット」の活用にも努めます。



みどりのスポットのイメージ

③中心市街地の活性化

- ◆中心市街地における都市公園について、公園周辺の関係者との意見交換会を通し、公園の利用者や地域特性、時代のニーズを捉えた中心市街地の活性化に資する公園として再整備を推進します。
- ◆中心市街地の新たな交流拠点として、花植え体験、花壇づくりの相談や情報交換など、みどりを通して人が交流できる場の提供に努めます。
- ◆都市環境の改善とともに、訪れる人や住む人にとって魅力的な都市景観とするため、店舗開店記念樹、又は商店街のシンボルツリーなど、樹木の支援によりみどりあふれる中心市街地の形成に努めます。



商業地の緑化例①



商業地の緑化例②

3 身近な公園・緑地づくり（都市公園の整備の方針）

都市公園は、環境の保全、良好な風致や景観を備えた地域環境の形成、コミュニケーションやレクリエーションの場の提供、公害・災害時の被害の軽減、避難・救護活動の場の提供など、非常に多くの機能を有する都市の根幹的施設であり、自然とのふれあいや運動などを通して、心身ともに健康で豊かな人間形成を図るうえでも欠かすことができない重要な都市施設で、主に都市公園が充足していない公園空白区域への整備を推進します。

整備にあたっては、歴史・文化資源や今ある資源を有効に活用し、周辺の状況と調和した公園や空間の整備を進めます。

①街区公園の整備の方針

- ◆街区公園は、平成 27 年度末現在、41.30ha が整備されていますが、計画期間内において、現在進行している公園のほか、主に公園空白区域への公園として約 2ha の整備を予定しています。
- ◆子供たちの利用ばかりでなく、健康増進などをはじめ利用者の目的も多様化していることから、公園周辺の関係団体や関係者との意見交換会を通して、市民のニーズに合った整備を推進します。
- ◆整備にあたっては、樹種や配置など将来の維持管理にも配慮しながら、樹木などによる緑化を推進します。
- ◆緑化活動をはじめとした地域の交流活動の拠点としてふさわしい整備を推進します。



蔵王みはらしの丘 4号公園



河原田公園

②地区公園の整備の方針

- ◆地区公園は、平成 27 年度末現在、11.29ha が整備されていますが、計画期間内において、約 4ha の整備を予定しています。
- ◆地区が持つ特色を活かしたレクリエーションの場となるよう、公園周辺の関係団体や関係者との意見交換会を通して、市民のニーズに合った整備を推進します。
- ◆整備にあたっては、樹種や配置など将来の維持管理にも配慮しながら、樹木などによる緑化を推進します。



嶋遺跡公園

③都市緑地の整備の方針

- ◆都市緑地は、平成 27 年度末現在、56.39ha が整備されていますが、計画期間内において、約 6ha の整備を予定しています。
- ◆都市における自然環境の保全や改善、都市景観の向上が図られるような整備を推進します。



くぼた緑地

④公園空白区域における都市公園の整備の方針

- ◆公園空白区域は、「市街化区域における都市公園の誘致圏域以外の区域で、一団となって概ね 20ha 以上の面積を有する区域」とし、都市公園の整備を推進し、公園空白区域を解消します。
- ◆都市の緑とオープンスペースを確保するためには、都市公園の整備と併せて民有地の緑地等の保全を図るとともに、これらを市民の利用に供する市民緑地として確保していくため、市民緑地制度の活用を検討します。



(例) 整備前の民有緑地
(国土交通省資料)



(例) NPO が空き地を緑地空間として整備
(国土交通省資料)

⑤減災の観点による都市公園の整備の方針

- ◆街区公園をはじめとする多くの都市公園が一時避難場所（指定緊急避難場所）となることから、その機能が妨げられることがないように、整備においてはバリアフリーなどに配慮した整備を推進し、より多くの市民が安全に避難できるよう努めます。
- ◆延焼を防止する機能を有する樹木の植栽など、避難場所としての安全性の確保に努めます。

4 魅力ある公園・緑地づくり

山形市では都市公園の整備が進んできたものの、その一方で公園施設の老朽化や利用者ニーズの多様化等により十分に利用されていない公園も少なくない状況です。

今後、公園施設を適切に整備・更新し利用者の利便性及び公園の魅力を向上し賑わいを創出するため、民間活力による公園の再生・活性化手法を検討します。

また、少子高齢化の進展等に対応した、子育て世代が住みやすい生活環境づくりや、健康長寿社会の実現等を推進するため、公園ストックの再編を検討します。

①民間活力の導入

- ◆大規模な公園や賑わい創出に資する公園等について、効率的な整備・更新を進めるため、民間のノウハウや活力の導入を検討します。



(例) イメージ図 (国土交通省資料)

②民間事業者による公園施設の設置

- ◆飲食店や売店などの公園利用者の利便性の向上に資する施設の設置と、その施設から得られる収益を活用した施設周辺の整備改修などを一体的に行う民間事業者の参画を検討します。

③公園・緑地の活性化

- ◆街の賑わい創出や地域コミュニティの活性化など公園利用者のニーズの多様化に対応するため、公園管理者と公園管理協力会等が、協議しながら、地域の公園に応じた活性化策や利用ルール等を取りまとめ実行します。



イベントによる賑わいづくり
(地域夏祭り：南追手前公園)

④公園ストックの再編

- ◆公園に求められるニーズに対応し、公園の魅力向上や賑わいの創出、子育て支援や高齢化社会に対応するため、公園ストックの再編等を検討します。

5 都市公園以外の公園づくり

野草園や河川敷の多目的広場、児童遊園などの都市公園以外の公園については、特に市街化調整区域において都市公園同様に身近な公園として市民に親しまれています。都市公園同様多くのみどりの役割・機能を有しており、欠かすことができない施設として、今後も必要に応じた整備の促進と、市民に愛されるよう適正な維持管理を図ります。

①多目的広場などの整備や野草園の維持管理

- ◆河川敷の多目的広場や運動広場など、都市公園と同じように市民の身近なレクリエーションの場となる施設の整備を促進します。
- ◆貴重な植物とともに多くの生物の生態系を保全する山形市野草園は、自然と親しみながら学習が出来る自然型野外レクリエーション施設として多くの市民に愛されており、市民の財産となるよう適正な維持管理に努めます。



山形市野草園

②児童遊園の整備と維持管理

- ◆児童遊園は、平成 27 年度末現在、272 箇所が整備されています。
- ◆地域における身近なコミュニティの場として、適正な維持管理に努めます。



山家本町児童遊園

③農村公園の活用と維持管理

- ◆農村公園は、平成 27 年度末現在、1 箇所が整備されています。
- ◆地域における身近なコミュニティの場として、緑化を含めた適正な維持管理に努めます。



高瀬紅花ふれあい公園

④「べにっこひろば」の活用と維持管理

- ◆児童遊戯施設「べにっこひろば」は、子供たちが、健全な遊びを通して健康の増進と情操面での向上を目指し、1年中遊べる屋内施設、様々な遊びが出来る屋外施設の両方を備えた新しい種類の施設として、平成 27 年 7 月に整備されました。また、市南部に新たな児童遊戯施設の整備が計画されています。
- ◆市民に愛される魅力的な施設として、子供たちと緑化活動を行いながら、適正な維持管理に努めます。



べにっこひろば

基本方針3 『まちの拠点や軸となる「みどり」をつくる』

主に「環境の保全及び改善」「レクリエーション」「減災」「景観形成」などのみどりの役割について、その機能の保全・強化を図るため、河川、山形五堰、道路、公共公益施設について以下の施策を展開します。

1 河川の保全と活用

河川は、生態系を保全する環境、都市における良好な景観形成など、多くの役割を持ち、みどりのネットワークを形成するうえでもその軸となる重要なみどりで、その豊かな自然環境を保全するとともに、市街化区域内を流れる河川など市民にとって身近な場所については、その自然環境を活かしながら、市民がレクリエーションの場として活用できるような空間づくりを図ります。

①馬見ヶ崎川の保全と活用

- ◆河川周辺の樹木や草地などの保全に努めます。
- ◆水辺空間を活かしたレクリエーションの場として整備された河川公園については、適切な利用を働きかけながら、その自然環境を守り多くの市民に愛される河川公園にします。
- ◆運動など市民のレクリエーションの場としての活用が図れるよう整備を促進します。



馬見ヶ崎河川公園ランド

②須川の保全と活用

- ◆残された樹木や草地などの自然環境の保全に努めます。
- ◆市民の身近なレクリエーションの場として活用を図ります。



パークゴルフ場（須川河川敷）

③その他河川の保全と活用

- ◆残された樹木や草地などの自然環境の保全に努めます。
- ◆市民のレクリエーションの場としての活用が図れるよう整備を促進します。



竜山川河川公園

2. 山形五堰の保全と活用

山形五堰については江戸時代からの歴史的な農業施設であり、地域住民から親水空間として親しまれ、良好な水辺景観となっています。

市街地を流れる山形五堰については、貴重な景観資源であり、中心市街地におけるみどりのネットワークの軸と位置づけ、親水性や景観に配慮した空間として整備・保全を図ります。

①山形五堰を活用した親水空間の整備と保全

- ◆山形五堰を活用した親水空間の整備に努めます。
- ◆御殿堰中央親水広場や七日町御殿堰など、山形五堰を活用した親水空間の適正な維持管理に努めます。

②山形五堰の保全

- ◆山形五堰の伝統的な石積みを保全するため、老朽化した石積みの改修に努めます。



七日町御殿堰



大学通りせせらぎ水路（山形大学北側）



六小東通りせせらぎ水路

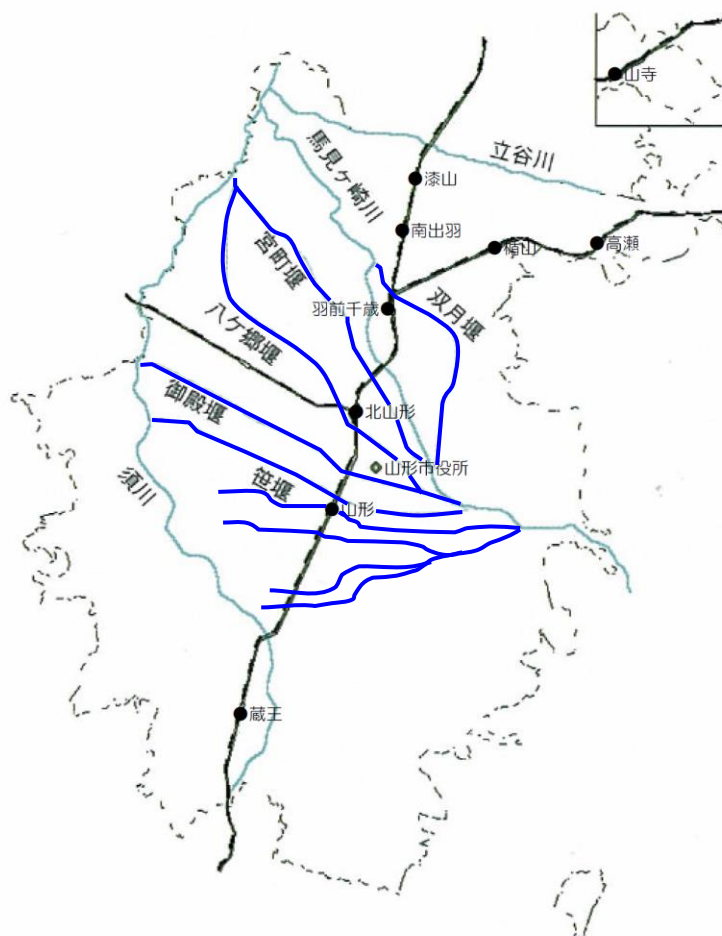


図 5-1 山形五堰

3. 道路の緑化

街路樹は、火災の延焼防止のほか、生態系に連続性を持たせるなど、みどりのネットワークを形成するうえでも重要な役割を持ちます。

街路樹設置可能な道路の整備を推進するとともに、植樹柵やポケットパークなどを利用し、緑化の推進を図ります。

①街路樹の整備推進

- ◆道路の整備にあたっては、街路樹の植栽を推進します。
- ◆街路樹の植栽にあたっては、樹木の適正な配置に努めます。



市道小立街道線（小荷駄町）

②街路樹の保全

- ◆快適で安全な道路環境を守り、沿道住民への配慮を行いながら、より多くの街路樹が豊かに生長するよう適正な維持管理に努めます。

③景観に配慮した道路の整備

- ◆電線等の地中化により、快適な歩行空間を確保するとともに、緑化スペースの整備を推進します。
- ◆地域において、既存の街路樹や植樹柵などに草花を植えるなど、みどりの連続性を確保するため、花による潤いのある景観づくりに努めます。
- ◆ポケットパークには、まちに潤いを与え、休む人が安らげる空間となるように、緑化スペースの確保に努めます。



市道山大医学部線
（桜田西地内）



主要地方道山形山寺線ポケットパーク
（緑町地内）

4 公共公益施設の緑化

公共公益施設は、多くの市民が利用し、市民の暮らしを支える重要な施設であると同時に、地域におけるみどりの拠点として地域環境の向上を図り民有地緑化を先導していく役割もあります。

そのため、緑化にあたっては施設の特性や規模、地域の景観に配慮した緑化を図ります。

①樹木の保全

- ◆公共公益施設は防災支部や避難所となる施設も多く、火災の延焼防止機能を持つ樹木などの保全に努めます。
- ◆樹木の管理方法のマニュアルによる樹木の適正な維持管理に努めます。



第十中学校

②敷地緑化の推進

- ◆みどりのカーテンや学校敷地における芝生化など、ヒートアイランド現象の緩和としても有効な緑化に努めます。
- ◆道路から見える部分への花壇やプランターの設置など、花による地域の良好な景観の創出に努めます。
- ◆山形市公共施設緑化推進の手順書に基づく緑化に努めます。



第一小学校中庭



みどりのカーテン（金井幼稚園）



第九中学校花壇



文翔館花壇

基本方針 4 『花と「みどり」につつまれたまちをつくる』

主に「環境の保全及び改善」「減災」「景観形成」などのみどりの役割について、その機能の保全・強化を図るため、それぞれの土地利用に応じた以下の施策を展開します。

1 住宅地の緑化

みどりあふれる市街地形成のためには、市街地の中でも大部分を占める住宅地において緑化を推進することが重要です。

環境問題対策のほか、みどりの豊かさや潤いを感じられる景観の創出、新たな交流の場の創出、減災への対応に向けて緑化を図ります。

①敷地緑化の促進

- ◆ヒートアイランド現象の緩和や二酸化炭素吸収量の増加のほか、省エネルギー対策としても有効な、生け垣、花壇、プランター、みどりのカーテンなど、それぞれの住宅環境に合わせた緑化を働きかけます。
- ◆良好な景観創出のため、通りから見える位置の緑化を働きかけます。
- ◆住宅地の緑化として、近年、オープンガーデンが注目されています。多くの人々が訪れ、新たな交流の場となるよう、その取り組みを働きかけるとともに、PRなどの支援に努めます。
- ◆密集した住宅地においては、火災の延焼防止や家屋などの倒壊を軽減する機能を有する庭木など、樹木の植栽を働きかけます。
- ◆家屋新築記念樹交付事業による樹木の交付を推進し、住宅地の緑化を促進します。



住宅における緑化例①



住宅における緑化例②



住宅における緑化例③



住宅における緑化例④

2 工業地の緑化

工業地においては、火災の延焼防止、空気の浄化など環境への配慮とともに、周辺に与える景観を考慮し、緩衝緑地の整備や敷地の緑化を図ります。

①緩衝緑地の整備の促進

- ◆騒音、振動等による環境悪化の防止のほか、景観に配慮するため、工業地の整備においては、周囲への緩衝緑地の整備を働きかけます。



緩衝緑地（流通団地防音緑地）

②敷地緑化の促進

- ◆ヒートアイランド現象の緩和や二酸化炭素吸収量の増加のほか、省エネルギー対策としても有効な、花壇、プランター、みどりのカーテンなど、みどりに囲まれた工業地を創出するため、それぞれの敷地の状況に合わせた緑化を働きかけます。
- ◆良好な景観創出のため、通りから見える位置の緑化を働きかけます。
- ◆火災や地震などの災害時における被害の拡大防止を図るため、敷地周囲や敷地内への高木などの植栽を働きかけます。
- ◆工業団地などの緑化推進を図るため、花苗などの支援に努めます。



みどり豊かな工業地（蔵王産業団地）

③工場立地法及び公害防止協定に基づく緑化の促進

- ◆公害等を防止し、環境の保全を図るため、工場立地法及び公害防止協定締結に基づく敷地内緑化を促進します。

3 商業地の緑化

多くの人が集まる商業地においては、潤いのある都市景観を創出し、訪れる人々に安らぎを与えるために、敷地の緑化を図ります。

中心市街地の商店街においては、限られたスペースを活用し、花とみどりにつつまれたまちづくりを図ります。

①敷地緑化の促進

- ◆良好な景観創出のため、花壇やプランターの設置など、通りから見える緑化を働きかけます。
- ◆中心市街地の商店街においては、限られたスペースを活用し、ヒートアイランド現象の緩和や二酸化炭素吸収量の増加のほか、省エネルギー対策としても有効な、花壇・プランター・みどりのカーテンなどによる緑化を働きかけます。
- ◆商店街などの緑化推進を図るため、花苗などの支援に努めます。
- ◆駐車場などの敷地内空地については、樹木による緑化を働きかけます。



限られたスペースでの緑化例①



限られたスペースでの緑化例②

②緑化スペース確保の促進

- ◆壁面後退などによるゆったりとした歩行空間の創出とともに、緑化による潤いのある空間の創出を働きかけます。



壁面後退スペースの緑化例①



壁面後退スペースの緑化例②

4 まちづくりの制度を活用した緑化

まちづくりの手法である各種制度を活用した緑化推進により、潤いのあるまちづくりを図ります。

①地区計画制度の活用

- ◆魅力やゆとりある空間など、特色ある住宅地の風景を創り出すため、地区計画制度の活用による緑化を働きかけます。



地区計画制度活用による緑化
(蔵王みはらしの丘地区)

②まちなみデザインに関する協定制度的活用

- ◆山形の歴史・文化・自然・風土などに由来する地域の特性を活かした景観を形成するため、まちなみデザインに関する協定制度の活用による緑化を働きかけます。



まちなみデザイン協定制度活用による緑化
(蔵王温泉樹氷通り街並みづくり協定)

③景観に関するガイドライン等の活用

- ◆大規模な建築物等については、周辺の景観に与える影響も大きいことから、周辺と調和した美しい街並みを創り出すため、景観に関するガイドライン等の活用による敷地内緑化を働きかけます。



大規模建築物等届出制度活用による緑化
(沼木地内)

基本方針5 『市民とともに「みどり」をつくる』

主に「環境の保全及び改善」「景観形成」「コミュニティの形成」「豊かな心の育成・心とからだの健康」などの役割について、その機能の保全・強化を図るため、以下の施策を展開します。

1 市民参加による「みどり」づくり

公園や公共公益施設などの身近なみどりについて、市民がより親しみと愛着を持ち、交流を通したコミュニティが形成できるよう、ボランティアによるみどりの管理などの緑化活動への市民参加を促進し、市民と行政とが協力しあう体制づくりを図ります。

また、これらの活動を通して地域の交流を深め、地域コミュニティの形成、まちづくりに対する意識の高揚を図り、地域の緑化推進とともに豊かな地域社会づくりを図ります。

①市民参加による「みどり」づくり

- ◆市民が利用しやすい公園にするため、身近な公園については、清掃や低木の剪定などの公園管理を行う公園管理協力会の設置を働きかけていくとともに、美しい公園の維持について、利用者への啓発に努めます。
- ◆花壇やプランターへの植栽など、公園での緑化活動に市民の参加を働きかけていきます。
- ◆緑化活動の促進に向けて、花苗などの支援に努めます。



公園管理協力会による低木の剪定
(姫公園)

- ◆河川の自然環境を守り、美しい河川を創出するため、河川一斉清掃や山形県ふるさとの川愛護活動支援事業など、市民や企業と行政の協力体制による取り組みを促進します。
- ◆企業や市民による桜の植栽など、河川愛護などとともに緑化に対する意識の高揚を図る取り組みについては今後も継続できるよう努めます。
- ◆山形五堰の水流を守り、市街地に潤いを創出するため、山形五堰クリーン作戦など、市民と行政との協力体制による取り組みを促進します。



河川一斉清掃（竜山川）

- ◆街路樹や花壇を守り、良好な都市景観を創出するため、マイロードサポート事業など、市民と行政との協力体制による取り組みを促進します。
- ◆潤いある地域の景観を創出するため、公共公益施設での植栽や花壇の管理など、市民と行政との協力体制に



マイロードサポート事業（竜田）

による緑化活動を促進します。

- ◆観光やまがたにふさわしいおもてなしとして、魅力あふれる蔵王や山寺、市街地観光などの観光地だけではなく、玄関口となる観光地入口部、高速道路インターチェンジ付近、駅などに、市民と共に花による緑化を推進し、また訪れたいくなるような魅力的な空間の演出に努めます。
- ◆地域の緑化推進を図るため、花苗などの支援に努めます。



飯塚町町内会による緑化
(飯塚コミュニティセンター)



東金井駅美化活動ボランティアによる緑化
(東金井駅)



上野中山間直接支払運営委員会の花壇
(蔵王半郷)



きらりロードの会の花壇
(山形駅前)

②「みどり」を通した地域活動の促進

- ◆自治会などを中心とした地域における緑化活動を促進するための支援に努めます。
- ◆地域における緑化活動へ商店や事業所などの参加を働きかけます。
- ◆地域のランドマークとなる施設や樹木などを中心とした緑化活動を促進し、地域の特色を活かした景観の保全・創出を働きかけます。



宮町五区自治会福寿会による緑化
(鳥海月山両所宮)

③「園芸福祉」への取り組み

- ◆障害の有無や性別、世代を越えた多くの人々がみどりとふれあいながら交流し、豊かな地域社会を築く「園芸福祉」への取り組みを促進するとともに、種子や花苗などの支援のほか、技術的な指導など、活動の普及・啓発に努めます。



世代を超えた緑化活動への取り組み

2 緑化を支える組織や人材の育成

緑化活動を支える組織づくりとともに、緑化を推進するための人材を育成・支援します。また、みどりに関する相談の充実を図ります。

①組織や人材の育成・支援等

- ◆学校教育の一環としての体験学習など、環境教育の充実に努めます。
- ◆みどりに関する専門的な知識や技術を持つ、緑化推進のリーダーやボランティアの育成に努めます。
- ◆緑化ボランティア団体の支援に努めます。
- ◆「緑の少年団」などの団体活動の支援を通し、組織や人材の育成に努めます。



緑化ボランティア養成講座



緑化ボランティア
「グリーンサークル」による樹木の剪定
(霞城公園)



緑化ボランティア
「花咲かフレンド'02」による
プランターモニュメント設置(市役所)



緑化ボランティア
「みどりのボランティア」による
花苗生産活動(霞城公園)

②「みどり」に関する相談の充実

- ◆植物の種類に応じた「花と緑の相談員」制度の充実に努めます。

3 「みどり」に親しむ環境づくり

より多くの市民が心豊かで健康な生活が送れるよう、みどりによる安らぎ・癒しなどにふれあえる場を創出するとともに、誰もが気軽にみどりと親しめる環境づくりを図ります。

①「花育」などへの取り組み

- ◆児童遊戯施設「べにっこひろば」において、子供たちがみどりに親しみ育てる機会を通して、優しさや美しさを感じる「花育」活動の取り組みを促進します。
- ◆地域・小学校・幼稚園・保育園などにおいても、「花育」活動の取り組みを促進します。
- ◆福祉施設においては、人の心を癒し、和ませ、穏やかにするなど、植物が持つ力を活かしながら行っている花苗の植替え作業を促進します。
- ◆花育などの実施にあたっては、種子や花苗などの支援のほか、技術的な指導など、活動の普及・啓発に努めます。



花苗の植付け作業
(べにっこひろば)



花苗の植替え作業
(サニーヒル山寺)

②室内緑化の普及

- ◆人は、その人生の大半を住居や職場などの室内で過ごしています。心にゆとりや安らぎを与えるみどりを身近に置き、精神的にも身体的にも健康で豊かな生活環境となるよう、室内緑化の普及に努めます。



飲食店における室内緑化
(吉原)

③「みどり」による健康づくり

- ◆みどりの中でのウォーキング、花壇づくりなど、みどりとふれあいによる癒しと運動を通して、市民が心身ともに健康の増進が図れるような取り組みの支援に努めます。



みどりの中でのウォークラリー大会（山形市健康づくり運動普及推進協議会）

4 「みどり」の普及啓発の充実

緑化意識の高揚を図り、市民や団体による緑化活動を促進していくため、みどりのイベントの開催、広報活動の充実、顕彰制度の充実などとともに、都市公園や公共公益施設、中心市街地での花による緑化推進を図るため、花苗生産活動への取り組みを図ります。

①「みどり」のイベントの充実

- ◆「植樹祭」「花と緑のつどい」「市民ふれあい花壇」など、市民がみどりにふれあえる各種イベントの開催を推進します。
- ◆盆栽・菊花展示会など各種展示会の開催を支援します。
- ◆樹木・園芸講習会など各種講習会の開催を推進します。
- ◆苗木・花苗などの配布に努めます。



花と緑のつどい

②広報活動の充実

- ◆広報誌や各種メディア、ホームページなどを活用し、広報活動の充実に努めます。



市民ふれあい花壇

③顕彰制度の充実

- ◆花壇コンクールなど、市民の緑化活動を表彰する制度の充実に努めます。



山形南保育園



山形徳洲会病院健康友の会
花壇クラブ

④花苗生産活動への取り組み

- ◆都市公園や公共公益施設をはじめ、山形市内で花による緑化推進を図るため、市が主体となり、市民ボランティアとともに花苗の生産を推進します。



「みどりのボランティア」「花咲かフレンズ'02」

5 グリーン・マネジメント・サイクル（みどりの循環）の構築

地球温暖化などに代表される環境問題対策として、みどりによる低炭素社会構築への貢献を目指し、グリーン・マネジメント・サイクル（みどりの循環）の構築を図ります。

①「みどり」の創出

- ◆本計画に基づき、積極的に緑化を推進し、都市のみどりによる二酸化炭素吸収量の増加に努めます。

②「みどり」の適正な維持管理

- ◆本計画に基づき、公園や道路などの樹木の適正な維持管理を行い、二酸化炭素吸収量の維持向上に努めます。

③木材資源としての活用

- ◆公園などの管理により発生する剪定枝のチップ化や落ち葉の堆肥化を促進するなど、木材資源としての循環利用により、二酸化炭素排出の低減に努めます。

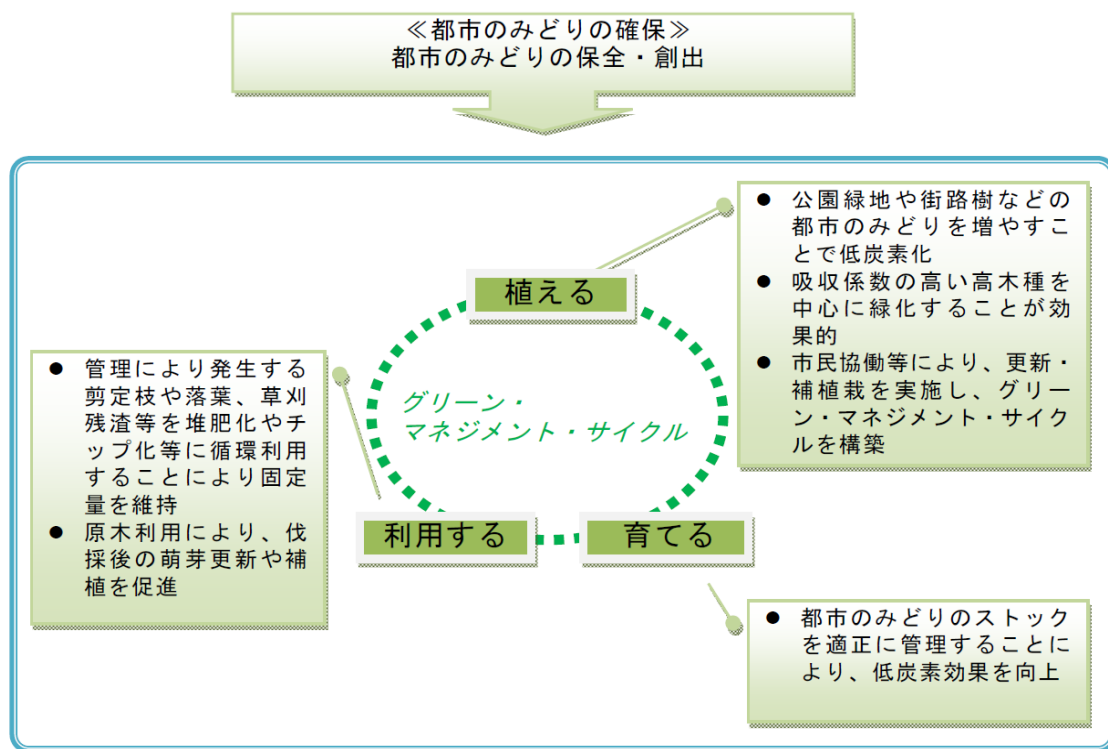


図 5-2 二酸化炭素の吸収・固定の考え方

出典) 国土交通省「低炭素まちづくり実践ハンドブック」

施策の役割分担

施策を実施するためには、市民、商店街・事業所、行政それぞれの相互協力が不可欠です。

以下のとおり施策ごとにおける活動の主体を整理し、市民、商店街・事業所、行政が力を合わせ、共にみどり豊かな山形市を目指します。

施 策		市民	商店街 事業所	行政
基本方針1 まちの風景である 「みどり」をまもる	1 森林の保全と活用			
	2 樹木樹林の保全			
	3 農地の保全と活用			
基本方針2 「みどり」の基盤となる 公園・緑地をつくる	1 安全安心な公園・緑地づくり（都市公園の管理の方針）			
	2 中心市街地における特色ある公園・緑地づくり			
	3 身近な公園・緑地づくり（都市公園の整備の方針）			
	4 魅力ある公園・緑地づくり			
	5 都市公園以外の公園づくり			
基本方針3 まちの拠点や軸となる 「みどり」をつくる	1 河川の保全と活用			
	2 山形五堰の保全と活用			
	3 道路の緑化			
	4 公共公益施設の緑化			
基本方針4 花と「みどり」に つつまれた まちをつくる	1 住宅地の緑化			
	2 工業地の緑化			
	3 商業地の緑化			
	4 まちづくりの制度を活用した緑化			
基本方針5 市民とともに 「みどり」をつくる	1 市民参加による「みどり」づくり			
	2 緑化を支える組織や人材の育成			
	3 「みどり」に親しむ環境づくり			
	4 「みどり」の普及啓発の充実			
	5 グリーン・マネジメント・サイクル（みどりの循環）の構築			



主体となって活動



活動主体のサポート

VI. 緑化重点地区の設定



緑化重点地区の設定

- 1 緑化重点地区とは
- 2 緑化重点地区を設定するにあたっての条件
- 3 緑化重点地区の設定及び緑化推進計画

緑化重点地区の設定

1 緑化重点地区とは

「緑化重点地区」とは、緑地の保全・整備、都市緑化等を重点的に推進する地区をいいます。



2 緑化重点地区を設定するにあたっての条件

地区の設定にあたっては、以下の地区条件を踏まえ、時代の変化や、地区住民・企業等の意識の高まりなどを考慮しながら、逐次検討していきます。

- ①駅前などの都市のシンボルとなる地区
- ②特にみどりが少ない地区
- ③都市の風致の維持が特に重要な地区
- ④緑化の推進に関して住民意識が高い地区
- ⑤市街地再開発事業等、面的な開発が行われる地区
- ⑥緑地協定の締結の促進等により良好な住宅地の形成を促進する地区
- ⑦公共施設と民有地の一体的な緑化及び景観形成により良好な環境の保全及び創出を図る地区
- ⑧ヒートアイランド現象の緩和など、都市環境の改善が必要な地区
- ⑨その他緑化重点地区にふさわしい地区

3 緑化重点地区の設定及び緑化推進計画

山形市では、土地区画整理事業に併せた重点的な公園整備や街路樹の植栽によるみどりの創出が行われ、事業終了後においても緑化意識の向上や緑化活動のモデルとしての高い波及効果が期待できる「蔵王みはらしの丘地区」「嶋地区」の2地区を平成19年3月に緑化重点地区として設定しました。

また、新たに、中心市街地活性化基本計画に基づく活性化事業と併せた緑化推進により美しい市街地景観の形成が期待できる「中心市街地地区」を緑化重点地区として設定し、それぞれの地区における緑化推進計画を定めます。

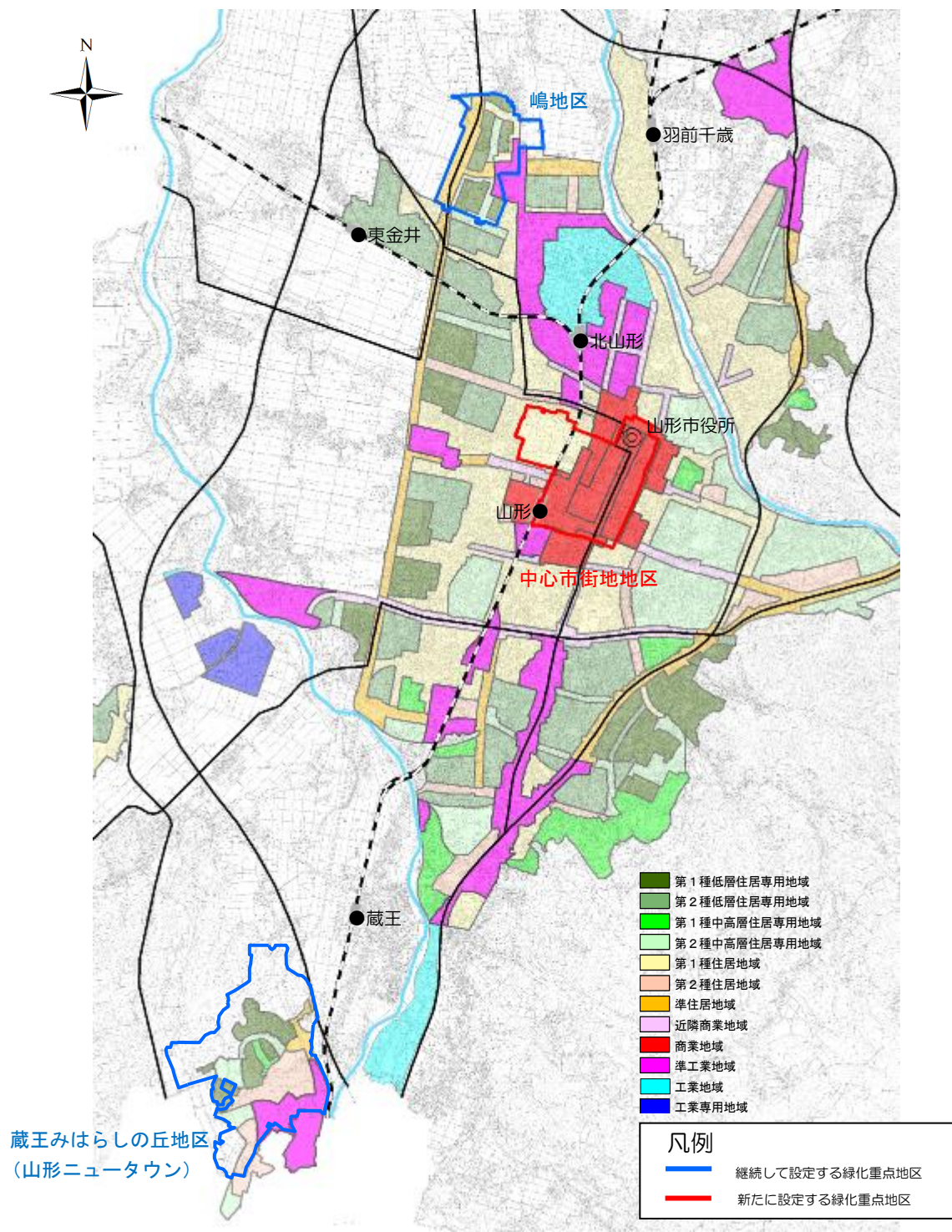


図6-1 緑化重点地区位置図

（１）蔵王みはらしの丘地区

計画テーマ：「蔵王に抱かれた美しいまち」

平成 19 年 3 月に緑化重点地区に設定された蔵王みはらしの丘地区は、山形市と上山市にまたがる丘陵に位置し、周辺を樹林地や農地に囲まれ、地区の中央を不動川が流れるなど豊かな自然環境に恵まれており、雄大な蔵王連峰の眺めをシンボルとした山形ニュータウンとして、土地区画整理事業の施行に併せ、周辺に農業緑地や周辺緑地も設けられました。

参加・体験型の新たなタイプの総合公園、地形を活かした蔵王連峰や市街地の眺望が美しい地区公園、地区住民のコミュニティの場となる街区公園、まちを印象付ける並木や連続性のある低木の植栽によるみどり豊かな道路が整備され、民有地では地区計画制度を活用した緑化推進への取り組みが行われています。良好な居住環境を形成するモデル地区として、引き続き、緑化重点地区に設定します。



雄大な蔵王連峰の眺望

【設定の理由】

- ◆農業緑地や周辺緑地、不動川など、みどり豊かな環境を守り続けていく必要があります。
- ◆重点的な公園整備が続けられており、これまでに様々なコミュニティの場が創出されました。
引き続き、重点的な公園整備に取り組むとともに、これらの公園を活用した緑化活動など、活発な地域の交流が期待できます。
- ◆地区計画が導入され、積極的な緑化推進が期待できます。



市街地を一望できる公園
（蔵王みはらしの丘公園）

【緑化推進計画】

- ◆松原山神明神社や松原不動尊など、地区内に残る歴史資源の保全や活用に努めます。
- ◆花の植栽など、地区住民の緑化活動の場として、道路の植栽帯や公園、公共公益施設などの活用に努めます。
- ◆公園管理協力会とともに、コミュニティの場となる身近な公園の維持管理に努めます。
- ◆地区住民との協働により、低木の維持管理など沿道敷地と融和した空間の保全に努めます。
- ◆河川一斉清掃などにより、地区の中央を流れる不動川の自然環境の保全に努めます。
- ◆地区住民が積極的に緑化活動に取り組めるよう花苗等の支援に努めます。
- ◆地区計画制度による建築物等の制限や生け垣設置による緑化推進など、地区住民を中心として、眺望や豊かな自然などの恵まれた環境を活かしたまちづくりに努めます。
- ◆地区住民が主役となって創っていく新しいタイプの総合公園である「蔵王みはらしの丘ミュージアムパーク」の活用を図り、自然や人とのふれあいを通じて、豊かな自然と人との関係の形成、郷土への愛着を育んでいきます。
- ◆周辺緑地における植樹祭など、みどりに対する親しみや愛着を醸し出す取り組みに努めます。



みどり豊かな住宅地



みどり豊かな道路



蔵王みはらしの丘ミュージアムパーク

【公園緑化計画】

◆原地形を活かしたアースデザイン

本地区は、起伏に富む原地形を活かしたまちであるため、変化に富んだ印象的な景観・空間体験が魅力になっています。公園整備計画地においても、小高い丘や尾根部等からの良好な景観や、起伏のある丘などの地形条件を活かすことが重要であるため、原地形を活かしながら、より快適な空間を創出するよう、アースデザインの工夫を重視します。

公園は、地区に住む人や訪れる人が魅力ある眺望などを共有し、地域への理解と愛着を培っていく大切な場所です。ここでの体験をより印象的にするよう原地形を活かした穏やかな地形変化が美しいアースデザイン、圧迫感が生じにくいアースデザインとし、併せて、このような地形の魅力を高める植栽を行います。

◆公園の利用や活動に応じた緑化

公園は住宅地の中の貴重なオープンスペースであり、憩いの場やコミュニティの場、子供たちの遊び場として、利用しやすい空間を創出するとともに、その利用や活動の形態にふさわしい緑化を図ることが重要です。

地形に合わせて、前面道路や周囲から眺めることができる美しいみどりの景観を創りだす植栽、周辺樹林地である里山などと調和した植栽、眺望景観や公園入口部などの重要な場所の印象を高める植栽、公園への親しみを高める美しい花の植栽、遊び場や腰を下ろせる丘の地被類植栽など、公園ごとの利用や活動に応じた植栽を行います。



蔵王みはらしの丘公園

◆公園づくりや維持管理への住民参加

公園はコミュニティの場となる貴重な空間であり、適切な維持管理に努めなければなりません。地区住民が公園づくりや維持管理に参加することで、公園に対する意識の高揚を図り、愛着ある公園として、より快適な空間を維持していきます。



市民による植樹
(蔵王みはらしの丘公園)

蔵王みはらしの丘地区

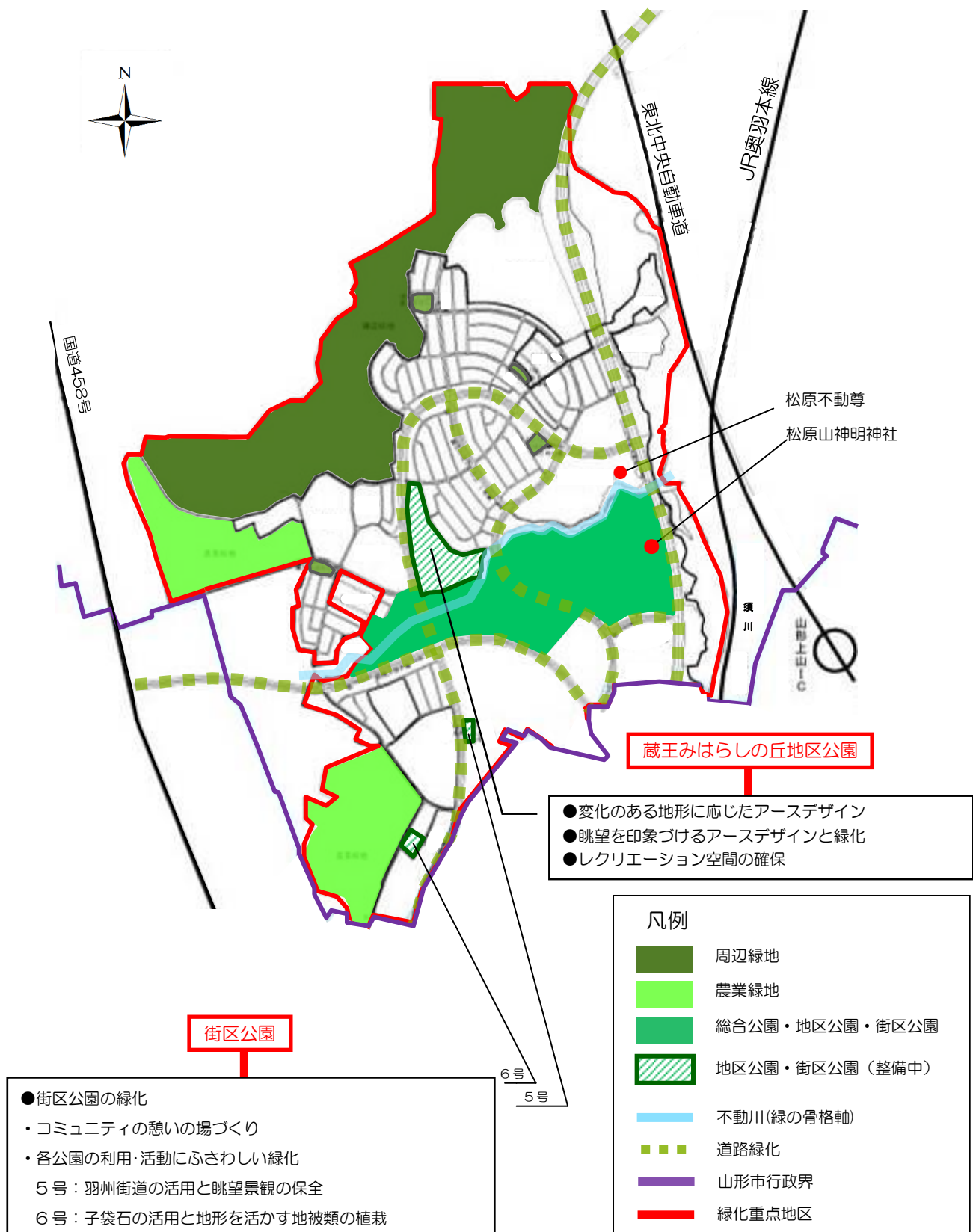


図6-2 緑化イメージ図

(2) 嶋地区

計画テーマ：「歴史・文化と潤いを感じるまち」

平成 19 年 3 月に緑化重点地区に設定した嶋地区は、山形市の北西部に位置し、南東が市街地、北西が田園に隣接し、地区の中央には国指定史跡である嶋遺跡があります。また、嶋堰が南北に縦断しており、歴史資源や水辺の潤い空間を活かした土地区画整理事業により、良好な都市環境が整備されました。

歴史資源とレクリエーション機能を融合した地区公園、地区住民のコミュニティの場となる街区公園、四季の変化を感じさせる花木の並木植栽などによるみどり豊かな道路が整備され、民有地では地区計画制度を活用した緑化推進への取り組みが行われています。

また、地区に隣接して児童遊戯施設「べにっこひろば」が整備されるなど、都市環境も広がりを見せてきています。計画の見直しにあたり、区域を広げ、複合的な都市機能を有した新たな市街地環境を形成するモデル地区として、引き続き、緑化重点地区に設定します。



嶋地区

【設定の理由】

- ◆嶋遺跡を活かした地区公園、嶋堰の水辺空間を活かした嶋緑道など、歴史・文化資源を活用した憩いの空間を守り続けていく必要があります。
- ◆重点的な公園が整備されたことにより、様々なコミュニティの場が創出され、公園を活用した緑化活動など、活発な地域の交流が期待できます。
- ◆地区計画が導入され、積極的な緑化推進が期待できます。



嶋遺跡

【緑化推進計画】

- ◆嶋遺跡と嶋堰を活用した空間をみどりのシンボルゾーンとして保全し、多くの人に愛される空間にするため、樹木の生長を促す適正な維持管理に努めるとともに、花の植栽などによる緑化を推進します。
- ◆花の植栽など、地区住民の緑化活動の場として、道路の植栽帯や公園、公共公益施設などの活用に努めます。
- ◆公園管理協力会とともに、コミュニティの場となる身近な公園の維持管理に努めます。
- ◆地区住民が積極的に緑化活動に取り組めるよう花苗等の支援に努めます。
- ◆地区計画制度による生け垣設置など、地区住民を中心に、みどりによる潤いを感じられるまちづくりに努めます。
- ◆沿道業務地区は、訪れる人が魅力的な空間と感ぜられるよう、沿道敷地と融和したみどりの保全に努めます。
- ◆業務地区は、周辺環境に配慮し、良好な居住環境を維持するため、積極的な緑化推進や適正な維持管理に努めます。



嶋緑道



本屋敷公園

【公園緑化計画】

◆公園づくりや維持管理への住民参加

公園はコミュニティの場となる貴重な空間であり、適切な維持管理に努めなければ、その魅力は半減してしまいます。地区住民が公園づくりや維持管理に参加することで、公園に対する意識の高揚を図り、愛着ある公園として、より快適な空間を維持していきます。

嶋 地 区



図6-3 緑化イメージ図

(3) 中心市街地地区

計画テーマ：「歴史・文化と調和した美しいまち」

中心市街地地区は、山形城の城下町として発展し、山形駅前地区と七日町地区の二つの商業核を結ぶ口の字型に形成された商業・業務地を中心とした地区で、居住や文化機能など多様な都市機能も併せ持つ、広域の中心的役割を担う地区です。国指定の史跡である山形城跡の復原が進む霞城公園をはじめとして、蔵や山形五堰など、数多くの歴史・文化資源が残されています。

また、中心市街地活性化基本計画において、新たな拠点の創出や街なか回遊を推進しています。

これらの取り組みに合わせ、重点的に緑化を推進することにより、花とみどりによって潤いある市街地景観を創り出すためモデル地区として、新たに緑化重点地区に設定します。

【設定の理由】

- ◆都市のシンボルとなる市街地の中心部に位置し、都市化に伴い、霞城公園を除く地区内の緑被率が3.9%であり、特にみどりが少ない地区になっています。
- ◆歴史・文化資源を活かした、山形の魅力あふれるまちづくりを目指しています。
- ◆歴史・文化資源を活かした新たな観光拠点などの整備とともに、これらの拠点において緑化を推進することで、美しい市街地景観の形成が期待できます。
- ◆周辺の状況や時代のニーズを捉えた公園の再整備など、中心市街地の活性化に資する新たな都市公園が求められています。



山形城跡霞城公園



第二公園

【緑化推進計画】

- ◆霞城公園の整備や、ニーズに応じた都市公園の再整備など、中心市街地の活性化に資する公園整備を推進します。
- ◆都市公園の樹木や街路樹など、地区内の貴重なみどりの生長を促すよう適正な維持管理を行い、ヒートアイランド現象の緩和など都市環境の改善に努めます。
- ◆街なかの回遊性を高めるため、公共公益施設や民



市民会館

有地における既存の空地スペースに、花壇やプランターによる花の植栽、ベンチの設置などにより、心も身体も休める憩いの空間として「(仮称)みどりのスポット」の整備を推進します。

- ◆街路樹によるみどりの演出をより効果的に発揮させるため、植樹柵や植栽帯への花の植栽によって連続性を高め、潤いのある市街地景観の創出を図ります。
- ◆新たな観光拠点や賑わい拠点の整備に併せ、樹木や花による緑化を推進し、訪れる人へのおもてなしとして、潤いや安らぎを感じられる空間の創出に努めます。
- ◆花壇の管理など、市民が気軽に緑化活動に参加できる環境づくりを推進します。
- ◆みどりのカーテンやプランターの設置など、限られた敷地を有効活用した緑化を働きかけます。
- ◆まちなみデザインに関する協定制度の積極的な活用により、沿道建物との調和を図りながら一体感のある緑化を働きかけます。
- ◆花による緑化推進を図るため、ボランティアによる花苗の生産に取り組みます。



植栽帯の緑化例



プランターによる緑化例

【公園緑化計画】

◆歴史・文化資源を活かした公園整備

国指定の史跡である山形城跡霞城公園について、山形市のシンボルにふさわしく、桜をはじめとする樹木の保全、花壇での花による緑化を行い、霞城観桜会会場や市街地観光の拠点施設として、これまで以上に魅力にあふれ、多くの人に愛される総合公園として整備します。

また、山形美術館・最上義光歴史館周辺においては、歴史・文化軸としての趣きの創出とともに、訪れる人たちへのおもてなしを感じさせる花の植栽を行います。

◆ニーズに応じた公園の再整備

地区内における都市公園については、街なか回遊・街なか居住・イベントなど、時代のニーズに応じた空間を形成し、周辺の状況や求められる市民ニーズに合わせて樹木や花による緑化を行い、中心市街地の活性化に資する公園として再整備します。

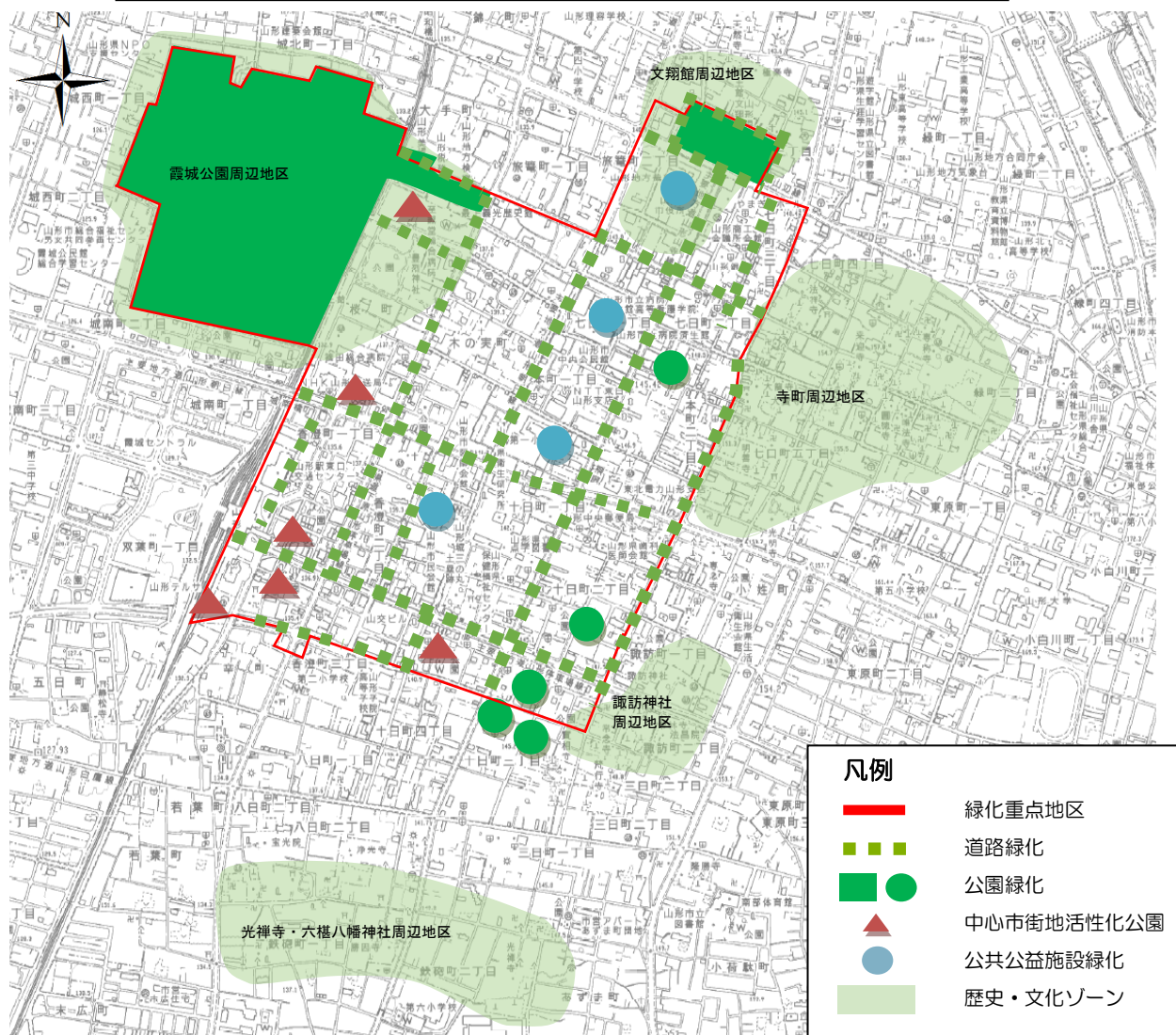
◆樹木の適正な維持管理による環境問題対策への貢献

都市公園の樹木については、適正な維持管理を行いながら豊かな生長を促し、ヒートアイランド現象の緩和など都市環境の改善に努めます。

中心市街地地区

霞城公園

- 国指定史跡山形城跡として、歴史・文化を活かした山形市のシンボル性の創出
- 花苗生産基地の充実
 - ・中心市街地を中心に、花による緑化推進を図るための花苗を生産する場の充実
- 霞城公園の緑化
 - ・霞城観桜会の会場としてふさわしい、約 1,500 本に及ぶ桜の保全
 - ・最上氏時代以来の山形城の名残りを留める樹木の保全
 - ・本丸一文字門広場花壇をはじめ、園内各所への花壇の整備
- 山形美術館・最上義光歴史館周辺の緑化
 - ・歴史・文化軸としての趣きを感じさせる樹木の保全
 - ・観光拠点・賑わい拠点にふさわしく、訪れる人々たちへのおもてなしを感じさせる花の植栽



(仮称)みどりのスポット

- 花壇やプランターによる花の植栽
- ベンチの設置などによる憩いの空間の演出
- 周辺に調和した緑化
- 既存の樹木の保全
- 既存の樹木等と一体となり、広がりを感じられる配置

花苗生産活動

- 中心市街地並びに市全域の花による緑化推進のため、ボランティアによる花苗の生産

中心市街地活性化公園

- 周辺の状況や求められる市民ニーズに合わせて樹木や花による緑化を行い、中心市街地の活性化に資する公園として再整備

図6-4 緑化イメージ図